

自己点検・評価報告書

2025（令和7）年度 自己点検・評価

2025



UNIVERSITY
ACCREDITED
2023.4~2030.3



2025（令和7）年度 自己点検・評価報告書

目次

序章	1
第1章 理念・目的	5
第2章 内部質保証	11
第3章 教育研究組織	22
第4章 教育課程・学習成果	28
第5章 学生の受け入れ	71
第6章 教員・教員組織	78
第7章 学生支援	95
第8章 教育研究等環境	110
第9章 社会連携・社会貢献	124
第10章 大学運営・財務	
(1)大学運営	134
(2)財務	144
終章	148

序章

滞る改革と実志願者数の減少

1965（昭和 40）年に開学した大阪体育大学は、収容定員 2600 人程度の小規模校であり、体育学部のみの一学部でスタートした。その後 2015（平成 27）年に教育学部を設置し、現在まで 2 学部 3 学科の体制を維持してきたが、2024（令和 6）年 4 月には、体育学部をスポーツ科学部に改組し、新 1 年生が入学した。これまで体育・スポーツ系大学の人気は高く、開学以来、本学が定員を割ることはなかったが、この人気の高さが他大学の経営戦略に与えた影響は大きく、大規模校（例えば早稲田大学、法政大学、同志社大学、関西大学、東洋大学など）において次々に体育・スポーツ系の学部学科が新設されるとともに、体育・スポーツ系の大学（例えばびわこ成蹊スポーツ大学や環太平洋大学）が開学されたため、市場は一気にレッドオーシャン化していった。

体育・スポーツ系の大学や学部・学科が増え始めた 2003（平成 15）年ごろ、本学の実志願者数は 2 千人を超えていた。そのため、当時の大阪体育大学には、一定数の受験希望者（コアファン）がいて、大学経営は安泰だろうという過去の成功体験に縛られた空気が漂っていた。しかしながら、コアファンの定義は曖昧で、受験生マーケットの存在も明確ではなかった。例えば高校で部活に励み、大学でも競技を続けたいという進学希望者像や、本学OBの保健体育教員の推薦という太いパイプの存在はあったものの、それが具体的なデータで示されることはなく、新たな受験者マーケットを獲得しようという経営的努力も緩慢であった。

過去 10 年間の実志願者数のピークは 2015（令和 27）年度であったが、その数は毎年減少を続け、2023（令和 5）年度には過去最低となった。その背景には、18 歳人口の減少とともに、新型コロナウイルス感染症の影響による国際、観光、スポーツ学部の人気低下、そして本学における将来を描いたグランドデザインの不在といった複数の要素が絡み合っていた。幸い、入試部や学長室の努力に加え、大学が一体となってこの問題に取り組んだ結果、2024（令和 6）年度の実志願者数は増加に転じた。

2022（令和 4）年度の大学評価の結果

2022（令和 4）年度の大学評価において、本学は大学基準協会の大学基準に適合しているとの認定を受けた。この評価にあたっては、2022（令和 4）年 3 月に、2022（令和 4）年度自己点検・評価報告書、評定一覧、根拠資料一覧、必須提出資料チェックシート、根拠資料URL一覧、大学基礎データ（設置基準算出根拠：大学教員、大学院教員、面積）、そして基礎要件確認シートを協会に送るとともに、2022（令和 4）年 9 月 30 日から 10 月 1 日にかけて、大学基準協会の実地調査を受けた。認定の期間は 2023（令和 5）年 4 月 1 日から 2030（令和 12）年 3 月 31 日までで、本報告書は認定後 2 年を経た 2024（令和 6）年度の改善・向上に向けた取り組みの概要を示すものである。

この時の評価に関しては、①理念・目的、②内部質保証、③教育研究組織、④教育課程・学習成果、⑤学生の受け入れ、⑥教員・教育組織、⑦学生支援、⑧教育研究等環境、⑨社会連携・社会貢献、⑩大学運営・財務といった 10 項目で評価を受けたが、このうち②の内部質保証と⑩の財務において、B 評定という厳しい評価を受けた。

特に②の内部質保証に関しては、「2015（平成27）年度に行った前回の大学評価（認証評価）以降、自己点検・評価の取り組みは2018（平成30）年度に1回しか行われてこなかったため、各部局・部署で個別の改善には取り組んできたものの、定期的な点検・評価の結果に基づく、改善・向上に向けた取り組みは行われておらず、内部質保証が機能しているとはいえない」という厳しい指摘を受けた。これは、改革に向けた学内の停滞が生んだ負のレガシーのひとつである。

このような内部質保証を推進する組織の不備については、（新しく学長が交代した2021（令和3）年4月より）学内で議論をスタートさせ、同年11月から内部質保証タスクフォースの設置に踏み切り、2022（令和4）年4月に内部質保証推進委員会を発足させるなど対応を急いだ。その結果、現在では内部質保証のシステムを実質的に機能させ、内部質保証のための自己点検・評価を定期的実施し、その結果に基づく改善・向上に取り組む体制が整った。これに関しては、2. 内部質保証（11ページ）においてさらに詳しく述べる。

⑩の財務については、大学部門では事業活動収支差額はプラスを維持しているものの、併設校において継続的に支出超過の状況となっていることに加え、併設校の校舎移転事業の実施等により、「要積立額に対する金融資産の充足率」が低い水準となっているという指摘を受けた。これについては、浪商学園全体の財政基盤を確立するための具体的な数値目標や方策を策定し、実行することが求められる。大学に関しては、2025（令和7）年度以降から定員増を行い、入学者数が増えることを前提にシミュレーションを実施し、学園全体の財務の健全化に向けた動きを強化している。財政の問題に関しては、10. 大学運営（134ページ）において詳述する。

さらなる改革に向けて

大学の財政状況に関しては、今後安定した入学者数が確保できれば、財政的な安定が担保され、建物の修繕・改築を含めた大学インフラの更新が順調に進むと予想される。2024（令和6）年度に関しては、指定校推薦の拡大に注力したが、幸いその効果が徐々に生まれている。

これまでの指定校制度については、副次的な受験生マーケットという認識で、比較的偏差値の高い高校に的を絞り、高めの評定平均値を設定し、質の高い学生を獲得することを目的としていた。

この考えを変えるために、2023（令和5）年に新たに策定した中期経営計画において、「学生が伸びる大学」というコンセプトを掲げた。そもそも偏差値というのは、ある母集団（高校）における相対的な位置を数値化したもので、母集団が異なる場合、その数値を比較することはできない。さらに高校の偏差値は、塾や業者が行う模擬試験から算出された偏差値と入試の合否結果調査によって決まるものであり、この尺度だけを使って受験生の優劣（あるいは質）を一律に評価することは、多様な人的資本が求められる時代にそぐわないと考えるようになった。

よって本学では、いわゆる偏差値の高い高校のミドル層からボトム層をターゲットにするよりも、偏差値が高なくてもそのトップ層をターゲットにし、伸びる可能性を秘めた<コンピテンシー>（対人、対自己、対課題基礎力）の高い高校生に焦点を定めるように舵を切った。その結果、これまで出願資格として評定平均値が高く設定されていたため、指定

校推薦の対象としていなかった高校からは大いに歓迎された。特に、大阪体育大学に進学を希望する高校生は、体育・スポーツのコースや専科を持つ高校に多く存在し、そこがコアファン層を形成していることが明白になった。

その後は人海戦術を駆使し、指定校を中心に、学長トップセールスを含んだ高校訪問の機会を増やし、体育・スポーツに関心を持つ＜伸びる可能性が高い学生＞の推薦をお願いした。2023（令和5）年度は、それまで40校前後であった指定校の数を、評定平均値を細かく設定しながら大幅に増やした。通常、指定校を増やしても、想定したとおり受験生が集まらないケースも多々あるが、本学の場合、多くの高校から反応があり、例年の4倍以上の志願者増につながることができたことは一つの成果である。

大学概況

- (1) 大学設置年 1965（昭和40）年
- (2) 所在地 大阪府泉南郡熊取町朝代台 1-1
- (3) 理念・目的
- 大阪体育大学の理念は、「不断の努力により智・徳・体を修め社会に奉仕する」ことを建学の精神とし、「人類の平和と幸福のため修学修身智識と体力の開発に精進努力する」ことを学是としている。
- 大学の目的は、「教育基本法に基づき、学校教育法の定めにより、体育・スポーツ及び学校教育に関する科学の理論と技術を教授研究し、豊かな教養と広い識見を備える実践的、創造的な人材を育成し、国民の健康とスポーツ文化及び学校教育の向上に寄与することを目的とする。」ことを学則に定めている。
- 大学院の目的は、「体育・スポーツに関する教育研究活動を通して、広い視野と高度な知識・技能をもった専門家を養成するとともに、自立・率先して教育研究活動を推進することの出来る、創造性豊かな人材を育成することにより、体育・スポーツ科学の発展と人類の福祉に寄与することを目的とする。」ことを大学院学則に定めている。
- それらを踏まえた大学の人材養成に関する目的は、「体育・スポーツ及び学校教育に関する科学の理論と技術を教授研究し、豊かな教養と広い識見を備える実践的、創造的な人材を育成し、国民の健康とスポーツ文化、社会福祉及び学校教育の向上に寄与すること」とし、大学院は、体育、スポーツに関する教育研究活動を通して、広い視野と高度な知識、技能を持った専門家を養成するとともに、自立、率先して教育研究活動を推進することのできる、創造性豊かな人材を育成することにより、体育、スポーツ科学の発展と人類の福祉に寄与する」ことを人材養成に関する目的としている。
- (4) 学部・研究科等 スポーツ科学部、体育学部、教育学部
スポーツ科学研究科
- (5) 収容定員 2,580人（学士課程）
48人（修士課程、博士前期課程）
18人（博士課程、博士後期課程）

第1章 理念・目的（基本情報一覧）

基本資料

文書	URL・印刷物の名称
規程集	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation
寄附行為又は定款	https://www.ouhs.jp/about/disclosure/
学則、大学院学則	https://www.ouhs.jp/about/disclosure/
履修要項・シラバス	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhscommon/top
備考：	

大学の理念・目的[*]

規程・各種資料名称（条項）	URL・印刷物の名称
学校法人浪商学園 寄附行為 第4条	https://www.ouhs.jp/about/disclosure/
情報公開「建学の精神」「学是」 - 大阪体育大学ホームページ	https://www.ouhs.jp/about/disclosure/
大阪体育大学 学則 第1章総則 第1条	https://www.ouhs.jp/about/disclosure/
大阪体育大学大学院 学則 第1章総則 第1条	https://www.ouhs.jp/about/disclosure/
UNIVERSITY GUIDE2025	https://www.ouhs.jp/news/2024-04-23-34189/
大学院案内	https://www.ouhs.jp/department/postgraduate/about/message/
履修要項- 大阪体育大学ポータルサイト	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhscommon/top
備考：	

※関係法令：学校教育法施行規則第172条の2第1項

学部・研究科等における教育研究上の目的[*]

学部・研究科等の名称	規程・各種資料名称（条項）	URL・印刷物の名称
スポーツ科学部	大阪体育大学の教育研究上の目的に関する規程（令和6年4月～）第3条	https://www.ouhs.jp/about/disclosure/
	大阪体育大学における教育充実のための取組方針（令和6年4月～）スポーツ科学部の1	https://www.ouhs.jp/about/disclosure/
体育学部	大阪体育大学の教育研究上の目的に関する規程 第3条～第5条	https://www.ouhs.jp/about/disclosure/
	大阪体育大学における教育充実のための取組方針 体育学部の1	https://www.ouhs.jp/about/disclosure/
教育学部	大阪体育大学の教育研究上の目的に関する規程（令和6年4月～）第4条～第5条	https://www.ouhs.jp/about/disclosure/
	大阪体育大学における教育充実のための取組方針（令和6年4月～）教育学部の1	https://www.ouhs.jp/about/disclosure/
スポーツ科学研究科	大阪体育大学の教育研究上の目的に関する規程（令和6年4月～）第7条	https://www.ouhs.jp/about/disclosure/
	大阪体育大学における教育充実のための取組方針（令和6年4月～）スポーツ科学研究科の1	https://www.ouhs.jp/about/disclosure/
備考：		

※関係法令：大学設置基準第2条、専門職大学設置基準第2条、大学院設置基準第1条の2、学校教育法施行規則第172条の2第1項

中・長期計画等

名称	URL・印刷物の名称
第6次中期計画(2022~2031)	https://www.ouhs.jp/about/vision/
中期経営計画 2023-2027	https://www.ouhs.jp/about/vision/
大体大ビジョン 2031・大阪体育大学ホームページ	https://www.ouhs.jp/about/vision/
令和4年度特色あるプロジェクト研究	令和4年度特別予算計画調書作成要領
令和5年度特色あるプロジェクト研究	令和5年度特色あるプロジェクト研究申請案内
令和6年度特色あるプロジェクト研究	令和6年度特別予算計画調書の提出について
備考:	

※関係法令：国立大学法人設置法第31条、地方独立行政法人法第26条、私立学校法第45条の2第2項

第1章 理念・目的 (本文)

評定：A

1. 現状分析

評価項目①

大学の理念・目的を適切に設定すること。また、それを踏まえ、学部及び研究科の目的を適切に設定し、公表していること。

<評価の視点>

- ・大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにしているか。
- ・理念・目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表しているか。

<大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにしているか。>

大阪体育大学の設置は「学校法人浪商学園寄附行為」(資料 1-1)の「第1章総則」第4条(設置する学校等)に明記され、建学の精神は、「不断の努力により智・徳・体を修め社会に奉仕する」ことであり、学是は「人類の平和と幸福のため修学修身智識と体力の開発に精進努力する」ことである(資料 1-2、1-3 【ウェブ】)。

本学の目的は、「大阪体育大学学則」(資料 1-4)の「第1章 総則」第1条(目的)に「教育基本法に基づき、学校教育法の定めにより、体育・スポーツ及び学校教育に関する科学の理論と技術を教授研究し、豊かな教養と広い識見を備える実践的、創造的な人材を育成し、国民の健康とスポーツ文化及び学校教育の向上に寄与することを目的とする。」と定められている。大学院(スポーツ科学研究科)の目的は「大阪体育大学大学院学則」(資料 1-5)の「第1章 総則」第1条(目的)に「体育・スポーツに関する教育研究活動を通して、広い視野と高度な知識・技能をもった専門家を養成するとともに、自立・率先して教育研究活動を推進することの出来る、創造性豊かな人材を育成することにより、体育・スポーツ科学の発展と人類の福祉に寄与することを目的とする。」と定められている。

それらを踏まえた、体育学部、スポーツ科学部、教育学部、大学院(スポーツ科学研究科)の人材養成に関する目的は、「大阪体育大学の教育研究上の目的に関する規程」(資料 1-6)、教育の目標は「大阪体育大学における教育充実のための取組方針」(資料 1-7)において適切に定め、明示している。

体育学部のスポーツ教育学科、健康・スポーツマネジメント学科及びスポーツ科学部のスポーツ科学科の目的は「大阪体育大学の教育研究上の目的に関する規程」(資料 1-6)において適切に定め、明示している。

教育学部教育学科の各コースの目的は「大阪体育大学の教育研究上の目的に関する規程」(資料 1-6)において適切に定め、明示している。前述の大学院の目的を見てわかるように、学部と大学院が設定している理念・目的には一貫性があり、高度の教育機関として、また、学術文化の研究機関として相応しい内容を有しているとともに、大学の理念・学是(資料 1-3 【ウェブ】)、目的(資料 1-6)とも密接に関連している。

さらに、体育大学としての個性と特徴が、建学の精神の「智・徳・体を修め」、学是の「体

力の開発に精進努力する」(資料 1-2、1-3 【ウェブ】)、大学の目的の「国民の健康とスポーツ文化及び学校教育の向上に寄与する」(資料 1-6) に示されている。

<理念・目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表しているか。>

大阪体育大学の設置を明記した「学校法人浪商学園寄附行為」(資料 1-1)、建学の精神及び学是を本学 WEB サイト(資料 1-2、1-3)にて公表し、教職員及び学生、大学院生に周知するとともに、社会に対して広く公表している。大学及び大学院の目的は、それらが記載されている「大阪体育大学学則」「大阪体育大学大学院学則」や「大阪体育大学の教育研究上の目的に関する規程」を本学 WEB サイトに掲載することで、教職員及び学生、大学院生に周知するとともに、社会に対して広く公表している。また、大学、各学部、研究科の特徴については「大学案内」(資料 8)や本学 WEB サイトで紹介されている(資料 1-9)。さらに「学生便覧」(資料 1-10、1-11)、「大学院要覧」(資料 1-12)を本学 WEB サイトやポータルサイトに掲載し、大学及び大学院の目的と各学部ならびに研究科の教育研究上の目的を教職員及び学生、大学院生に周知するとともに社会に対して広く公表している。なお、大学院(スポーツ科学研究科)に関しては、ホームページをよりわかりやすく改修することで、今後も社会人を主な対象としたリカレント教育の各プログラム(昼夜開講制、長期履修制度、スポーツ科学実践プログラム)の紹介を学内外に訴求していく予定である。

評価項目②

大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定していること。

<評価の視点>

- ・中・長期の計画その他の諸施策は、大学内外の状況を分析するとともに、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容であるか。
- ・中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証しているか。

<中・長期の計画その他の諸施策は、大学内外の状況を分析するとともに、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容であるか。>

これまで、大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくために、中期計画である「大阪体育大学の中期の目標と計画」を4年ごとに策定していた。そのような中、理事会において、2021(令和3)年度の学園創立100周年を機に2022(令和4)年度～2031(令和13)年度のビジョンを法人、各設置校で策定することになったため、本学は2021(令和3)年11月に「大体大ビジョン2031」(資料 1-13)を策定した。大体大ビジョン2031では、教育、研究、スポーツの本物を追求する高い志を軸に、「本物を学び、極める」ことを重視し、高い専門性と人間性を兼ね備えた人材の育成に取り組むことを定めた。なお、大体大ビジョン2031および中期計画(2022～2031)の事業内容等は、本学ウェブサイトにおいて公表し、広く社会に発信しているとともに、教職員に対しても学長報告会等を活用して周知・理解の促進を図っている。

2022(令和4)年には、すでに動き始めた内部質保証システムと連動させ、計画を数

値目標やKPIによってより具体化させるために、大学内外の状況を分析した上で、5か年にわたる「中期経営計画 2023-2027」（資料 1-14）を策定した。これは、第6次中期計画（2022～2031）（資料 1-15）の期中に実施する重点計画という位置づけで、内容は大体大ビジョン 2031 との整合性に配慮しつつ、計画の柱として「人への投資の推進」「スポーツと研究で未来を切り開く」「社会のウェルビーイングを高める」「持続性のある安定した大学経営」の5つの基軸を設定したが、これらはそれぞれ「教育」「研究」「社会貢献」「組織・運営」に関する基本戦略（カテゴリー）に細分化され、計画の責任者（統括部署等）、現状値、KPI/KGI、法人の中期計画との連動、第6次中期計画（2022～2031）との連動といった項目を設けることによって、達成度を把握しやすい設計になっている。（資料 1-14）

以上のことから、中・長期の計画その他の諸施策は、大学内外の状況を分析するとともに、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容になっていると判断できる。

<中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証しているか>

中期経営計画の進捗状況は、内部質保証システムに組み込まれており、内部質保証シートを用いて毎年度把握しながらPDCAサイクルを回している。同シートでは、毎年5月末までに、中期経営計画の基本戦略（カテゴリー）ごとに事業計画（Check）を定めるとともに、それに対する改善課題（Action）を記入する。そして改善課題に対する改善計画とアクションプラン（課題と改善目標、期限、方法・手順を含む）を掲げ（Plan）、6月の第3週に、内部質保証推進委員会による所見または提言、助言、指示を行う。その後、7月から翌年の3月までに計画の具体的な取り組み状況（Do）の記入を行い、取り組みの成果と進捗状況を把握する仕組みである。

内部質保証シートにおける未記入に対しては、管理部門である「内部質保証推進委員会」から重点計画の責任者に対して是正勧告を行っている。なお中期経営計画の進捗及び達成状況については、結果をホームページに公開するとともに、およそ2か月に1回開催される学長報告会を通じて全教職員に周知している。

以上のことから、大学の理念・目的、そして各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として、将来を見据えた中・長期の計画及びその他の諸施策の進捗状況及び達成状況を定期的に検証していると判断できる。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学の建学の精神や理念・目的を実現するために大体大ビジョン 2031「本物を学び、極める」及び第6次中期計画（2022～2031）、内部質保証システムと連動させた「中期経営計画 2023-2027」を策定した。これらにより、計画の達成度を把握することができ、定期的に検証することが可能となった。

課題としては、本学の建学の精神や理念・目的を教職員及び学生、大学院生、社会に広く公表しているが、「大阪体育大学における教育充実のための取組方針」について、教育学部では教育の目標が具体的に述べられているのに対し、スポーツ科学部の教育目標は『大阪

体育大学の教育研究上の目的に関する規程』第3条を受けて、以下のとおり定める」と一般的な記述に留まっており、改善の余地がある。

また、ホームページや規程集、履修要項・ガイドブック、大学院履修要項にて理念・目的を（学外者に向けて）公表しているが、学内者に向けた周知に関しては、そのレベルを判断するための指標がないことも課題である。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

前述のように、本学は、「不断の努力により智・徳・体を修め社会に奉仕する」を建学の精神として、それに基づく大学の理念・目的のもと、教育研究活動を行ってきた。建学の精神を踏まえた大学及び大学院の理念・目的ならびに学部・学科、研究科・課程ごとの教育研究上の目的を定め、それらを学則や規程等に明示している。また、これらの学則や規程等をWEBサイト等に掲載することで、教職員及び学生に周知するとともに社会に広く公表している。

本学の建学の精神や理念・目的を実現するために、大体大ビジョン2031「本物を学び、極める」及び第6次中期計画（2022～2031）ならびに中期経営計画2023-2027を定め、教育研究活動を展開している。その上で、中期経営計画を内部質保証システムと連動させて、年度ごとに改善計画・アクションプランの立案とKPI及びKGIの達成状況を報告し、内部質保証推進組織による取組状況の評価を受けることで進捗管理を行っており、実質的な計画として運用できるように努めている。

なお、スポーツ科学部に関しては、完成年度後の教育目標を改善するため、スポーツ科学部カリキュラム改革タスク検討ワーキンググループ（以下、「タスク検討WG」）が中心となり、一般的な記述に留まらない新たな教育目標を策定した（資料1-16）。

また、理念・目的を周知するまでに至っているか否かを判断するための指標がなかったことについては、アンケート調査に建学の精神及び学是を理解しているのかを尋ねる項目を加えたことで教育目標の改善を図っている。

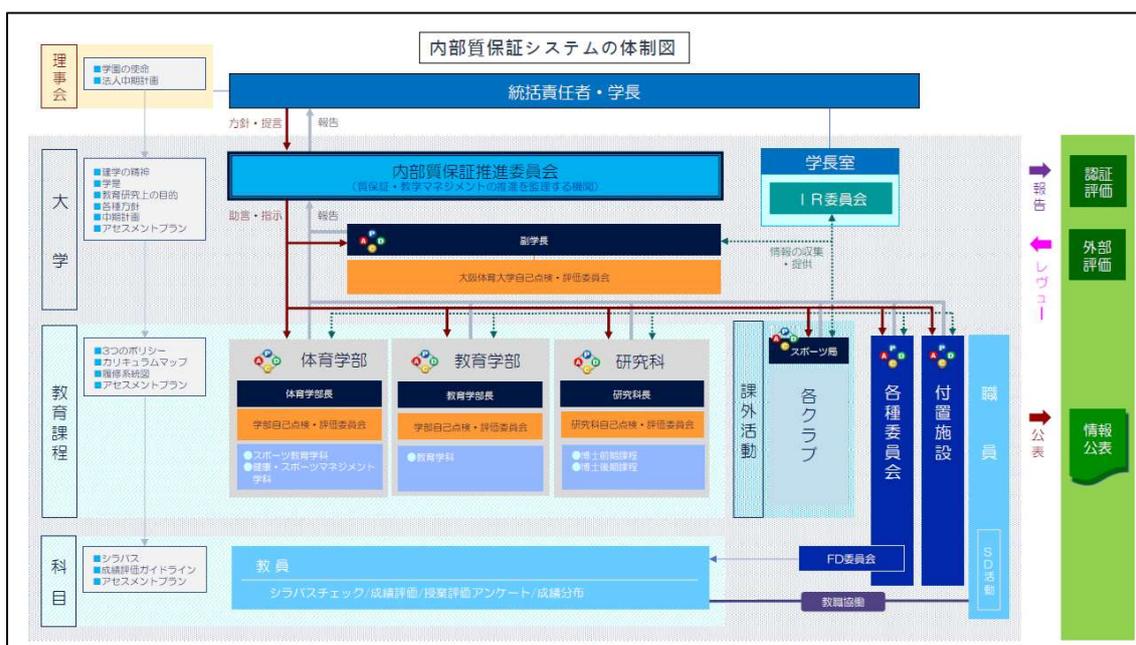
第2章 内部質保証（基本情報一覧）

内部質保証

内部質保証の方針・手続	URL・印刷物の名称
内部質保証・大学認証評価「大阪体育大学内部質保証」「内部質保証に関する各種方針」・大阪体育大学ホームページ	https://www.ouhs.jp/about/disclosure/juaa/
全学内部質保証推進組織の名称と所管事項	
内部質保証推進委員会	(1) 大学及び学部・研究科等の部局における内部質保証の取組状況の監理 (2) 大学及び部局等における内部質保証の取組状況の確認 (3) 大学及び部局等への提言、助言、指示等 (4) 内部質保証に係る情報公開の確認 (5) 内部質保証に係る取組状況及び取組結果等の学長への報告 (6) その他必要な事項
	名簿（URL・印刷物の名称）
	内部質保証推進委員会 構成員名簿
備考：	

※内部質保証に係る全学的な体制を表した図を、この下に掲載してください。

《体制図》



前回の認証評価からの改善状況[*]

改善報告書 URL [※]	https://www.ouhs.jp/about/disclosure/juaa/
改善報告書検討結果 URL [※]	https://www.ouhs.jp/about/disclosure/juaa/
備考：	

※前回認証評価が本協会以外であった場合は、これに相当するもの。

情報公表[*]

項目	URL
点検・評価報告書	https://www.ouhs.jp/about/disclosure/juaa/
【教育情報】	
教育研究上の目的	基準 1
教育研究上の基本組織	https://www.ouhs.jp/about/disclosure/
学位授与方針	基準 4
教育課程の編成・実施方針	基準 4
学生の受け入れ方針	基準 5
教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績	https://www.ouhs.jp/department/teacher/
入学者の数、収容定員及び在学する学生の数	https://www.ouhs.jp/about/disclosure/
卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況	https://www.ouhs.jp/about/disclosure/
授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画	https://www.ouhs.jp/about/disclosure/
成績評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準	https://www.ouhs.jp/about/disclosure/
校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境	https://www.ouhs.jp/about/disclosure/
授業料、入学料その他の大学が徴収する費用	https://www.ouhs.jp/about/disclosure/
修学支援、生活支援、進路支援その他の学生支援	https://www.ouhs.jp/about/disclosure/
【※】専門性が求められる職業に就いている者等との協力の状況	
財務情報	https://www.ouhs.jp/about/disclosure/
備考：	

【※】 専門職大学、専門職学科及び大学院の専門職学位課程のみ

※関係法令：学校教育法第 109 条第 1 項、学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項及び第 2 項、教育職員免許法施行規則第 22 条の 8

情報公表 [学習成果等]

情報	ウェブサイト名称・URL
「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報	
各授業科目における到達目標の達成状況	大阪体育大学ホームページ情報公開 (https://www.ouhs.jp/about/disclosure/)
学位の取得状況	大阪体育大学ホームページ情報公開 (https://www.ouhs.jp/about/disclosure/)
学生の成長実感・満足度	大阪体育大学ホームページ情報公開 (https://www.ouhs.jp/about/disclosure/)
進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率等）	※前掲「情報公表」参照
修業年限期間内に卒業する学生の割合留年率、中途退学率	※基礎データ表6参照
学修時間	大阪体育大学ホームページ情報公開 (https://www.ouhs.jp/about/disclosure/)
学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報	
入学者選抜の状況	大阪体育大学入試情報サイト (https://www.ouhs.jp/nyushi/admission)
教員一人あたりの学生数	※基礎データ表1参照
学事暦の柔軟化の状況	※後掲「授業期間及び単位計算」参照
履修登録単位の登録上限の状況	※後掲「履修登録単位数の上限」表参照
授業の方法や内容・授業計画(シラバスの内容)	※前掲「基本資料」表参照
早期卒業や大学院への飛び入学の状況	
FD・SDの実施状況	2022～2023年度 FD・SD 研修会 実施一覧
備考：	

※関係資料：教学マネジメント指針（中央教育審議会大学分科会）別紙3

情報公表 [教職課程]

項目	URL
教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること	https://www.ouhs.jp/about/disclosure/
教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること	https://www.ouhs.jp/about/disclosure/
教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること	https://www.ouhs.jp/about/disclosure/
卒業生の教員免許状の取得の状況に関すること	https://www.ouhs.jp/about/disclosure/
卒業生の教員への就職の状況に関すること	https://www.ouhs.jp/about/disclosure/
教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること	https://www.ouhs.jp/about/disclosure/
備考：	

※関係法令：教育職員免許法施行規則第22条の6

1. 現状分析

評価項目①

内部質保証のための方針を適切に設定していること。また、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていること。

<評価の視点>

- ・内部質保証のための全学的な方針において、基本的な考え方、体制（全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任）や手続を明らかにしているか。
- ・教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているか。
 - ※ 具体的な例
 - ・3つの方針の策定の調整・支援
 - ・体系的・組織的な教育課程の編成に向けた調整・支援
 - ・効果的な教育方法の開発とその運用のための調整・支援
 - ・学習成果の可視化に向けた調整・支援
 - ・自己点検・評価の実施やその結果の活用に向けた調整・支援
- ・大学全体規模や学部、研究科その他の組織（教職課程を実施する全学的組織を含む）における自己点検・評価をそれぞれ定期的に実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
- ・学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか。
- ・行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに適切に対応しているか。

<内部質保証のための全学的な方針において、基本的な考え方、体制（全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任）や手続を明らかにしているか。>

内部質保証のための方針については、2021（令和3）年度に「内部質保証に関する基本方針」（資料2-1）を策定し、内部質保証に関する基本的な考え方を示している。また同方針では、内部質保証の推進体制について、学長を統括責任者として位置づけ、内部質保証を推進する中核組織を「内部質保証推進委員会」とすること、同委員会は大学及び学部・研究科などの部局において、PDCAサイクルが機能するよう監理し、必要に応じて提言、助言、指示等を行うことを定めている。さらに、同方針は、内部質保証の妥当性と信頼性を高めるため、「外部評価委員会」を置き、定期的に評価等を受けることや、統括責任者は内部質保証に係る情報を社会や関係者に公表することなどを明記している。

内部質保証の推進体制については、中核組織として「内部質保証推進委員会」を設置し、その人員構成は、副学長、研究科長、学部長、IR委員長、事務局長、庶務部長、学長室担当課長、その他学長が指名する者と規定している。「内部質保証推進委員会」の役割は「内部質保証推進委員会規程」（資料2-2）において「（1）大学及び学部・研究科等の部局における内部質保証の取組状況の監理」「（2）大学及び部局等における内部質保証の取組状

況の確認」「(3) 大学及び部局等への提言、助言、指示等」「(4) 内部質保証に係る情報公開の確認」「(5) 内部質保証に係る取組状況及び取組結果等の学長への報告」などと役割や責任について定めている。

内部質保証の手続については、「内部質保証実施要領」に明示している。これによると、最初に全学及び各部局において、自己点検・評価委員長、附置施設及び各種委員会の長が点検・評価報告シートを作成することを規定している。次に、副学長及び各部局の長が点検・評価の結果及び当該年度の取り組み方針を踏まえて、必要に応じて「改善計画シート」を作成し、『点検・評価報告書』及び改善計画の内容を「内部質保証推進委員会」に報告する、と規定している。それらを学長が検証し、改善の必要があると判断した場合は適切な措置を講じるとしている。改善にあたっては、各部局が改善計画や「内部質保証推進委員会」からの改善指示等を踏まえて取り組むとしている。

以上のことから、内部質保証のための全学的な方針を適切に設定しているといえる。

<教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているか。>

教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に係る、内部質保証の調整や支援に関しては、「内部質保証実施要領」において定められている。それによれば、機関、学位プログラム、附置施設、委員会等は、それぞれ質の保証及び向上を図るために1年ごとにPDCAサイクルを回すように定められている。加えて、大学基準に基づく自己点検・評価については、3年、2年、2年の周期で、機関全体で実施することが定められている。さらに、中期的な全学的課題を解決するために策定された「中期経営計画 2023-2027」についても、その取組状況について各担当部局が単年度ごとの改善課題や改善計画等について内部質保証シートに記入するよう定められている。

内部質保証推進委員会は、これらの各部局等の取組状況及び中期計画の進捗状況について毎年6月に確認し、必要に応じて所見または助言、指示等を発することになっている。併せて、前年度の各部局等の改善計画の取組状況報告についても内部質保証推進委員会が毎年6月に確認して、所見または助言、指示等を示すことになっている。

2022(令和4)年度以降、内部質保証推進委員会では、「内部質保証実施要領」に基づいて、各部局等から提示された自己点検・評価及び改善活動ならびに中期経営計画の取組状況について定期的に点検し、必要に応じて担当責任者に要請等を発してきた。その監理の実施状況についても内部質保証シートに記入することになっており、大学評議会およびホームページを通じて学内外に周知している。

以上の内部質保証システム全体の作業工程の詳細については、内部質保証シートにより確認できる(資料2-3)。内部質保証推進委員会の具体的な調整・支援についての一例として、2022(令和4)年度において、機関レベルの取り組みとして学生の授業外学習の確保や退学者への対応に取り組んだが、必ずしも所期の改善結果が得られなかったことから、引き続き改善に努めるよう担当責任者に要請した。また、中期経営計画については、学修成果の可視化システムの構築や留学生の受け入れ増大等の取組状況がなお報告されていなかったことから、内部質保証推進委員会がその履行を担当者に要請した。

その他、学位プログラムごとの学習成果については、すでに卒業又は修了時に求められる資質・能力としてディプロマ・ポリシーに示されていたが、これらの資質・能力が学生の学習成果の目標であることをより強調するために、内部質保証推進委員会の提案により「三つのポリシーを策定するための基本方針」の改正に向けて検討を続けている。

2021（令和3）年度に内部質保証システムを構築するのにあわせて、IR機能の強化も図った。以前は各部局で収集していたデータを統合して処理できる統合データベース（Unified-One）を、2022（令和4）年度より導入した。この統合データベースを活用したPDCAサイクルに基づく大学運営は大学ビジョンの基本戦略である教育・研究・社会貢献を実現するための大学組織・運営の重点事項の一つとして位置づけられている（資料1-3）。さらにディプロマ・ポリシーに定める資質・能力の獲得状況を把握するための調査を、大学院では2021（令和3）年度末に全学生を対象として実施し、また、学部では従来は卒業時のみに行っていた調査を全学生に拡大して実施した（資料2-4）。

また第6次中期計画（2022～2031）を実行するための5か年の「中期経営計画 2023～2027」を作成し（2023（令和5）年第6回大学評議会）、重点計画、実施計画、重点計画の責任者、現状値、KPI/KGIを設定した。これは2023（令和5）年度の外部評価委員会提言書（資料2-5）で指摘された「中期計画の具現化と検証」にかかわる第一歩と位置付けられる。しかし同提言書での指摘があった教職員が目指すべき方向性を共有する（インナーブランディング）ことは課題といえ、全教職員を対象とした学長報告会（資料2-6）を定期的実施することで、共有を図る取り組みを実施しているところである。

2024（令和6）年度から体育学部をスポーツ科学部に改組し、教育学部でも2023（令和5）年度から幼児教育コースを新たに設け、教育の質を向上するための取組が進んでいる。中期経営計画に基づいて、スポーツ科学部では完成年度（令和10年度）以降に向けた「タスク検討WG」（資料）が立ち上げられた。すでにDP見直しワークショップや意見交換会を開催し、検討を行っている。2027（令和9）年度までに学部及び研究科の三つのポリシーについて見直したうえ、この作業に付随して学部のカリキュラム・マップ及びカリキュラム・ツリーを改定するとともに、研究科についても策定する予定である。効果的な教育方法の開発とその教育方法による学習成果を可視化する課題については、内部質保証推進委員会や自己点検・評価委員会といった全学的な視点で検討している。現状では内部質保証推進委員会が中心となり、IR委員会等と連携しながら、学習成果を検証するためにアセスメントプランに基づきFACT BOOKを2022（令和4）年度から作成している。

以上、本学の内部質保証システムは本格的に稼働してからまだ3年足らずであるが、最低限の稼働実績は挙げる事ができたといえる。ただし現在の課題として、内部質保証推進委員会から要請された事項が担当部局において、その後必ずしも履行されないこと、また「内部質保証実施要領」で定められたスケジュール通りにPDCAサイクルが進捗できていないことが指摘できる。

＜大学全体規模や学部、研究科その他の組織（教職課程を実施する全学的組織を含む）における自己点検・評価をそれぞれ定期的に行い、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。＞

本学では、2022（令和4）年度から本格的に稼働し始めた内部質保証システムに沿って、学校教育法に基づく自己点検・評価を定期的に行っている（資料2-7）。自己点検・評価活動は内部質保証推進委員会が活動全体を統括し、全学自己点検・評価委員会が実際の自己点検・評価を実施する体制としている（資料2-8）。内部質保証実施要領（資料2-9）に基づき、機関レベル・学位プログラムレベル・附置施設、委員会等の点検・評価及び改善計画の立案を行っている。機関レベルでの点検・評価は、大学基準に係る事項の自己点検・評価を3年、2年、2年の周期で行うとともに、他機関からの改善指摘事項や中期計画に係る事項、教育の質保証に係る事項の点検・評価等を毎年度行っている。学位プログラムレベルや附置施設、委員会等では、教育の質保証に係る事項の点検・評価等を毎年度行っている。また、点検・評価及び改善計画の立案等のプロセスを記入した内部質保証シート（資料2-3）を本学WEBサイトに掲載し、社会に広く公表している。

体育学部及びスポーツ科学部では、内部質保証システムに沿って自己点検・評価を行った結果、入試区分別4年終了時GPAは、指定校推薦が2.86、総合型選抜が2.65と他の入試区分より高い値を示したが、内部推薦が2.25と低い値を示した。入学時アンケートについては、AP、CPおよびDPを「よく知っている」「知っている」と答えた割合が50%程度であった。学修行動調査に関しては、カリキュラム・時間割に対する不満として「時間割が重なっているので、履修したい科目が選択できない」が、21%と最も高い値を示した。

教育学部では、教育の質保証に係る事項の点検・評価の結果、建学の精神の認知度は6～7割程度、AP、CPおよびDPの認知度は5割程度となっており、認知していない学生への周知が必要であることが示唆された（資料2-4）。そこで、入学前教育や入学時のオリエンテーションなどで、課題の改善を図るために必要な説明を実施し、各教員も鋭意伝達の機会を検討している（資料2-10）。また、PROGテスト（資料2-11）において、「コンピテンシー」（対人基礎力、対自己基礎力、対課題基礎力）では中・高位層が多い傾向を示したが、「リテラシー」（情報収集力、情報分析力、課題発見力、構想力）は低い傾向を示している。そのため、リテラシーを在学中に向上させるような意識を各教員が共有することが重要である。

スポーツ科学研究科では、「内部質保証実施要領」（資料2-9）および「アセスメント・プラン」（資料2-7）に基づき定期的に自己点検・評価を実施し、その結果から単年度ごとの改善課題を導いたうえ、教育の質等にかかる課題の解決を図っている。その全体的なプロセスについては内部質保証シート（資料2-3）に記入し、ホームページで公表している。例えば2023（令和5）年度には、年度当初の自己点検・評価から「学生のDP理解度については今後も検討の余地がある」ことを指摘し、その改善のために「入学時の新入生オリエンテーションにて例年より時間を取ってDPの説明を詳しく行った。欠席者にもDPについて説明するなど例年以上に個別対応」の充実を図った。あわせて、これらとは別に第4期認証評価に対応した自己点検・評価シート（資料2-12）を2023（令和5）年度に作成し、こ

れに基づいた自己点検・評価を実施して、2024（令和6）年1月の研究科委員会（資料 2-13）に報告した。これは2024（令和6）年度内に作成する「自己点検・評価報告書 2025」の基礎資料として活用される。

教職課程に係る自己点検・評価は、全学教職課程委員会で点検・評価項目と点検・評価実施月を審議の上、決定する。その後、関係教職員による作成手順の再確認と作業工程を確認し、内部質保証に関する事項と連動させながら、該当項目に対する点検・評価を行う。その結果を教職課程自己点検・評価報告書（案）としてまとめ、全学教職課程委員会での審議を経て、大学評議会に報告する（資料 2-14）。そして、改善・向上に取り組むとともに教職課程自己点検・評価報告書（資料 2-15）を本学 WEB サイトに掲載し、社会に広く公表している。

以上のとおり、内部質保証推進委員会が全学的な調整や支援を行いながら、大学全体規模や学部、研究科その他の組織（教職課程を実施する全学的組織を含む）における自己点検・評価をそれぞれ定期的実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいる。

<学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか。>

自己点検・評価の客観性や妥当性を高めるための取り組みとしては、学生や卒業生のアンケートを実施している（資料 2-4）。また、以前は外部評価の結果を大学として改善に結び付ける実質的な取り組みは行われていなかったが、外部評価委員からの「意見・評価する事項」（2023（令和5）年）、「外部評価委員会提言書」（2024（令和6）年）を提出してもらい（資料）、委員には質問に対する回答をすることとした。それに基づいた取り組みの評価を行うとともに自己点検評価シートに反映させ改善計画を立てている。

<行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに適切に対応しているか。>

行政機関、認証評価機関等からの指摘事項への対応としては、前回の機関別認証評価の受審時（2022（令和4）年）に指摘された努力課題について、その後関係部局で対応しているところであり、2025（令和7）年7月に改善報告書を提出する予定である。また、「大学評議会」が、内部質保証システムの体制に位置づけられていないとの指摘も受けたが、これについてはまだ対応できていない。

評価項目②

大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。

<評価の視点>

- ・教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。
- ・教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会にわかりやすく公表しているか。

<教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会にわかりやすく公表しているか。>

「学校教育法施行規則」「私立学校法」及び「教育職員免許法施行規則」において公表することが義務づけられている全ての項目を1つのページに集約して、ホームページで公表している(資料2-16)。学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報については、学生生活実態調査(資料2-17)やアンケートを実施している。2022(令和4)年度からは毎年FACT BOOKを作成し、この中でDP到達度、単位取得状況、累積GPA、学期GPA、PROGテスト、一週間あたりの授業の予習・復習や課題をする時間などについて取りまとめ、ホームページで公表している(資料2-4)。これらの情報のうち、年度によって変動するのは、毎年更新している。財務については、浪商学園のホームページで公開している(資料2-18)。公表する情報の正確性や信頼性については、監査法人及び監事の監査を受けることにより担保している。

全学的な自己点検・評価を実施したものについては、全て報告書としてホームページで公表している(資料2-19)。その他、図書館、社会貢献センター、スポーツ局(競技力向上と学生・指導者サポートの取り組み)、スポーツ科学センターといった附置施設の活動も、ホームページを中心に公開している。

以上のことから、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていると判断できる。

評価項目③

内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っていること。

<評価の視点>

- ・内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づき、教育の質を保証する仕組みとしてより有効に機能できるよう改善・向上に取り組んでいるか。

<内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づき、教育の質を保証する仕組みとしてより有効に機能できるよう改善・向上に取り組んでいるか。>

内部質保証の推進体制の適切性及び有効性については、「内部質保証に関する基本方針」において、大阪体育大学自己点検・評価委員会及び外部評価委員会が定期的に検証することと定められている。2022（令和4）年度の「自己点検・評価報告書」で顕在化した課題等は2023（令和5）年度の中期計画や中期経営計画に盛り込まれ、改善の実施計画が進んでいるが成果の検証ができるのは2024（令和6）年度中であり、現段階では1サイクルの検証までには至っていない。また外部評価委員会の提言（資料2-5）、認証評価の指摘事項、自己点検・評価シート、2024（令和6）年度の取り組み実績及び取り組み予定を踏まえて2025（令和7）年「自己点検・評価報告書」として点検することになっている。この過程で内部質保証システムの有効性や適切性についても点検されることになる。そこで確認された課題については2年後の点検・評価に向けて改善策を講じ、推進されることになる。

内部質保証システムの再構築と有効性・実効性は、中期経営計画の中に持続性のある安定した大学経営の一つとして定められ（資料1-14）、2026（令和8）年までに対応することになっているため2024（令和6）年度以降の内部質保証の検証を継続していくことになる。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学の内部質保証システムの整備が完了したのは2021（令和3）年度末であり、本システムが本格的に稼働したのは2022（令和4）年度以降であった。したがって、その有効性や成果を検証する作業は、2022（令和4）年度以降の課題であった。本学の内部質保証に係る長所・特色は、（1）PDCAサイクルの流れが明確になるよう、内部質保証実施要領で標準的なスケジュールを明示したこと、及び（2）担当者の作業負担を軽減するために、1年周期で作成する自己点検・評価報告書、改善計画書、取組状況報告書を、冊子体ではなく、1枚の報告シートにしたことである。この報告シートの特色として、（1）内部質保証推進委員会がPDCAサイクルの要所で関与したことを記録に残るようにしたこと、また、（2）報告シートは共同作成・編集できるスプレッドシートで作成することとし、これにより大学及び各部局の改善課題や取組状況を「見える化」したことの2点が挙げられる。こうして内部質保証に係る課題と工程を教職員間で相互に「見える化」することによって、（1）内部質保証推進委員会がPDCAサイクルの推進状況を随時、俯瞰的に把握できるばかりではなく、（2）全教職員が必要に応じて相互の取り組み状況を確認できるので、各部局の改善への取り組みが大学全体として平準化されることが期待できる。この点は、2023（令和5）年度の外部評価委員会提言書（資料2-5）でも指摘のあったことで、実行状況のモニタリングシステムの構築につながるものと評価できる。一方で、内部質保証に対する理解や行動が各部局によって差が大きいこと、内部質保証推進委員会から要請された事項が担当部局においてその後必ずしも履行されないこと、「内部質保証実施要領」で定められたスケジュール通りにPDCAサイクルが進捗できていないこと、そもそも内部質保証に係る作業負担が本報告書の作成も含めて大きいことなどが課題として指摘できる。

内部質保証実施要領における大学基準にかかわる点検・評価は3年、2年、2年で実施されることになっていて、その最初の3年目が2025（令和7）年の自己点検・評価報告書の作成である。本報告書をもって有効性や成果を検証し、改善・向上の計画が策定される。しかし機関、学部、学科のPDCAサイクルを1年単位で検証するのは今回の報告書が初めてであり、このサイクルを絶え間なく循環させる機能の検証までには至っていない。今回の報告書

を基にこの課題を解決すべくさらに2年後の点検・評価と続き内部保証システムの恒常的な推進へと繋ぐことが重要である。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学では、自己点検・評価報告書を作成しながらも、それを改善の取り組みへと組織的に展開する内部質保証システムの構築が遅れていた。2022（令和4）年度から動き出した本学の内部質保証システムは、（1）「内部質保証に関する基本方針」は建学の精神、学是、教育研究上の目的及び各種方針等の実現に向けて策定されていること、（2）PDCAサイクルが円滑に推進されるよう、具体的な手順を実施要領として纏めていること、（3）内部質保証に係る方針や手続は教授会及び研究科委員会を通じて全教職員に共有されていることから、内部質保証のための全学的な方針及び手続を適正に明示でき、内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を適正に整備していると判断できる。また、この方針及び手続は、教職員への周知・共有を図るとともに、ホームページで公表している。

効果的な教育方法の開発とその教育方法による学習成果を可視化する課題については、内部質保証推進委員会や自己点検・評価委員会といった全学的な視点で検討している。現状では内部質保証推進委員会が中心となり、IR委員会等と連携しながら、学習成果を検証するためにアセスメントプランに基づきFACT BOOKを2022（令和4）年度から作成し、また自己点検・評価の客観性や妥当性を高めるための取り組みとしては、学生や卒業生のアンケートを実施している。これらの検証に基づいた自己点検・評価、改善計画、取り組み状況報告のPDCAサイクルが、ひとつのシートで展開するシステムとなっている。

このように本学の課題であった内部質保証制度の確立は一応の完了をしたことになるが、2022（令和4）年度からの取り組みを検証するには2023（令和5）年度の点検・評価にかかわっているため、この検証は今年度（2024（令和6）年度）になる。この作業を経てPDCAサイクルの機能の検証をすることになる。

一方で、全教職員が内部質保証に対する責任感と業務遂行の意識の醸成は大きな課題であるが、他大学の状況を視察する取り組み（2023（令和5）年度）やFD・SD研修会を通じて徐々にその意識変革が広まってきている。今後、中心的にこのシステムを担う教職員の配置や大学としての人材育成は大きな課題といえる。

1. 現状分析

評価項目①

大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況が適切であること。

<評価の視点>

- ・大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織（学部・研究科や附置研究所、センター等）を構成しているか。

<大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向・社会的要請等に配慮した教育研究組織の構成（学部・研究科や附置研究所、センター等）を構成しているか。>

本学は、建学の精神「不断の努力により智・徳・体を修め、社会に奉仕する」と、学是「人類の平和と幸福のため修学修身智識と体力の開発に精進努力する」（資料 1-2、1-3）を教育研究の理念とし、「大阪体育大学学則」総則第1条～第3条に規定するように「教育基本法に基づき、学校教育法の定めにより、体育・スポーツ及び学校教育に関する科学の理論と技術を教授研究し、豊かな教養と広い識見を備える実践的、創造的な人材を育成し、国民の健康とスポーツ文化及び学校教育の向上に寄与すること」（資料 1-4）を目的に掲げて、体育学部（2024（令和6）年4月よりスポーツ科学部）、教育学部、スポーツ科学研究科並びに図書館、スポーツ局に加え、スポーツ科学センター、国際交流センター等の附置施設を設置し（資料 3-1）教育研究活動に取り組んでいる。

体育学部にはスポーツ教育学科と健康・スポーツマネジメント学科が設置されている。スポーツ教育学科には「コーチ教育コース」「体育科教育コース」「スポーツ心理・カウンセリングコース」が、健康・スポーツマネジメント学科には「スポーツマネジメントコース」「アスレティックトレーニングコース」「健康スポーツコース」が設置されている。近年、スポーツを科学的に分析、評価する力を持った人材の養成が求められるようになった。この社会的ニーズに応えるべく「体育学部」から、より幅広く、実践的にスポーツの学びを深めることができる「スポーツ科学部」へと改組し、2024（令和6）年4月からスタートした（資料 3-2）。それにより体育学部の2学科がスポーツ科学科1つとなり、その中にスポーツ教育コース、体育科教育コース、スポーツ心理・カウンセリングコース、スポーツマネジメントコース、アスレティックトレーニングコース、健康科学コースの6つのコースが設置された（資料 3-3）。コースへの学生の配属は、入学後、2年生の後期に決定する。配属するこれらの教育組織とは別に、「一般教育系」「史哲・行動系」「コーチング系」「生理・機能系」の4つの研究組織が設置され、専任教員は教育組織にこだわらず研究組織を選択し所属することができる（資料 3-4）。以上の教育組織、研究組織のもとで、「体育、スポーツに関する科学的な理論を理解し、実技能力や実技指導能力、スポーツ組織のマネジメント能力を有する実践的な人材の養成」（資料 1-6）をすべく活発な教育研究活動を実践してきた。

スポーツ科学部では、主に「基本問題検討会議」（資料 3-5）、「カリキュラム委員会」（資料 3-6）、「学科連絡会議」（資料 3-7）で点検・評価が行われている。特にスポーツ科学部では、完成年度を迎えた2028（令和10）年度以降のカリキュラム改革に向けた「タスク検討WG」を設置した（資料 3-8）。今後、学問の動向や社会的要請に対応したカリキュラム改革について検討し、併せて教育組織の改革を進め新たな人事構想の検討につながることを期

待される。

教育学部には教育学科が設置されており、2023（令和5）年度より、「小学校教育コース」並びに「保健体育教育コース」の2コースに加え、「幼児教育コース」を設置し、幼児教育に関する課程と指定保育士養成課程が完成した。この3コースのいずれかに属することを基本としながら、「特別支援教育に関する課程」を深く学びたいと希望する学生への対応として「特別支援教育コース」が設置されている。こうしたコース設置を踏まえて専任教員は、教職に関する「教職・教養教育」の他、「小学校教育」「保健体育教育」「幼児教育」「特別支援教育」のいずれかのグループに配属されている（資料3-9）。その上で、「幅広い教養と教育に関する専門的な知識及び技能に基づき、未来を担う乳幼児・児童・生徒の豊かな人間性、確かな学力、健やかな身体をはぐくみ、変化の激しい時代を生き抜く力を身に付けさせることができる教育者・保育者の養成」（資料1-7）といった目指すべき姿を共有しながら、活発な教育研究活動を実践している。

この教育学部における教育研究組織の適切性については、次のような体制で点検・評価している。まず、定例的に開催される「グループ長会議（学部長・学科長・グループ長で構成）」（資料3-9）においては、教授会での審議事項の整理に加え、適宜、教育研究組織の在り方等についての意見を集約し、改善・向上に向けて方向性を協議してきている。また、「カリキュラム委員会」（資料3-10）では、カリキュラム計画の観点から、「教務委員会」（資料3-11）では、カリキュラム運営の観点から点検・評価を行っている。このような点検・評価の中で、これまでの「小学校教育コース」と「保健体育教育コース」に加え、「幼児教育コース」を設置し、2023（令和5）年度より、3つのコースから2年進級時に選択できるようにするとともに（コース定員は設けず）、特別支援教育に携わりたいという学生が「特別支援教育コース」を選択できるようにした。教育学部は、5つのグループ（教職・教養教育、幼児教育、小学校教育、保健体育教育、特別支援教育）ごとに意見集約する体制を維持して組織運営を図っているために、意見がまとまりやすく、学問の動向や社会的要請に対応するための組織体制の改革について、比較的適切かつ迅速に対応できている。

大学院スポーツ科学研究科には博士前期課程及び後期課程が設置され、「大阪体育大学大学院スポーツ科学研究科担当教員の認定に関する内規」に基づき選考された教員が、スポーツ科学部並びに教育学部と兼担で担当している（資料3-12）。スポーツ科学研究科における研究教育の組織体制は、文化・社会科学領域、身体運動・コーチ科学領域、健康・医科学領域の3つの専門領域を基盤として、それに基づき、さらに教員の専門を5領域（スポーツ文化、競技スポーツ、健康スポーツ、学校体育、レジャー・レクリエーション）と11学問分野（保健・体育科教育学、スポーツ史・哲学、スポーツ社会学、スポーツマネジメント、スポーツ心理学、アダプテッド・スポーツ、バイオメカニクス、教授学（指導方法学）、スポーツ生理学、スポーツ医学、スポーツ栄養学）の組み合わせにより、スポーツ科学の研究・教育に対する多様なニーズに応えられるように編成している（資料1-7）。担当教員は、上記の学問分野と研究領域の組み合わせの内、担当可能な分野に所属して、「高度なスポーツ科学の知識と実践的な指導を行える専門家と、高度な専門知識に裏打ちされた斬新な研究を行う研究者の養成」（資料1-6）をすべく活発な教育研究活動を展開している。また、2022（令和4）年度から高度専門職業人養成のための「スポーツ科学実践プログラム」を創設し、保健・体育科教育学分野とスポーツマネジメント分野を開設した。そして2024（令和6）年

度からは、スポーツコーチング分野を創設し、現在は3分野で高度で専門的な知識・技能を身につけてから社会で活躍したいと考える学部生や、既に社会で活躍しているが、さらにスキルアップを図りたい社会人が在籍している。特に現職教員や社会人にとっては「リカレント教育」の位置づけとなっている。長期履修制度との組み合わせで、仕事を続けながら修士（スポーツ科学）の学位が修得可能である（資料 3-13）。なお、このプログラムの特徴は、学位論文ではなく特定の課題研究でも修了が可能となっている点である。

このように大学院スポーツ科学研究科では、学問の動向や社会的要請の高い研究内容について11の学問分野と5つの研究領域を組み合わせた教育研究体制でカバーし、ここ数年、新たな担当教員（論文指導ならびに講義担当）の補充や増員をはかり、博士前期課程から博士後期課程までの指導の充実を図ってきた。この組織体制により、教員間の教育研究の連携を推進しやすく、また、大学院進学を希望する学生の進路決定や社会人の受け入れに関して具体的な情報を提供することができる体制となっている。

また本学は「図書館」「スポーツ局」を置き、附置施設として「社会貢献センター」「情報処理センター」「スポーツ科学センター」「国際交流センター」を、学生支援組織として「学習支援室」「キャリア支援センター」「教職支援センター」を設置している（資料 3-1）。いずれも本学の教育の目的として「教育基本法に基づき、学校教育法の定めにより、体育・スポーツ及び学校教育に関する科学の理論と技術を教授研究し、豊かな教養と広い識見を備える実践的、創造的な人材を育成し、国民の健康とスポーツ文化及び学校教育の向上に寄与すること」（資料 1-4）を掲げる学則に基づき設置されている。

例えば、「社会貢献センター」では、大阪体育大学社会貢献センター規程第2条において、「センターは、大阪体育大学の学生に実践的な学びの場を提供するとともに、本学が有するスポーツ、福祉及び教育に関する知的・人的資源を活用して青少年の健全育成や心身の健康の保持推進、地域コミュニティの促進に資する事業並びに研究活動を実施することによって社会貢献に寄与することを目的とする」とあるように、それぞれに、規程や規則を定めて目的を明示しており、大学の理念・目的の実現のための設置であることが明示されている。また、全ての附置施設等には委員会を設置して、本学教員が責任者に就くなどして積極的に運営に携わり、教育研究体制の充実・重層化を図っている（資料 3-14）。

また、「スポーツ局」と「スポーツ科学センター」は教育研究の一翼を担うために、「スポーツ局規程」において「大阪体育大学が有するスポーツに関する教育・研究機能を生かし、学生スポーツの競技水準の向上、安心安全なスポーツ活動環境の整備、スポーツ活動を通じた人材育成・教育、そして広くスポーツの振興・発展に向け、大阪体育大学スポーツ局を設置する」と定め、教育研究における重要な役割を果たしている。また、「スポーツ科学センター規程」において「大阪体育大学に在学する学生のスポーツ科学サポートを推進するため、大阪体育大学スポーツ科学センターを設置する」としており、スポーツにおける科学的側面で教育研究活動を支援している。（資料 3-15、3-16）。

以上のように、附置施設等を含む本学の全ての教育研究組織は、大学・学部・研究科ごとの理念・目的に沿い、学問の動向や社会的要請等に応えるべく適切に設置されている。

評価項目②

教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

<教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。>

本学は、1965（昭和40）年に体育学部体育学科の単科大学としてスタートして以来、幾度かの改組を重ね、現在のスポーツ科学部（スポーツ科学科）、教育学部（教育学科）、大学院スポーツ科学研究科（博士前期課程、博士後期課程）と附置施設等をあわせての教育研究体制となった（資料3-1）。

これらの学部・学科、大学院スポーツ科学研究科及び附置施設等の教育研究組織の適切性については、「大体大ビジョン2031」（資料1-13）及び第6次中期計画（2022～2031）（資料1-15）や中期経営計画（2023～2027）（資料1-14）の方針・施策を基に、学部、スポーツ科学研究科、附置施設等が単年度ごとに点検・評価を行い、その結果を内部質保証シートに記入することによって、その成果と課題の改善の適切な把握に努めている（資料2-3）。

<点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。>

これらの点検・評価結果について、2022（令和4）年度から内部質保証シートを用いて内部質保証推進委員会が取りまとめる仕組みが始動し、学内における内部質保証システムの実質化が図られている。その状況は、毎年度末に学長の諮問機関である「執行役会（構成員は学長、副学長、研究科長、学部長、大学事務局長及びその他学長が必要と認める者）」（資料3-17）への報告が義務付けられている。改善に向けた作業を要する場合は「大学評議会（構成員は学長、副学長、研究科長、学部長、学科長、教学部長、図書館長、附置施設の長、学長補佐、大学事務局長、大学事務局各部長）」（資料3-18）での審議・承認を経て実行されることになる。また、「執行役会」は定期的に行われており、教育研究組織の適切性について全学的な視点での迅速な点検・評価・審議が可能である。

さらに、毎年度末に外部有識者による「外部評価委員会」（資料3-19）を開催し、大学外部から大学の教育研究組織を含む教育研究活動全般についてその適切性を検証する機会を設けている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

スポーツ科学部では、前述のWGが定期的に活動を行い、40歳台の教授・准教授を中心としてコースを横断したカリキュラム改革に向けた議論を始めている（資料3-8）。そこで

は、学問の動向、大学を取り巻く社会的要請を踏まえつつ、これまでの点検・評価資料に基づきながら大学の理念・目的をより具現化するため、スポーツ科学部設置期間終了後の2028（令和10）年度からのカリキュラム改正に向けた検討が行われている。学問の動向や社会的要請に応じた特色ある学部・学科構成案を策定し、それに対応する入試制度の見直しをふまえ、検討作業を行う予定である。このように現行の組織の長所を活かした新しいカリキュラムの提案に向けて若手教員が率直な意見を出し合い建設的な話し合いが行われている点が長所としてあげられる。しかし、多くの意見が出されるが故に、その多くの意見を集約し現実性のある提案に仕上げていくことに難しさのあることが問題点としてあげられる。

教育学部では、スポーツ科学部に比較して学部教員の構成人数が少なく、5つのグループ（教職・教養教育、幼児教育、小学校教育、保健体育教育、特別支援教育）ごとに意見集約する体制を持っているために、大学を取り巻く社会的要請の変化に対応する、特色ある人員配置が可能となっている。特に、教育学部の特性である実務家教員も適正に配置できており、研究者教員と実務家教員の適切な役割分担の中で、教員養成に求められる実践的指導力等の養成を図ってきていることにその長所がある。問題点としては、教員養成に特化したカリキュラムを構成しているため、学校現場等の即戦力として学生を送り出すための教育に専心していることから、研究の側面からの教育が手薄になっていることが挙げられる。よって実践的研究を中心に学校現場等にも還元できる研究テーマを取り上げ、教員間の研究プロジェクトを充実させ、専門演習での卒業研究にも反映できるような体制が必要である。

大学院スポーツ科学研究科では、前述のとおり、社会的要請の高い当該領域において、博士前期課程から博士後期課程までの指導教員を毎年新規に加え、指導体制の充実を図るとともに、社会人のリカレント教育にも資する昼夜開講や長期履修制度を導入した。またスポーツ科学実践プログラムを開設することで、社会人大学院生の入学者も年々増加し定員も充足されている。これらの点は長所としてあげられる一方で、博士後期課程担当教員が配置されていない研究分野もあるので、今後、こうした分野の指導教員を増員するための担当条件の見直しが必要な点が問題点としてあげられる。そのためには、該当する研究分野の教員が研究及び指導の実績を積むことにより、博士後期課程への担当拡大に繋がるものと考えられる。加えて、学部の業務負担により大学院の指導教員への要請を辞退する教員もいる点などが問題点としてあげられるので、教育等の業務負担の軽減を図りながら研究業務に傾注できる環境づくりが必要である。

大学の理念・目的に照らした教育研究組織の設置状況は適切であり、その適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っており、大きな問題点があるとはいえない。しかし、問題点としては、大学の理念・目的に照らして適切な学部組織を構築しようとするとき、それを期限内にどのように実現するかについては、より慎重なタイムスケジュールの管理が必要になることが考えられる。

点検・評価については、IR委員会（資料3-20）から客観的な根拠データを提供させ、2022（令和4）年度以降は内部質保証推進体制（資料2-2）の監理下で、点検・評価を確実なものにしながら、より適切な組織を構築できるようになっている。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

大阪体育大学の建学の理念および大学の目的に照らして、学部・学科の教育研究組織は適切なものであり、その適切性の検証は中期計画および内部質保証システムの管理下で単年度ごとに定期的に行われており、外部評価も効果的に活用していることから、同基準は概ね充足されていると言える。また、2022（令和4）年度より内部質保証体制も構築されたことから、引き続き定期的に改善・向上に取り組むよう努力を継続し、教育研究組織の充実を図る必要がある。

第4章 教育・学習（基本情報一覧）

学位授与方針・教育課程の編成実施方針・学生の受け入れ方針[*]

学部・研究科等名称	URL
スポーツ科学部	https://www.ouhs.jp/about/disclosure/
体育学部	https://www.ouhs.jp/about/disclosure/
教育学部	https://www.ouhs.jp/about/disclosure/
スポーツ科学研究科	https://www.ouhs.jp/about/disclosure/
備考：	

※関係法令：学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項

卒業・修了要件の設定及び明示

学部・研究科等名称（研究科は学位課程別）	卒業・修了要件単位数	既修得等（注）の認定上限単位数	URL・印刷物の名称
スポーツ科学部	124 単位以上	60 単位	https://www.ouhs.jp/about/disclosure/
体育学部	124 単位以上	60 単位	https://www.ouhs.jp/about/disclosure/
教育学部	124 単位以上	60 単位	https://www.ouhs.jp/about/disclosure/
スポーツ科学研究科 博士前期課程	30 単位以上	10 単位	https://www.ouhs.jp/about/disclosure/
スポーツ科学研究科 博士後期課程	10 単位以上	10 単位	https://www.ouhs.jp/about/disclosure/
備考：			

※関係法令：大学設置基準第 28 条、第 29 条、第 30 条及び第 32 条、第 42 条の 12、

専門職大学設置基準第 24 条、第 25 条、第 26 条、第 29 条及び第 30 条、

大学院設置基準第 16 条及び第 17 条、

専門職大学院設置基準第 14 条、第 15 条、第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 27 条、第 28 条及び第 29 条

注：[学士] 大学設置基準第 28 条から第 30 条までの規定に基づく措置（それらを合せた上限値）

[専門職大学] 専門職大学設置基準第 24 条から 26 条までの規定に基づく措置（それらを合せた上限値）

[修士・博士] 大学院設置基準第 15 条によって準用する大学設置基準第 28 条及び第 30 条の規定にもとづく措置（それらを合せた上限値）

[専門職] 専門職大学院設置基準第 13 条の 2、第 14 条、第 21 条、第 21 条の 2、第 22 条、第 27 条、第 27 条の 2 及び第 28 条の規定に基づく措置（それらを合せた上限値）

学位授与方針に示した学習成果の測定方法[*]

学部・研究科等名称	学習成果の測定方法	根拠資料
スポーツ科学部	大学、教育課程、科目レベルに分け、三つのポリシーに照らした多角的な測定・評価をアセスメント・プランに定め、ファクトブックにまとめて確認している。	アセスメント・プラン、ファクトブック 2023
体育学部	大学、教育課程、科目レベルに分け、三つのポリシーに照らした多角的な測定・評価をアセスメント・プランに定め、ファクトブックにまとめて確認している。	アセスメント・プラン、ファクトブック 2023
教育学部	大学、教育課程、科目レベルに分け、三つのポリシーに照らした多角的な測定・評価をアセスメント・プランに定め、ファクトブックにまとめて確認している。	アセスメント・プラン、ファクトブック 2023
スポーツ科学研究科	教育課程、科目レベルに分け、三つのポリシーに照らした多角的な測定・評価をアセスメント・プランに定め、ファクトブックにまとめて確認している。	アセスメント・プラン、ファクトブック 2023
備考：		

学部・研究科等における点検・評価活動の状況

学部・研究科等名称	実施年度・実施体制	点検・評価報告書等
スポーツ科学部	2021年度全学自己点検・評価委員会	自己点検・評価報告書 2022、外部評価委員提言書
体育学部	2021年度全学自己点検・評価委員会	自己点検・評価報告書 2022、外部評価委員提言書
教育学部	2021年度全学自己点検・評価委員会	自己点検・評価報告書 2022、外部評価委員提言書
スポーツ科学研究科	2021年度全学自己点検・評価委員会	自己点検・評価報告書 2022、外部評価委員提言書
備考：		

1. 現状分析

評価項目①

達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。

<評価の視点>

- ・学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。
- ・上記の学習成果は授与する学位にふさわしいか。

<学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。>

本学は、建学の精神（資料 1-2）と学是（資料 1-3）に基づき、体育・スポーツ及び学校教育に関する科学の理論と技術を教授・研究し、実践的で創造的な人材を育成することを目指している。これにより、国民の健康増進やスポーツ文化の向上、学校教育の発展に寄与することを目指している（資料 3-7）。

2022（令和 4）年に三つのポリシーを策定するための基本方針（資料 4-1）を定めて、各学部・研究科の三つのポリシーの策定・運用・検証のための全学的指針を示している。方針に基づいて、各学部・研究科では卒業または課程修了までに学生が修得すべき知識・技能・態度等を定め、「大阪体育大学における教育充実のための取組方針」（資料 1-7）、「履修要項・学生ガイドブック」（資料 1-11）に記載（抜粋）して学生教職員に周知するとともに、ホームページで公表している。

体育学部では、人材の養成に関する目的として、体育、スポーツに関する科学的な理論を理解し、実技能力や実技指導能力、スポーツ組織のマネジメント能力を有する実践的な人材の養成を目的としている。また、スポーツ教育学科は、体育、スポーツを科学的に学び、的確な実践理論と指導法を身につけた、体育、スポーツの指導者の養成を目的とし、健康・スポーツマネジメント学科は、運動、スポーツ、レクリエーションの実践現場で必要とされる知識と技能を有する専門家や指導者の養成を目的としている。これらの人材の養成に関する目的を基にして、以下の力を修めた学生に学位を授与すると定め、「履修要項・学生ガイドブック」（資料 1-11）に記載し、学生に周知するとともにホームページで公表している（資料 2-16）。

1) 豊かな教養

- ・学問を修めるための基盤となる力
- ・多角的に物事を思考・判断する幅広い学識

2) 専門的な知識・技能

- ・体育・スポーツ・健康に関する幅広い知識
- ・体育・スポーツに関する基本的技能と実践的指導能力

- ・ 体育・スポーツ・健康の特定領域における深い知識・技能
- 3) 調和のとれた人格
 - ・ 豊かな人間性
 - ・ 高い倫理観
 - ・ 体育・スポーツ・健康に関する専門家としての自覚と誇り
 - 4) 社会に貢献できる力
 - ・ スポーツ文化の向上に貢献できる
 - ・ スポーツ振興に貢献できる
 - ・ 健康づくりに貢献できる
 - ・ 人びとの生きがいに貢献できる
 - 5) 能動的・自立的行動力
 - ・ 課題探求能力と課題解決能力
 - ・ コミュニケーション能力
 - ・ 情報の収集・分析・伝達能力
 - ・ 職業的自立能力

スポーツ科学部では、体育、スポーツに関する科学的な理論を理解し、実技能力や実技指導能力、スポーツ組織のマネジメント能力を有する実践的な人材の養成を目的とし、以下の力を修めた学生に学位を授与すると定め、「履修要項・学生ガイドブック」(資料)に記載し、学生に周知するとともにホームページで公表している(資料)。

- 1) 豊かな教養
 - ・ 学問を修めるための基盤となる力
 - ・ 多角的に物事を思考・判断する幅広い学識
- 2) 専門的な知識・技能
 - ・ 体育・スポーツ・健康に関する幅広い知識
 - ・ 体育・スポーツに関する基本的技能と実践的指導能力
 - ・ 体育・スポーツ・健康の特定領域における深い知識・技能
- 3) 調和のとれた人格
 - ・ 豊かな人間性
 - ・ 高い倫理観
 - ・ 体育・スポーツ・健康に関する専門家としての自覚と誇り
- 4) 社会に貢献できる力
 - ・ スポーツ文化の向上に貢献できる
 - ・ スポーツ振興に貢献できる
 - ・ 健康づくりに貢献できる
 - ・ 地域社会に貢献できる
 - ・ 人びとの生きがいに貢献できる
- 5) 能動的・自立的行動力
 - ・ 課題探求能力と課題解決能力

- ・コミュニケーション能力
- ・情報の収集・分析・伝達能力
- ・職業的自立能力

教育学部では、幅広い教養と教育に関する専門的な知識及び技能に基づき、未来を担う乳幼児・児童・生徒の豊かな人間性、確かな学力、健やかな身体をはぐくみ、変化の激しい時代を生き抜く力を身に付けさせることができる教育者・保育者の養成を目的とし、以下の力を修めた学生に学位を授与すると定め、「履修要項・学生ガイドブック」（資料 1-11）に記載し、学生に周知するとともにホームページで公表している（資料 2-16）。

- 1) 豊かな教養と広い見識
 - ・学問を修めるための基礎となる力
 - ・多角的に物事を思考・判断する幅広い学識
 - ・社会人としての豊かな教養
- 2) 教職・保育職に必要な基礎的・専門的知識と技能
 - ・教育・保育に関する幅広い知識
 - ・教職・保育職に関する基礎的・専門的知識
 - ・教育指導・保育指導に関する専門的な知識と技能
- 3) 乳幼児・児童・生徒の理解を踏まえ、実践的に指導・支援できる力
 - ・授業や保育を適切に計画し、実践していくことのできる力
 - ・実践の振り返りを通して不断に改善を進める力
 - ・乳幼児・児童・生徒の発達的特質や課題を理解し、適切に指導・支援できる力
 - ・学級経営・生活指導・クラス運営委・インクルーシブな教育や保育等を実践できる指導力
- 4) 教育・保育への熱意と使命感、責任感、学び続ける意欲
 - ・乳幼児・児童・生徒への愛情と教育・保育への熱意
 - ・乳幼児・児童・生徒の成長にかかわる教職としての使命感、責任感
 - ・自らの指導力の向上に向けて不断に研修に努める態度
 - ・教育・保育の新しい動きや課題について意欲的に学び続ける姿勢
- 5) 豊かな人間性と社会性、倫理観
 - ・人間についての深い洞察と人権意識
 - ・学校組織の一員としての社会性やコミュニケーション能力
 - ・高い倫理観と規範意識

スポーツ科学研究科では、高度なスポーツ科学の知識を持ち実践的な指導を行える専門家と、高度な専門知識に裏打ちされた斬新な研究を行う研究者を養成することを目的とし、以下の力を修めた学生に学位を授与すると定め、「履修要項・学生ガイドブック」（資料 1-12）に記載し、学生に周知するとともにホームページで公表している（資料 2-16）。

1. 博士前期課程

- (1) 研究科の定める期間在学し、研究科が教育と研究の理念や目的に沿って設定した授業科目を履修して、基準となる単位数以上を修得し、課程を修了することが学位授与の要件である。課程修了に当たっては、研究科が行う修士論文の審査及び試験に合格することとする。なお、スポーツ実践科学プログラムを選択した場合、修士論文の審査及び最終試験を、特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験に代えることができる
- (2) 幅広い知識に裏打ちされた専門領域における研究能力と、高度な専門性を必要とする職業を担うための優れた能力とを身につけているかどうか、課程修了の基準である。
- (3) 研究が、高い倫理性と強固な責任感をもって実施され、人類の平和と安寧に貢献できるものとなっているかも、大学院課程修了の際に考慮されるべき重要な点である。
- (4) 教育研究上の目的に応じた分野固有の修得すべき能力は、以下のとおりである。

◎文化・社会科学領域

①保健・体育科教育学分野

保健体育の授業づくりに必要な専門知識を理解し、健康で豊かなスポーツライフの実現に向けた授業を遂行できる実践的指導力を修得する。

②スポーツ史・哲学分野

スポーツに関する歴史的・哲学的な課題を考究するための知識や方法を系統立てて身につけ、現代のスポーツについて歴史的・哲学的な観点から意味づけ理解できる能力を修得する。

③スポーツ社会学分野

スポーツ（身体活動・運動を含む）に関する社会的な課題を考究するための理論や方法を理解し、それぞれの研究課題について社会的な観点から説明および解釈できる能力を修得する。

④スポーツマネジメント分野

スポーツ・アウトドア領域にある課題や、人々のスポーツ行動を理解し、スポーツマネジメントに関する高度な専門性を必要とする現場に不可欠な能力や研究を遂行する能力を修得する。

⑤スポーツ心理学分野

体育・スポーツや身体活動における心と身体のつながりを理解し、対象者の運動能力あるいは競技力の向上、さらにウェルビーイングに役立つ心理面の指導ができる能力を修得する。

⑥アダプテッド・スポーツ分野

障がいや老化、病弱などに伴うさまざまな機能障害や行動障害を理解し、それぞれの対象者のスポーツや身体活動の目的と環境に応じた適切な行動支援や指導方法について考え実践できる能力を修得する。

◎身体運動・コーチ科学領域

①バイオメカニクス分野

生体や身体運動を動作・力学的観点から理解し、バイオメカニクスに関する高度な専門性を活かした実践活動を遂行する能力を修得する。

②教授学（指導方法学）分野

学校の体育や運動部活動、さらには地域のスポーツ活動におけるすぐれた指導のあり方を実践教育から理解し、教授学（指導方法学）に関する高度な専門性を必要とする職業に不可欠な能力や研究を遂行する能力を修得する。

◎健康・医科学領域

①スポーツ生理学分野

運動による身体機能の変化を理解し、スポーツ生理学に関する高度な専門性を必要とする職業に不可欠な能力や研究を遂行する能力を修得する。

②スポーツ医学分野

競技や健康増進のための運動が身体に及ぼす影響を理解し、スポーツ医学に関する高度な専門性を必要とする臨床スポーツ医学の現場において必要な能力を修得する。

③スポーツ栄養学分野

さまざまな身体活動時の生理・代謝を理解し、それぞれの場面や目的に応じた適切な栄養・食事について考え実践できる能力を修得する。

2. 博士後期課程

- (1) 研究科の定める期間在学して、研究科の教育と研究の理念や目的に沿った研究指導を受け、かつ所定年限内に研究科が行う博士論文の審査及び試験に合格し、課程を修了することが学位授与の要件である。
- (2) 研究者として自立して活動し、また高度な専門業務に従事するために必要な能力とその基盤となる学識を身につけているかどうか、課程修了の基準である。
- (3) 研究が、高い倫理性と強固な責任感をもって実施され、人類の平和と安寧に貢献できるものとなっているかも、大学院課程修了の際に考慮されるべき重要な点である。
- (4) 教育研究上の目的に応じた分野固有の修得すべき能力は、以下のとおりである。

◎文化・社会科学領域

①スポーツマネジメント分野

スポーツ組織や人々のスポーツ行動を理解し、それぞれの領域における高度な専門知識に基づく研究を遂行する能力を修得する。

②スポーツ心理学分野

体育・スポーツや身体活動における心と身体をつなぐ理解し、高度な専門知識に基

づき、体育・スポーツや身体活動を通じた人間理解につながる心理学研究を遂行する能力を修得する。

◎身体運動・コーチ科学領域

①バイオメカニクス分野

生体や身体運動に関する構造や力学的知識を理解し、バイオメカニクスに関する高度な専門知識に基づく研究を遂行する能力を修得する。

◎健康・医科学領域

①スポーツ生理学分野

運動による身体機能の変化を理解し、スポーツ生理学に関する高度な専門知識に基づく斬新な研究を遂行する能力を修得する。

②スポーツ医学分野

競技や健康増進のための運動が身体に及ぼす影響を理解し、スポーツ医学に関する高度な専門知識に基づく独創的な研究を遂行する能力を修得する。

③スポーツ栄養学分野

さまざまな身体活動時の生理・代謝を理解し、スポーツ栄養学に関する高度な専門知識に基づく研究を遂行する能力を修得する。

<また、教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。>

教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、「大阪体育大学における教育充実のための取組方針」（資料 1-7）に、学部・研究科ごとに定められている。各学部・研究科の教育目標と学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づいて目指す資質や能力を計画的・系統的に実現できるようカリキュラム・ポリシーが策定され、これを基にカリキュラムが定められ、教育が進められている（資料 4-3）。

カリキュラム・ポリシーは「履修要項・学生ガイド」（資料 1-11）に記載して学生・教職員に周知するとともに、ホームページ（資料 2-16）を通じて広く社会に公表している。

授業科目の区分、必修・選択の区別、単位数等については「大阪体育大学学則」第 14 条（資料 1-4）、「大阪体育大学大学院学則」第 19 条（資料 1-5）、大阪体育大学体育学部規程第 4 条（資料 4-4）、大阪体育大学スポーツ科学部規程第 4 条（資料 3-3）、大阪体育大学教育学部規程第 4 条（資料 4-5）、「博士前期課程 授業科目の開講及び履修等要領」（資料 4-6）、「博士後期課程 授業科目の開講及び履修等要領」（資料 4-7）に定められており、「履修要項・学生ガイド」（資料 1-11、1-12）にも記載している。また、各教科の到達目標及び修得までの詳細を「大阪体育大学教務システム WEB サービス」に掲載している WEB シラバス（資料 4-8）に明示し、ガイダンスにおける説明等を通して学生への周知を図り、あわせて全学生に時間割表を配信するなど、情報を得やすく理解しやすい方法で公表している。

各学部・研究科のカリキュラム・ポリシーは以下のとおりである。

体育学部

- (1) 「豊かな教養」を修めるために
 - ・学問を修めるための基盤を身につけるために基礎教育科目を設置する。
 - ・幅広い学識を身につけるために一般教育科目を設置する。

- (2) 「専門的な知識・技能」を修得するために
 - ・「専門基礎科目」で学部として必要な基礎的な専門教育課程を提供する。
 - ・「発展科目」で学科として必要な発展的専門教育課程を提供する。
 - ・「応用科目」で特定の領域を深く学び、特色ある人材を養成するための専門教育課程を提供する。
 - ・「関連科目」で幅広く学べる専門教育課程を提供する。
 - ・スポーツ、トレーニング、レクリエーションなどの実習・実技は、1～3年で技術を学び、3～4年で指導法を学ぶ教育課程を提供する。

- (3) 「調和のとれた人格」を形成するために
 - ・高い倫理性を養うとともに、社会の規範やルールを遵守する姿勢を涵養する。
 - ・野外活動実習での体験活動を通して、社会性、人間に対する愛情、協力する心などを涵養する教育機会を提供する。

- (4) 「社会に貢献できる力」を身につけるために
 - ・スポーツ文化の向上について考える機会を提供する。
 - ・スポーツの振興に関する知識と情報を提供する。
 - ・健康づくりに必要な知識・技術を身につける教育課程を提供する。
 - ・インターンシップで社会への貢献について考える機会を提供する。

- (5) 「能動的・自立的行動力」を身につけるために
 - ・専門領域で修得した知識、技術、態度等を活用して問題を解決する力を身につける機会を提供する。
 - ・情報通信技術の活用を含め、必要な情報を収集し、分析する力を身につける機会を提供する。
 - ・研究課題を計画し、実施し、まとめ、発表する教育機会を提供する。
 - ・コミュニケーション能力を修得できる教育課程を提供する。
 - ・インターンシップで自分の将来について考える機会を提供する。
 - ・キャリア教育を通じて人生設計について考える機会を提供する。

スポーツ科学部

- (1) 「豊かな教養」を修めるために

- ・学問を修めるための基盤を身につけるために基礎教育科目を設置する。
 - ・幅広い学識を身につけるために一般教育科目を設置する。
- (2) 「専門的な知識・技能」を修得するために
- ・「専門基礎科目」においてスポーツ科学を学ぶのに必要な基礎的な専門教育課程を提供する。
 - ・「発展科目」において各コースで必要な発展的専門教育課程を提供する。
 - ・「副専攻科目」において特定の領域について副専攻として学び、応用的専門教育課程を提供する。
 - ・「関連科目」において幅広く学べる専門教育課程を提供する。
 - ・スポーツ、トレーニング、レクリエーションなどの実習・実技は、1～3年で技術を学び、3～4年で指導法を学ぶ教育課程を提供する。
- (3) 「調和のとれた人格」を形成するために
- ・高い倫理性を養うとともに、社会の規範やルールを遵守する姿勢を涵養する教育機会を提供する。
 - ・野外での体験活動を通して、社会性、人間に対する愛情、協力する心などを涵養する教育機会を提供する。
- (4) 「社会に貢献できる力」を身につけるために
- ・スポーツ文化の向上について考える機会を提供する。
 - ・スポーツの振興に関する知識と情報を提供する。
 - ・健康づくりに必要な知識・技術を身につける教育課程を提供する。
 - ・インターンシップで社会への貢献について考える機会を提供する。
- (5) 「能動的・自立的行動力」を身につけるために
- ・専門領域で修得した知識、技術、態度等を活用して問題を解決する力を身につける機会を提供する。
 - ・情報通信技術の活用を含め、必要な情報を収集し、分析する力を身につける機会を提供する。
 - ・研究課題を計画し、実施し、まとめ、発表する教育機会を提供する。
 - ・コミュニケーション能力を修得できる教育課程を提供する。
 - ・インターンシップで自分の将来について考える機会を提供する。
 - ・キャリア教育を通じて人生設計について考える機会を提供する。

教育学部

1) 教育内容の構成

教育・保育に関する基礎的・専門的な知識と技能、実践的指導力を体系的に身に付けることができるよう、教職や保健体育、保育等に関する基礎的な知識や能力の習得を目指す基礎科目、教員や保育士の専門的な知識や指導力の育成を図る専門科目、教育実践を通

じて学ぶキャリア科目を設置した。これらの学習を通して、知識と技能、実践とを相互に往還させ、必要とされる諸能力や態度等を身に付けることができるカリキュラムとした。

2) 履修順序・配当学年

基礎科目は、学問を修めるための基盤や教職及び保健体育、保育等に関する基礎を身に付けるための科目として主に1・2年次に配当する。専門科目は、教職専門科目、幼児教育コース専門科目、小学校教育コース専門科目、保健体育教育コース専門科目、特別支援教育コース専門科目及び共通専門科目で構成し、主に2・3年次に配当する。キャリア科目の学校インターンシップは、1年次に動機付けを行い、2年次において、学校現場での体験を通じて、教員としての基礎的な力量を身に付けることができるよう配当する。

3) 各科目の設置内容

ア：基礎科目 基礎科目の内容として、幅広く学問の基礎を学ぶ総合教育科目、コミュニケーション能力を育てるコミュニケーション科目、教職の意義や教育の基礎理論を学ぶ教職基礎科目、保健体育の基礎を学ぶ体育基礎科目、保健基礎科目、大学における学習の基礎として必要な情報の探索、整理、伝達、表現等の基礎的能力を学ぶ共通基礎科目を設置する。

イ：専門科目 専門科目の内容として、教育職員免許法で規定されている「教育課程及び指導法」に関する科目、「生徒指導・教育相談及び進路指導等に関する科目」、「教育実習」「教職実践演習」を教職専門科目として設置する。また、教員免許・保育士資格の専門科目として幼児教育コース専門科目・小学校教育コース専門科目・保健体育教育コース専門科目・特別支援教育コース専門科目を設置する。さらに、卒業論文指導を含めた専門演習を共通専門科目として設置する。

ウ：キャリア科目 実践型教員養成の目的を達成するためには、学校現場での実践経験を積む必要性が欠かせないことから、初等・中等・特別支援の免許種別毎の学校インターンシップをキャリア科目として設置する。加えて、教員以外の教育関係、生涯スポーツ分野、公務員等への進路を目指す学生のための科目としてキャリアデザインを設置する。

スポーツ科学研究科の教育課程編成の方針は、以下のとおりである。

1. 博士前期課程

- 1) スポーツ科学専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、研究指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成する。
- 2) 教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度な専門知識及び能力を修得させるとともに、当該の専攻分野に関連する分野の基礎的教養を涵養するように適切に配慮する。
- 3) 大学院スポーツ科学研究科は、5領域（スポーツ文化領域、競技スポーツ領域、健康スポーツ領域、学校体育領域、レジャー・レクリエーション領域）と11学問分野（保健・体育科教育学、スポーツ史・哲学、スポーツ社会学、スポーツマネジメント、スポーツ心理学、バイオメカニクス、教授学、スポーツ生理学、スポーツ医学、ス

スポーツ栄養学、アダプテッド・スポーツ) を組み合わせて、スポーツ科学の研究・教育の多様なニーズに応える。

2. 博士後期課程

- 1) スポーツ科学専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、研究指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成する。
- 2) 教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する諸課題を解決するために自立して研究を計画・実行・推進するための高度な専門知識及び能力を修得させる。

スポーツ科学研究科の教育課程実施の方針は、以下のとおりである。

1. 博士前期課程

- 1) 専門性の一層の向上を図り幅広い学識を涵養するため、研究領域×学問分野表に基づく授業科目を充実させ、多様な授業科目の履修から研究指導へ有機的につながる体系的な教育を行う。また、本研究科の「学位授与の方針」に定めた修了時までには修得すべき知識・能力等がカリキュラム体系のなかでどのように養成されるのかを示すため、シラバスで「学位授与の方針」で定められた知識・能力等との対応を示し、それら諸能力等を修得するプロセスを履修プロセス概念図で示す。
- 2) 学生の主体的で活発な勉学意欲を促進する立場から、インターンシップなどの授業時間外の多様な学修研究の機会を通じ、諸課題に積極的に挑戦させる。
- 3) 成績評価の公正さと透明性を確保するため、成績の評定は、各科目に掲げられた授業の狙い・目標に向けた到達度を目安として採点する。
- 4) 学位論文審査体制を充実させ、厳格な審査を行う。
- 5) スポーツ科学実践プログラム受講者の特定の課題についての研究成果の審査体制を充実させ、厳格な審査を行う。

2. 博士後期課程

- 1) 専門性の一層の向上を図り幅広い学識を涵養するため、研究領域×学問分野表に基づく授業科目を充実させ、多様な授業科目の履修から研究指導へ有機的につながる体系的な教育を行う。また、本研究科の「学位授与の方針」に定めた修了時までには修得すべき知識・能力等がカリキュラム体系のなかでどのように養成されるのかを示すため、シラバスで「学位授与の方針」で定められた知識・能力等との対応を示し、それら諸能力等を修得するプロセスを履修プロセス概念図で示す。
- 2) 学生の主体的で活発な勉学意欲を促進する立場から、インターンシップなどの授業時間外の多様な学修研究の機会を通じ、諸課題に積極的に挑戦させる。
- 3) 大学院スポーツ科学研究科博士後期課程は、学生の活発な研究活動を促進する立場から、海外研究インターンシップなどの機会を通じ、国際的な見地に立った研究活動に積極的に挑戦させる。
- 4) 成績評価の公正さと透明性を確保するため、成績の評定は、各科目に掲げられた授業の狙い・目標に向けた到達度を目安として採点する。

5) 学位論文審査体制を充実させ、厳格な審査を行う。

<上記の学習成果は授与する学位にふさわしいか。>

本学の卒業生として、公立学校教員採用試験に2022（令和4）年度は延べ70名、2023（令和5）年度は延べ61名が現役合格しており、常勤講師等も含め例年200名程度が「保健体育科教員」「小学校教諭」「特別支援学校教諭」として就職している（資料4-9）。

また、大学院への進学やプロ・実業団で現役選手としてのキャリアを継続するなど、体育・スポーツをさらに理論的、実践的に深める者や、本学における学習成果を活かして、健全な心身を資本とした公務員、スポーツ関係企業にも多くの就職実績を誇る（資料4-9）。

これらの事実は、本学のディプロマ・ポリシー並びにカリキュラム・ポリシーに沿った学びの成果が、体育学、スポーツ科学、教育学の学位にふさわしいものであることを示している。また、スポーツ科学研究科においても2023（令和5）年度の大学院修了者の進路状況として、大学教員や学校関係への就職者（資料4-9）がおり、高度なスポーツ科学の知識を持ち実践的な指導を行える専門家や研究を行う研究者を輩出していることから、授与する学位にふさわしいものであることを示している。

評価項目②

学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。

<評価の視点>

・学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

※ 具体的な例

- ・授与する学位と整合し専門分野の学問体系等にも適った授業科目の開講。
- ・各授業科目の位置づけ（主要授業科目の類別等）と到達目標の明確化。
- ・学習の順次性に配慮した授業科目の年次・学期配当及び学びの過程の可視化。
- ・学生の学習時間の考慮とそれを踏まえた授業期間及び単位の設定。

<学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。>

体育学部のカリキュラム編成は、体育学の専門性を深めること、及び幅広い教養を身につけ、高い倫理観の下に総合的な判断力や応用・実践力を発揮できる力を養うことを目的として授業科目を必修科目、選択必修科目、選択科目、自由科目に区別し、体系的に学べるようにしている（資料4-10）。また、授業科目には年次配当があり、系統的に学べるよう配置している。「履修要項・学生ガイド」において、各科目の関係性を図示することで、学生に対して履修の可視化を行っている（資料1-11）。

科目区分において、教養教育に関しては、1991（平成3）年の大学設置基準の大綱化以降

も学部教育の柱の一つと位置づけ、学問を修めるための基盤となる力を養う「基礎教育科目」及び多角的に物事を思考・判断する幅広い学識を養う「一般教育科目」を配置している。また、専門教育に関しては、順次制をもって体系的に専門性を深られるように、「専門基礎科目」から「発展科目」へ、さらに「応用科目」に繋がるように科目を配置している。また、専門性を広げるために「関連科目」を配置している。これらの他にも「資格関連科目」「キャリア教育科目」「教職に関する専門科目」「自由科目」がある。

体育学部のカリキュラム・ポリシーに沿った授業科目の体系的編成は以下のとおりである。

- 1) 「教養科目」は豊かな教養を修める科目であり「基礎教育科目」と「一般教育科目」から構成される。「基礎教育科目」として、日本語、統計、外国語、情報処理の領域における基盤学力を保障する科目を配置しそれぞれに必修単位を設け、体育学部の初年次全学生に対し履修させている(卒業所要単位として合計8単位以上を要履修)。なお、これらの科目では学習レベルに応じた習熟度別クラス編成を行い、指導をしている。
「一般教育科目」として、人文科学、社会科学、自然科学の各領域それぞれに5から6科目(合計16科目)配置している(各領域4単位、合計12単位以上)。4年間を通じて継続的に学習できるよう、配当学年は全科目1年次としている。以上、「教養科目」区分から20単位以上履修することを求めている。
- 2) 「専門基礎科目」は、体育学部学生全員に必要な専門的な知識・技能を修める科目であり、3・4年次の専門教育につなげる基礎となる科目である。主に1・2年次に配当されている(「体育原論」のみ3年次)。講義科目が13科目、選択必修のダンスⅠA・柔道ⅠA・剣道ⅠA・ダンスⅠB・柔道ⅠB・剣道ⅠBを含めて実技14科目及び選択必修実習科目1単位が2学科共通で配置されている(合計42単位)。
- 3) 「発展科目」は、学科毎に配置された専門的な知識・技能を修める科目である。2年次履修の学科特性を反映する専門科目(講義5科目・実技3科目)と、3・4年次に履修する演習で構成されている。スポーツ教育学科では合計20単位、健康・スポーツマネジメント学科では合計22単位の履修が求められる。
- 4) 「応用科目」は、3年次に履修する高度な専門的知識・技能を修める科目である。スポーツ教育学科においては「コーチ教育コース」「体育科教育コース」「スポーツ心理・カウンセリングコース」より、健康・スポーツマネジメント学科においては「スポーツマネジメントコース」「アスレティックトレーニングコース」「健康スポーツコース」より、それぞれいずれか1つのコースを選択して、コースごとに配当された科目を履修する。そして、「発展科目」の演習Ⅰ・Ⅱ(必修)と結びつけることにより、専門性を深めている。合計14単位の履修が求められている。
- 5) 「関連科目」は、主に3・4年次にて選択履修する科目である。コースの専門的学習をさらに幅広く進める科目、教職免許に必要な教職に関する専門科目など、学部又は学科共通の選択科目であり、学際的な講義科目、特色ある講義科目、多彩な実技科目、専門性をより深める実技科目からなる。中には「実践英語実技」のように、英語で授業が行われることで、特にリスニングとスピーキングにおける英語慣れを促進しつつ、身体運動能力の向上を目指す特徴的な授業もある。スポーツ教育学科では講義30科目と実技28科目、健康・スポーツマネジメント学科では講義29科目と実技25科目がそれぞれ

れ配置されている。スポーツ教育学科では13単位以上、健康・スポーツマネジメント学科では11単位以上の履修が求められる。

- 6) 「キャリア教育科目」は、キャリア教育の充実のために2015(平成27)年度から新設された区分である。必修科目として2年次配当「キャリアデザインⅠ」(1単位)、選択科目として3年次配当「キャリアデザインⅡ」(1単位)が配置されている。
- 7) 「教職に関する専門科目」は2015(平成27)年度より一部科目を1年次配当とし、13科目設けられている。なお、2015(平成27)年度より「教師論」「保健体育科教育法A」「保健体育科教育法B」「保健体育科学習指導論」の4科目8単位が「教職に関する専門科目」区分から「関連科目」区分に移動し卒業所要単位に算入できることになった。
- 8) 「資格関連科目」は、スポーツ関連の資格や第一種衛生管理者免許の資格等に必要ない科目であり、スポーツ教育学科では8科目、健康・スポーツマネジメント学科では19科目設けられている。
- 9) 「自由科目」は卒業所要単位には含まれない科目である。1年次のガイダンスを兼ねて行われるフレッシュマンセミナーがある。2020(令和2)年度からは「スポーツ科学特別演習(Ⅰ～Ⅲ)」が設置されている。この科目の履修者のうち、総合型選抜(スポーツ科学研究型)入試で入学した学生は、1年次前期配当の「同Ⅰ」、同後期配当の「同Ⅱ」及び2年次前期配当の「同Ⅲ」の全て(計6単位)を修得した場合、2年次の後期に行われるコース選択及びゼミ選択において優先権が与えられる。

学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するため、体育学部の「応用科目」に実習を伴う科目を設置している。スポーツ教育学科において、コーチ教育コースの「トレーナー実習」や「コーチング実習」、体育科教育コースの「インターンシップA」、スポーツ心理・カウンセリングコースの「インターンシップB」、健康・スポーツマネジメント学科において、スポーツマネジメントコースの「インターンシップB」、アスレティックトレーニングコースの「実践トレーニング指導実習」や「インターンシップA」、健康スポーツコースの「インターンシップB」等である。

スポーツ科学部のカリキュラム編成は、スポーツ科学の専門性を深めること、及び幅広い教養を身につけ、高い倫理観の下に総合的な判断力や応用・実践力を発揮できる力を養うことを目的として授業科目を必修科目、選択必修科目、選択科目、自由科目に区別し、体系的に学べるようにしている(資料)。また、授業科目には年次配当があり、系統的に学べるよう配置している。「履修要項・学生ガイド」において、各科目の関係性を図示することで、学生に対して履修の可視化を行っている(資料)。

科目区分において、教養教育は学部教育の柱の一つと位置づけ、学問を修めるための基盤となる力を養う「基礎教育科目」及び多角的に物事を思考・判断する幅広い学識を養う「一般教育科目」、そしてスポーツ科学部における学びを促進する「初年次科目」を配置している。また、専門教育に関しては、順次制をもって体系的に専門性を深めるように、「専門基礎科目」から「発展科目」へ繋がるように科目を配置している。また、知の融合を目指した幅広い知見を備えるため「副専攻科目」を配置するとともに、学びの幅を広げるための「関連科目」を配置している。これらの他にも「キャリア形成科目」「教職に関する専門科目」

「資格関連科目」「自由科目」がある。

スポーツ科学部のカリキュラム・ポリシーに沿った授業科目の体系的編成は以下のとおりである。

- 1) 「教養科目」は豊かな教養を修める科目であり「基礎教育科目」、「一般教育科目」、「初年次科目」から構成される。「基礎教育科目」として、日本語、統計、外国語、情報処理の領域における基盤学力を保障する科目を配置しそれぞれに必修単位を設け、スポーツ科学部の初年次全学生に対し履修させている（卒業所要単位として合計8単位以上を要履修）。なお、これらの科目では学習レベルに応じた習熟度別クラス編成を行い、指導をしている。「一般教育科目」として、人文科学、社会科学、自然科学の各領域それぞれに5から6科目（合計16科目）配置している（各領域4単位、合計12単位以上）。4年間を通じて継続的に学習できるよう、配当学年は全科目1年次としている。さらに「初年次科目」として「スポーツ科学総論」（2単位）を必修科目として配置し、スポーツ科学やカリキュラムの全体像を把握するとともに、2年次後期からのコース教育への滑らかな移行を促進できるようにしている。「教養科目」区分から22単位以上履修することを求めている。
- 2) 「専門基礎科目」は、スポーツ科学部全学生に必要な専門的な知識・技能を修める科目であり、2年次後半から3・4年次の専門教育につなげる基礎となる科目である。主に1・2年次に配当されている。講義科目が15科目、選択必修のダンスⅠA・柔道ⅠA・剣道ⅠA、ダンスⅠB・柔道ⅠB・剣道ⅠBを含めて実技18科目が配置されている。「専門基礎科目」区分から44単位以上履修することを求めている。
- 3) 「発展科目」は、コース毎に配置された専門的な知識・技能を修める科目である。スポーツ教育コースではコース特性を反映する必修講義科目（2科目、4単位）、選択必修講義科目（12科目、10単位以上）、選択必修実習科目（2科目、1単位以上）、必修実技科目（1科目、1単位）、選択必修実技科目（2単位以上）、そして必修演習科目（4科目、10単位）の合計28単位以上の履修が求められる。体育科教育コースではコース特性を反映する必修講義科目（8科目、16単位）、必修実習科目（1科目、2単位）、必修演習科目（4科目、10単位）の合計28単位以上の履修が求められる。スポーツ心理・カウンセリングコースではコース特性を反映する必修講義科目（7科目、14単位）、必修実習科目（2科目、3単位）、選択必修実習科目（2科目、1単位）、そして必修演習科目（4科目、10単位）の合計28単位以上の履修が求められる。スポーツマネジメントコースではコース特性を反映する必修講義科目（7科目14単位）、選択必修講義科目（4科目、4単位以上）、必修演習科目（4科目、10単位）の合計28単位以上の履修が求められる。アスレティックトレーニングコースではコース特性を反映する必修講義科目（6科目12単位）、必修実習科目（2科目、3単位）、選択必修実習科目（5科目、3単位以上）、そして必修演習科目（4科目、10単位）の合計28単位以上の履修が求められる。健康科学コースではコース特性を反映する必修講義科目（7科目14単位）、必修実技科目（2科目、2単位）、選択必修実習科目（3科目、2単位以上）、そして必修演習科目（4科目、10単位）の合計28単位以上の履修が求められる。
- 4) 「関連科目」は、コースの専門的学習をさらに幅広く進める科目、教職免許に必要な教職に関する専門科目など、学部共通の選択科目であり、学際的な講義科目、特色ある

講義科目、多彩な実技科目、専門性をより深める実技科目からなる。中には「実践英語実技」のように、英語で授業が行われることで、特にリスニングとスピーキングにおける英語慣れを促進しつつ、身体運動能力の向上を目指す特徴的な授業もある。講義 33 科目と実技 30 科目、実習科目 3 科目が配置されている。

- 5) 「キャリア形成科目」は、キャリア教育の充実のために、必修科目として 2 年次配当「キャリアデザインⅠ」(2 単位)、選択科目として 3 年次配当「キャリアデザインⅡ」(2 単位)が配置されており、2 単位以上の履修が求められる。
- 6) 「教職に関する専門科目」は講義 13 科目と、種目ごとに分かれた体育実技指導法として実技 11 科目(2 科目以上選択)が設けられている。
- 7) 「資格関連科目」は、スポーツ関連の資格や第一種衛生管理者免許の資格等に必要科目であり、18 科目設けられている。
- 8) 「自由科目」は卒業所要単位には含まれない科目として、「スポーツ科学特別演習(Ⅰ～Ⅲ)」が設置されている。この科目の履修者のうち、総合型選抜(スポーツ科学研究型)入試で入学した学生は、1 年次前期配当の「同Ⅰ」、同後期配当の「同Ⅱ」及び 2 年次前期配当の「同Ⅲ」の全て(計 5 単位)を修得した場合、2 年次後期のコース選択及び 3 年次のゼミ選択において優先権が与えられる。

学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するため、スポーツ科学部の「発展科目」に実習を伴う科目を設置している。スポーツ教育コースの「アスリート実習」や「コーチング実習」、体育科教育コースの「インターンシップ B」、スポーツ心理・カウンセリングコースの「インターンシップ A」、スポーツマネジメントコースの「インターンシップ B」、アスレティックトレーニングコースの「スポーツ救急法実習」や「体力科学実験実習」、健康科学コースの「インターンシップ A」、「健康増進実習」、「インターンシップ B」等である。

以上のように体育学部およびスポーツ科学部の科目編成は、ともに順次性と体系性を重視した構成になっており、教育課程にふさわしい内容が担保されている。また、本学では、高大接続を円滑なものとするため、一般選抜、編入学試験、外国人入試を除く入学選抜による入学予定者に対して基礎学力テストを実施し、入学前の準備教育が必要と判定された者にはオンライン教材「大体大素振りドリル(ラインズドリル大阪体育大学特別版)」により、英語と数学の入学前指導を実施している(必要に応じて国語、理科、社会も利用できる)(資料 4-11)。また、入学直後には、体育学部およびスポーツ科学部では、基礎教養科目における習熟度別クラス編成を主目的としたプレースメントテストを実施し、「英語Ⅰ A」「統計基礎」「日本語技法」の授業運営に活用することで、基礎学力を保証する仕組みを整えている。

各授業科目の質保証については、全学 F D 委員会、教務委員会が中心となって、シラバス記載内容の統一化と充実を図っており、ホームページ上でシラバスを公開している(資料 4-8)。

教育学部のカリキュラム編成は、教育職員免許に係る法令を踏まえるとともに、教育・保育に関する基礎的・専門的な知識と技能、実践的指導力を体系的に身に付けることができるよう、教職や保健体育、保育等に関する基礎的な知識や能力の習得を目指す「基礎科目」、教員や保育士の専門的な知識や指導力の育成を図る「専門科目」、教育実践を通じて学ぶ「キ

キャリア科目」を配置している。これらの学習を通して、知識と技能、実践とを相互に往還させ、必要とされる諸能力や態度等を身に付けることができるカリキュラムになっている。

これらの教育課程の構成や履修方法等については、履修要項（資料 1-11）を作成し、学生に説明する機会を設けている。また、個々の科目の内容及び方法については、それぞれシラバスを作成し、ホームページを通じて学生に提示すると同時に、WEB で公表している。

教育学部のカリキュラム・ポリシーに沿った授業科目の体系的編成は以下のとおりである。

1) 「基礎科目」は、学問を修めるための基盤や教職及び保健体育、保育等に関する基礎を身に付けるための科目として主に 1・2 年次に配当している。内容として、幅広く学問の基礎を学ぶ「総合教育科目」、コミュニケーション能力を育てる「コミュニケーション科目」、教職の意義や教育の基礎理論を学ぶ「教職基礎科目」、保健体育の基礎を学ぶ「体育基礎科目」及び「保健基礎科目」、大学における学習の基礎として必要な情報の探索、整理、伝達、表現等の基礎的能力を学ぶ「共通基礎科目」を配置している。

「総合教育科目」では、人文科学、社会科学、自然科学、情報処理の各領域から合計 10 科目配置されている。そのうち、言語活動及び情報処理 I・II は必修とし、その他の科目から複数選択履修し、8 単位以上履修することを求めている。

「コミュニケーション科目」では、英語のほか中国語、手話及び海外語学研修が合計 11 科目配置されている。そのうち、英語 Ia・Ib・IIa・IIb は必修とし、その他の科目から複数選択履修をする。海外語学研修は、カナダのビクトリア大学イングリッシュランゲージセンターにて約 4 週間、語学研修や地域におけるアクティビティ等に参加する機会が設けられている。なお、「コミュニケーション科目」からは 6 単位以上履修することを求めている。

「教職基礎科目」では、教職論、教育原論、学校教育心理学、教育行政学、日本国憲法及び特別ニーズ教育論の 6 科目が配置されており、全てが必修となっている（合計 12 単位）。

「体育基礎科目」では、卒業のための必修科目である基礎体育を筆頭に、保健体育教諭免許状取得のための必修科目として陸上競技、水泳、器械運動、ダンス、武道（柔道又は剣道）、バレーボール及びバスケットボールが配置されている。さらに、スポーツの対象やルールなどを幅広い視点から捉え、理解を深めていく目的でアダプテッド・スポーツ実技及びニュースポーツが、その他には野外活動実習 I（夏季）（海洋・キャンプ）・II（冬季）（スキー・スノーボード）が配置されている。なお、「体育基礎科目」からは、2 単位以上履修することを求めている。

「保健基礎科目」では、保健体育教諭免許状及び保育士資格取得のための必修科目である精神保健学を含め、体力測定評価、機能解剖学、栄養教育（保育士資格取得のための必修科目）の 4 科目が配置されている。なお、保健基礎科目からは 4 単位以上、ただし保育士資格取得のためには 6 単位以上履修することを求めている。

「共通基礎科目」では、大学における学習の基礎として求められる、情報の探索、情報の読み取り、整理、伝達、表現、発表等に関する基礎的な能力を身に付けることを

目的として基礎演習（1年次配当）が配置されており、卒業のための必修科目となっている（2単位）。

2)「専門科目」は、概ね1年次の後期から順次履修できる仕組みとなっており、「教職専門科目」、「共通専門科目」、「幼児教育コース専門科目」、「小学校教育コース専門科目」、「保健体育教育コース専門科目」、「特別支援教育コース専門科目」で構成し、主に2・3年次に配当している。内容として、教育職員免許法で規定されている「教育課程及び指導法」に関する科目、「生徒指導・教育相談及び進路指導等に関する科目」、「教育実習」「教職実践演習」を教職専門科目として配置している。また、教員免許・保育士資格の専門科目として「幼児教育コース専門科目」・「小学校教育コース専門科目」・「保健体育教育コース専門科目」・「特別支援教育コース専門科目」を配置している。さらに、卒業論文指導を含めた専門演習を「共通専門科目」として配置している。

「教職専門科目」では、卒業のための必修科目である教育課程論、道徳教育の指導法、特別活動・総合的な学習の時間の指導法（幼児教育コースを除く）、教育方法・技術論、生徒指導論・進路指導論（幼児教育コースを除く）及び教育相談をはじめ、教育実習など各種教諭免許状取得のための必修科目を含む計24科目が配置されている。また、幼児教育コースのみ卒業必修科目である幼児理解がある。なお、教職専門科目からは、小学校教育コース及び保健体育教育コースは12単位以上、幼児教育コースは10単位以上履修することを求めている。

「共通専門科目」では、研究の基礎的な内容を論文抄読や実践的な活動などを通じて習得する専門演習Ⅰ（3年次配当）が、研究計画の立案、研究実施のための手続き、調査、実験、分析、論文執筆といった発展的な内容を行う専門演習Ⅱ（卒業論文を含む）が配置されている。これらの演習は、いずれも卒業のための必修科目である（計8単位）。具体的な内容は、各担当教員（ゼミ担当教員）の専門領域により異なることから、学生は興味関心に応じて希望のゼミを選択し、少人数で演習が行われる。

「小学校教育コース専門科目」では、国語科、算数科、理科、社会科、音楽科、生活科、図画工作科、家庭科、体育科及び英語科の各概論、教科教育法、実技等の科目が23科目配置されている。そのうち、卒業及び小学校教諭免許状取得のための必修20科目を含む。

「保健体育教育コース専門科目」では、応用実技（陸上競技、水泳、器械運動、武道（柔道又は剣道）、ダンス）、球技（サッカー、ソフトボール、ハンドボール、テニス、野球）、レクリエーション教育実技及びリトミックといった実技が13科目、保健体育科教育法、体育原理、体育社会学、学校保健（小児保健・学校安全を含む）などの講義が19科目及びアダプテッド・スポーツ実習の計33科目が配置されている。そのうち、保健体育教諭免許状取得のための必修12科目を含む。

「特別支援教育コース専門科目」では、教職基礎科目の特別ニーズ教育論で修得した内容をさらに発展させた形で、また、特別支援学校教諭免許状取得に向けた学習が行えるよう、特別支援教育論や各障害（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、知的障害、病弱など）に応じた心理・生理・病理に関する内容や、教育指導法など14科目が配

置されている。そのうち、特別支援学校教諭免許状取得のための必修 12 科目を含む。

- 3) 「キャリア科目」では、1年次の動機付けとして学校インターンシップを行い、2年次において、学校現場での体験を通じて、教員としての基礎的な力量を身に付けることができるよう配置している。また、実践型教員養成の目的を達成するためには、学校現場での実践経験を積む必要性が欠かせないことから、初等・中等・特別支援の免許種別毎の学校インターンシップをキャリア科目として配置している。加えて、教員以外の職種として、教育関係、生涯スポーツ分野、公務員等への進路を目指す学生のために望ましい職業観及び勤労観を養うことを目的とした科目となるキャリアデザインを配置している。キャリアデザインでは、自己の適性を知り、戦略的な就職活動を行うための技量を身につけることを可能にしている。また、これからの学校教育を担う教員の養成を推進するため、教員採用試験に向けた基礎的な対策を行うことを目的とした科目となる教職キャリア基礎・研究を配置している。さらにキャリア科目に関しては、1年次配当になっている学校インターンシップ（講義形式）のみ、卒業のための必修科目となっているが、その他は全て学生の希望する進路に応じて科目を選択している。

教育学部における学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法として各コースで行われる実技・実験・実習科目は上限 50 名を原則とし、授業科目の内容と方法に応じて編成を行っている。講義科目は履修者人数の制限は設けず、人数が多ければ講義室を大教室に変更し開講している。3・4年次の専門演習に関しては、平均 10 名程度を基本とし、1ゼミあたりの学生数は概ね適切な規模になっているといえる。

また、複数免許取得希望者であっても無理のない履修ができるよう科目配当を行うとともに、履修規程及び履修規程別表、コース及び取得可能免許の種類に応じた履修モデルを示し、ガイダンス等でも説明を加えることで、学生が理解しやすいように配慮している。小学校教育コース専門科目は、全ての教科の概論、教科教育法を必修とし、豊富な知識、具体的な指導力を身につけることができるようなカリキュラムを組んでいる。保健体育教育コースの専門科目は、高度な技術習得のみならず、指導法に関しても充実した内容としている。加えて、学校現場で採用されることの多い多様な球技種目への指導ができるようなカリキュラムを組んでいる。さらに、学校だけでなく、幼児、障がい者、高齢者等を対象とした、幅広いフィールドで対応できるようアダプテッド・スポーツに関する講義、実技及び実習を配置している。特別支援教育の専門科目については、知的障がい者、肢体不自由者、病弱者の領域における心理・生理・病理並びに教育課程・指導法に関する科目を配置し、その他の領域においても幅広い知識の習得ができるように科目を設定することで、免許上必要な科目を配置している。

スポーツ科学研究科におけるカリキュラム編成は、教育課程の編成・実施方針に基づき、体育、スポーツに関する教育研究活動を通して、広い視野と高度な知識、技能を持った専門家を養成するとともに、自立、率先して教育研究活動を推進することのできる、創造性豊か

な人材を育成できるように授業科目を配置している。博士後期課程は、社会の多様なニーズに応えるために高度な専門的知識に裏打ちされた斬新な研究を行う人材の育成を目的とした共通科目のみを開講し、博士前期課程は、共通科目と総合科目に区分し、特に総合科目では学生の主体的で活発な勉学意欲を促進する立場からインターンシップ、実験実習を設け、授業時間外の多様な学修研究の機会を通じて諸課題に積極的に挑戦させる機会を提供している（資料 4-12）。また、新たに大学院担当になった教員の専門性を鑑み、適宜科目を追加するとともに、それぞれの専門領域ごとに必要と思われる科目について研究科委員会の議を経て追加している。なお、現在、本学で学びたい、研究したいと考えている全国、さらには世界中の社会人に対して本学大学院で学ぶことができるオンライン授業を中心としたカリキュラムを構築した。（資料 4-13）。今後の課題として、カリキュラム・マップ及びカリキュラム・ツリーは作成されていないため、早急に取り組む必要がある。

これらのカリキュラム・時間割についての満足度は、「学生生活実態調査」によると、体育学部では「特に不満なし」の割合が 61.0%であったが、2021（令和 3）年度は 64.5%、2022（令和 4）年度は 65.1%、2023（令和 5）年度 67.1%と増加傾向にあり、概ね満足している学生が多いことが窺える。一方で、不満内容としては「時間割が重なっているので、履修したい科目が選択できない」が、例年 20%程度で最も多くなっているものの、授業形態や施設、講師の配置など、総合的な観点から同じカリキュラムの下では改善は難しい現状がある（資料 2-4）。しかし、2024（令和 6）年度からはスポーツ科学部が新しいカリキュラムの下でスタートしており、履修の自由度も増していることから、学生の満足度も向上することが期待される。教育学部では、「特に不満なし」の割合が 59.9%であったが、2021（令和 3）年度は 66.0%、2022（令和 4）年度は 70.3%、2023（令和 5）年度 67.6%と増加傾向にあり、概ね満足している学生が多いことが窺える。一方で、不満内容としては「時間割が重なっているので、履修したい科目が選択できない」が、例年 10～20%程度で最も多くなっている。また、2019（令和元）年度より学生の学習負荷や授業外学習の時間を考慮し、履修登録単位数の上限（CAP）を 48 単位、2020（令和 2）年度からは前年度成績（GPA（Grade Point Average））が 3.0 以上である場合、CAPは 52 単位とした。加えて、シラバス内での時間外学習内容の明示を促進することで、単位の実質化が図られている。なお、教育学部においてはCAP対象外科目として学校インターンシップや教育実習、保育実習等 44 科目を設け、履修の自由度を高めている。

スポーツ科学研究科においても「学生生活実態調査」（資料 4-14）でカリキュラムについての満足度を調査している。「満足している」「概ね満足している」割合が、2020（令和 2）年度は 85.7%、2021（令和 3）年度は 96.2%、2022（令和 4）年度は 87.2%、2023（令和 5）年度 88.7%と毎年度 8 割超の院生が概ね満足している。一方で、不満内容としては「選択したい科目がない」「履修したい科目が選択できない」「選択したい科目が少ない」「土日の開講がない」などが毎年度の共通点としてあがっている。そのため学生のニーズに応え、より柔軟で満足度の高い学びの環境を提供できるように継続的な意見収集とフィードバックが必要である。

評価項目③

課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。
また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。

<評価の視点>

- ・ 授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。
- ・ ICTを利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。
- ・ 授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。

※ 具体的な例

- ・ 学習状況に応じたクラス分けなど、学生の多様性への対応。
- ・ 単位の実質化（単位制度の趣旨に沿った学習内容、学習時間の確保）を図る措置。
- ・ シラバスの作成と活用（学生が授業の内容や目的を理解し、効果的に学習を進めるために十分な内容であるか。）。
- ・ 授業の履修に関する指導、学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度・達成度の確認、授業外学習に資するフィードバック等などの措置。

<授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。>

本学では「体育・スポーツ及び学校教育に関する科学の理論と技術を教授研究し、豊かな教養と広い見識を備える実践的、創造的な人材を育成し、国民の健康とスポーツ文化及び学校教育の向上に寄与することを目的とする。」（資料 1-6）という教育目標を達成するため、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを定めている。これらのポリシーにおいて、スポーツ科学部及び体育学部では、「豊かな教養」「専門的な知識・技能」「調和のとれた人格」「社会に貢献できる力」「能動的・自立的行動力」の5つの柱を掲げている。教育学部では、「豊かな教養と広い見識」「教職・保育職に必要な基礎的・専門的知識と技能」「乳幼児・児童・生徒の理解を踏まえ、実践的に指導・支援できる力」「教育・保育への熱意と使命感、責任感、学び続ける意欲」「豊かな人間性と社会性、倫理観」の5つの柱を掲げている。これらの5つの柱に合わせて、順次性と体系性を重視した科目が配置されている。

各科目の授業形態は、講義、演習、実技、実習、インターンシップなどがバランスよく構成されている上、学外講師を招聘してのセミナー形式の授業の実施、社会貢献センターの子どもたちや高齢者を対象としたスポーツ・レクリエーション活動における企画・指導機会の創出、あるいは学外組織・団体の支援活動などを通じた実践教育を展開するなど、幅広い学びの場を用意している。豊かな教養や広い見識、専門的知識と技能の習得に必要な講義に加え、豊富な実技授業とその質の高さは本学の特徴でもあり、強みでもある。演習では事例研究やディスカッションを通じて学生の批判的思考力を養い、実習やインターンシップでは実践的なスキルを磨く機会を提供している。たとえば、教育実習では、学生が現場で教員と

しての役割を実践することで、理論を実践に結びつける能力を育成している。これらは総合的に「調和のとれた人格」「社会に貢献できる力」「能動的・自立的行動力」や「乳幼児・児童・生徒の理解を踏まえ、実践的に指導・支援できる力」「教育・保育への熱意と使命感、責任感、学び続ける意欲」「豊かな人間性と社会性、倫理観」の育成に有効である。さらに、課外活動を通じた教育は、専門種目の知識、技能の醸成だけでなく、「調和のとれた人格」「社会に貢献できる力」「能動的・自立的行動力」や「豊かな人間性と社会性、倫理観」といった正課のディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーにも直接的に関わる重要な教育機会であることを各担当教員が認識し、熱意を持って教育活動に従事していることは本学の特色である。

2023（令和5）年度学生生活実態調査報告書によると、「自分の考えや課題を発表する授業」は、「よくあった」「ときどきあった」という回答が76.0%、「学生同士が講義をする授業」は、「よくあった」「ときどきあった」という回答が57.2%となっており、学生が主体的に参加できるような授業の方法も多くとられていると考えられる。また、「定期的に小テストやレポートが課せられた授業」は、「よくあった」「ときどきあった」という回答が92.0%となっており、学習成果が丁寧かつ厳密に評価されることに繋がっている。「履修科目全体の授業内容の理解状況」においては、90.6%が「ほぼ理解できている」「まあまあ理解できている」と回答し、学習成果の達成に向けて、概ね適切で効果的な授業方法がとられていると解釈できる。「履修科目全体の授業内容の理解状況」において、授業内容の理解が「多少困難である」「ほとんど理解できていない」と回答した学生の理解困難な理由として、半数程度が「自分の学力が不十分である」という項目をあげつつも、2割から3割程度が「授業方法や教員の指導・助言が不十分である」「大学での学習方法がわからない」といった項目も挙げており、これらに関しては改善や支援の必要性があると思われる。

スポーツ科学研究科においては、前述のとおりカリキュラム・ポリシー（資料4-3）について、博士前期課程においては教育課程編成の方針を3項目、教育課程実施の方針を5項目策定し、博士後期課程においては教育課程編成の方針を2項目、教育課程実施の方針を5項目策定し、これらに基づいて教育が推進されている。課程修了時に期待された効果が得られているかを測定するため、学習成果の評価に関する方針（アセスメント・プラン）を定めている。これらの方針を基にして、内部質保証シートに基づき、教育質保証やエンロールマネジメントの観点から点検し、具体的な検証を行っている。

2023（令和5）年度学生生活実態調査報告書によると、「履修科目の授業内容の理解状況」は、95.4%が「概ね理解できている」「理解できている」と回答し、学習成果の達成に向けて、概ね適切で効果的な授業方法がとられていると解釈できる。「履修科目の授業内容の理解状況」において、授業内容の理解が「多少困難である」「ほとんど理解できていない」と回答した院生の理解困難な理由として、55.2%が「自分の学力が不十分」で最も多かった。次いで「授業内容が専門的すぎる」が51.7%、「自分の意欲や努力が不足」が24.1%、「授業内容が高度すぎる」が17.2%、「教員の指導・助言が不十分」が13.8%であった。これらに関しては改善や支援の必要性があると思われる。

< ICTを利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。 >

遠隔授業は、授業計画や遠隔授業実施ガイドラインへの対応などを明示した申請書を科目担当者が提出し、その内容を関連部局や委員会で審議することとなっている。そして最終的に学部教授会において審議、承認されたものが実施されている。

2021（令和3）年度以降、学生はPC必携とされており、新入生が入学時から確実に遠隔授業を受講できるよう、様々な対策が施されている。たとえば、入学前教育の一部として入学予定者には「遠隔授業に備えて準備しておくべきこと」と題してまとめられた資料が共有されること、3月中に必携PCの初期設定の実施を求めること、必携PC診断の実施、各種質問受付窓口の設置、遠隔模擬授業の実施などがある。

また、2024（令和6）度前期第1週目には、体育学部、スポーツ科学部において、「デジタルエデュケーションウィーク」が実施された。これは対面授業を含む授業のオンライン化に対応させること、そして授業のオンライン化に対応できない要支援学生を特定し、必要な支援をすることを目的とした取り組みである。当該期間中の授業は「オンデマンド形式」での実施を基本とし、特に1年生対象の必修授業に関しては、手厚いサポート体制のもとで、新入生がスムーズに大学での学びを始められるように取り計らわれた。その評価と改善に向けては今後の課題となる。

遠隔授業の評価について、2023（令和5）度学生生活実態調査報告書によると、「オンライン授業の満足度」は「満足」と「やや満足」を合わせた割合は89.0%に上り、「増やしてほしい授業形態」としては「オンデマンド」という回答が63.0%と最も多いことからみても、本学における遠隔授業に対する学生の満足度は高く、効果的に実施されていると思われる。

スポーツ科学研究科では、リカレント教育を推進するために、2022（令和4年）年度から昼夜開講制を導入することとし、原則として博士前期課程の夜間開講授業のみ遠隔授業を採用している。また、一部授業内容によってはオンデマンド授業を可としている。社会人や関西圏以外に居住している場合に職場や自宅で遠隔授業を受講することができ、通学や仕事との両立が可能となっている。昼夜開講制を導入することで、世界及び全国の入学希望者に門戸を広げることになっており、期待された効果を得られている。

< 授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。 >

「大体大ビジョン2024」（資料4-15）に則った、「大阪体育大学の中期の目標と計画（2019年度～2022年度）」（資料4-16）における重点施策の一つとして、「学び続ける力と主体的に問題を発見し解決する力を培う教育の充実」があり、その具体的な事項として、

- 1) アクティブラーニングを意図した授業内容の検討
- 2) 試合等で授業を多く欠席する学生への学習サポートの充実
- 3) 予習・復習の指導、レポート等の課題学習の充実

が挙げられていた。

これらの施策に対し、2022（令和4）の点検・評価報告書において、1）に関しては、「アクティブラーニングを意図した授業内容を教員に促すとともに推進できるよう検討を重ねている。」とある。その後、2022（令和4）から2024（令和6）年度までに関連するFD研修会が学内で複数回開催され、教員の意識向上に有効に作用したと思われる（資料4-17）。2）に関しては、競技力の高い学生（例、DASHアスリート等）が、海外遠征、日本代表チームの合宿などで通常の対面授業参加が困難な状況において、大学として行える組織的な支援内容と、それに必要なシステムの整備と予算化、およびその実現について検討中と報告されている。3）について、2019（令和元）年度よりシラバスに「時間外学習」欄を設け、「予習・復習に関する事柄を必須項目として教員に明示するよう指示し、学生に対して具体的に情報提供できるよう取り組み始めている。」と報告されている。しかし、予習・復習に費やす1週間あたりの時間は、1時間未満という学生が6～7割程度を占める現状は2022（令和4）年度、2023（令和5）年度においてもあまり変化は見られない（資料2-7）。多くの時間を課外活動に費やす学生の割合が高いことも事実であるが、課題の実態がどこにあるのかをより丁寧に把握し、その上で適切な改善策を検討する必要があると考えられる。

これらの2019（令和元）年中期の目標と計画（2019～2022）に基づいた取り組みに加え、2022（令和4）年の点検・評価報告書においては、学生の意欲的かつ効果的な学習を促進できるよう、以下の取り組みも報告されている。

1）1授業あたりの学生数は、体育学部では教室収容定員の7割以下になるよう履修者人数制限が行われている。

2）2019（令和元）年度より履修登録単位数の上限（CAP）を48単位としたこと（資料1-11）。

3）2020（令和2）年度より、前年度GPAが3.0以上の学生は、翌年度の1年間に履修できる単位数の上限を52単位に引き上げる措置を講じたこと。

4）履修要項・学生ガイドブック（資料1-11）において、各学年の履修のあり方について詳細に文章で示すとともに、随時窓口で相談を受け付けていること

5）シラバスの内容は詳細に記述され、学生は授業の内容や学習のあり方が具体的にイメージできるようになっている上、授業相談・指導を行っていること

6）2021（令和3）年度後期以降はポータルサイトの大幅な更新により、WEBシラバスの閲覧が容易に行えるように改善されていること。

7）シラバスの第三者チェックは年度ごとに行い、教育の質的向上に取り組んでいること。

8）大人数授業に対して教務補佐とTA（ティーチング・アシスタント）制度を導入していること

これらの取り組みは2022（令和2）年度以降も継続的に実施され、学習環境と学びの向上に有効に作用していると考えられる。7）に関しては、2023（令和5）年度に大阪体育大学ティーチング・アシスタント等に関する規程の見直しが実施され、その役割や業務内容がより明確に規定された。また、TA・SA（スチューデント・アシスタント）に対する研修が実施されるようになり、より質の高いアシスタント業務、ひいては授業の質向上に有効に作用している。しかし、2022（令和4）年度の点検・評価報告書で検討が必要な事項として

挙げられていた「シラバスを確認しなければ履修登録できないシステムの導入」に関しては、2024（令和6）年度までに進捗は見られず、検討を開始する必要がある。

また2023（令和5）年度以降は、「大体大ビジョン2031」（資料1-15）に則った、「第6次中期計画（2022～2031）」（資料1-16）の重点施策に、「主体的に学び続ける力に関する施策」や「人材の育成に関する施策」が含まれており、その具体的な事項として、

- 1) 自ら学び探究する教育環境の整備
- 2) 自ら学び探究する教育内容と方法の改善・充実の継続的取り組みの推進
- 3) オンライン・ICTの特性を生かした特色ある教育とその質保証の構築と改善・充実
- 4) 海外研修（語学研修含む）の充実

などがある。

1) に関しては、学園100周年記念事業の1つとして、ラーニングコモンズが整備され、2023（令和5）年度に開設された。2) の教育内容と方法の改善については、上記2022（令和4）年度の点検・評価報告書に記載の項目が継続的に取り組まれている中、2024（令和6）年度から「熱中症警戒アラート発令時の授業の運営方法」について対策が講じられ、猛暑の屋外実技授業などの安全性向上および質保証に繋がるものと考えられる。また、学生の多様性に対応するため、基礎教育科目では能力別にクラスを編成し、それぞれのレベルに応じた指導が行われている。また、学習において特別支援が必要な学生には、専任教員が授業コマとして個別対応を行うサポートなども実施されている。また、心身の多様な状況により特別な配慮が必要な学生がいる場合には、教学部教務担当より担当教員に情報共有がなされ、配慮が行き届くように工夫されている。3) に関しては、より質の高いオンライン教材を作成するための環境整備として、2024（令和6）年度に実技授業用の教材を作成するための高性能カメラなどの購入について検討が進められている。4) に関して、在学中に休学して海外留学することを希望する学生が2022（令和4）年度は12名、2023（令和5）年度は9名おり、彼らにとっての便宜をはかるために、2023（令和5）年度には海外留学を規程上の「特別の事情」として扱い、通年科目を半期ずつ受講するための手続きが整備された。

これらの取り組みは履修科目全体の授業の出席状況にも反映され、2023（令和5）年度の調査では、体育学部のスポーツ教育学科と健康・スポーツマネジメント学科でそれぞれ「ほぼ100%」が47.8%、42.2%、「80%以上」が42.2%、45.3%、教育学部では、「ほぼ100%」が44.8%、「80%以上」が43.8%であり、各学部ともに「ほぼ100%」「80%以上」を合せると約8割強が良好な出席状態にある（資料2-17）。退学者数は、2022（令和4）年度45名、2023（令和5）年度46名と、低水準で推移しており、効果的な授業運営ができているといえる。

スポーツ科学研究科では、スポーツ科学の研究・教育の多様なニーズに応えるために設置した11学問分野（保健・体育学教育学、スポーツ史・哲学、スポーツ社会学、スポーツマネジメント、スポーツ心理学、アダプテッド・スポーツ、バイオメカニクス、教授学（指導方法学）、スポーツ生理学、スポーツ医学、スポーツ栄養学）と5研究領域（スポーツ文化領域、競技スポーツ領域、健康スポーツ領域、学校体育領域、レジャー・レクリエーション領域）は、3つの研究教育領域（史哲・行動科学領域、身体運動・コーチ科学領域、健康・医科学領域）を基盤とし、それらを組み合わせた研究領域・学問分野表により、学生がより具体的に指導教員を選択できるようにしている（資料1-13）。研究指導の内容・方法につい

ては、スポーツ科学研究科担当教員の専門分野、担当科目、研究キーワード及び著書や研究論文などをホームページで公表している（資料 4-18）。研究指導計画に基づいて、各指導教員を中心に研究指導を実施している。

評価項目④

成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。

<評価の視点>

- ・成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。
- ・成績評価及び単位認定にかかる基準・手続（学生からの不服申立への対応含む）を学生に明示しているか。
- ・既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。
- ・学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。
- ・学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。

<成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。>

本学では成績評価について、2008（平成20）年度からGPA（Grade Point Average）制度を導入し、両学部ともに、授業科目ごとの成績を5段階のGP（Grade Point）A=4.0、B=3.0、C=2.0、D=1.0、F=0）で評価し、単位あたりの平均値を算出するシステムは、「履修要項・学生ガイド」に明記され（資料1-11）、ホームページにも明記されている（資料4-19）。GPA制度を導入した理由としては、学生個人の学期ごとや一定期間の履修と学習状況が数値化されることによってきめ細かな学習アドバイスが可能となり、GPAを活用して成績優秀者の決定や履修コースを決定する際の選考基準などに用いることができるからである。本学のGPA制度では、公平性を担保するために、演習、習熟度別にクラス分けされる授業などにおいては、授業内容や目的、また個々の進捗が異なり、GPAによる一律評価に組み込むことの妥当性が低いため、GPA対象科目から除外されている。

また、全教員が、評価方法について定期試験・小テスト・レポート・平常点等の配分をシラバスに明記し（資料4-8）、厳格に成績評価と単位認定を行っている。期末の定期試験実施に際しては、成績評価の信頼性の担保のために、試験場の設定や試験監督を複数教員配置するなど、厳格公正な実施に留意している。欠席学生に対しては、両学部それぞれ追試験に関する規程を設け、「履修要項・学生ガイド」（資料1-11）に明記するとともに、教務委員会及び教授会で厳格に該当者の受験資格の判定を行って、追試験の機会を与えるなど、きめ細かい学習成果評価を行い、学生の便宜を図っている。また、多様な事情を抱える学生にきめ細やかで柔軟な対応をするために、保留評価が活用されている。また、学期ごとに「成績」を保護者が閲覧できるようにしているが、個人情報保護法第23条の適用を受け、成人に達した学生本人の同意を得て対応している（資料1-11）。

スポーツ科学研究科の成績評価については、大阪体育大学大学院学則に明記していることや学部同様に成績評価ガイドライン（資料4-19）が定められているため、この基準によって成績評価は適切に行われているといえる。加えて、シラバスに評価基準を事前に示し（資料4-8）、そこで示した方法に沿って適切に実施している。また、成績評価、単位認定については、授業評価制度（資料4-20）などを導入して、受講生の意見を絶えずフィードバックしながら適切に実施するように努めている。成績評価は、授業内容の理解度、授業において提出される課題や期末のレポート、授業中のディスカッションなどへの関わりなどを総合的に評価して得点化している。シラバスに「成績の評価基準」の項目が設けられているので、受講生は事前に成績評価の基準を知ることができる（資料4-8）。これらの基準によって、成績評価は適切に行われているといえる。また、大学院生は、実験や学会参加、社会

人大学院生の勤務の都合などによって授業への出席がままならないことがあるが、そのような際にはレポート課題を与えるなどして単位認定の厳格性と柔軟性を持って対応をしている。

<成績評価及び単位認定にかかる基準・手続（学生からの不服申立への対応含む）を学生に明示しているか。>

成績評価については、シラバスに評価基準を事前に示し（資料 4-8）、そこで示した方法に沿って適切に実施している。また、成績評価、単位認定については、授業評価制度（資料 4-20）などを導入して、受講生の意見を絶えずフィードバックしながら適切に実施するように努めている。成績評価は、授業内容の理解度、授業において提出される課題や期末のレポート、授業中のディスカッションなどへの関わりなどを総合的に評価して得点化している。シラバスに「成績の評価基準」の項目が設けられているので、受講生は事前に成績評価の基準を知ることができる（資料 4-8）。これらの基準によって、成績評価は適切に行われているといえる。また、成績評価の客観性を高めるために、一部の授業においては同科目を担当する複数教員によって評価や成績分布の情報共有と、必要に応じた調整を行うなど、評価基準の公平性をより一層担保している。

また、本学では、授業参加回数的重要性について教員間で共通理解を図ったうえで、「履修要項・学生ガイド」を通じて学生にも周知している（資料 1-11）。講義科目はおおむね 80% の出席ができなかった場合は試験を受けることができないとしていることや最終的な取り扱い各担当教員に委ねられているが、欠席が目立つ学生には早い段階で担任教員を通じて欠席理由を確認するなどの予防措置をとっている。さらに、成績評価の対象となる出席率に関しては以下のとおりに申し合わせている。

- 1) 単位修得に必要な出席率は各学期の実施授業数の 80%以上とする。
- 2) 授業を欠席する場合、欠席理由によっては必要な欠席の手続をする。
- 3) 遅刻、早退、見学は 1/2 (0.5) の出席とする。

このほか、出席回数そのものに評価点を割り当てること（出席点）は、学業の成果を正当に評価できない可能性があるため禁止している。試験を欠席した学生への対応としては、追試験に関する規程を設け、「履修要項・学生ガイド」（資料 1-11）に明記するとともに、教務委員会及び教授会で厳格に該当者の受験資格の判定を行って、追試験の機会を与えるなど、きめ細かい学習成果評価を行い、学生の便宜を図っている。やむを得ない理由による出席不足については、各教員が学生から十分な聞き取り調査を実施したうえで、補講やレポート課題など柔軟な個別対応も行っている。

成績評価疑義の申し立ての手続きが 2023（令和 5）年度後期から変更となった。成績評価に関して疑義がある場合、学生は成績発表日から一週間以内に「成績照会票」を教学部教務担当に提出することで、担当教員に正式に問い合わせをすることができる。以前は学生が教員に直接連絡をすることを基本としていたが、疑義の受付は教員へ直接連絡するのではなく、教務担当が窓口となり、第三者として客観的に疑義を受け付けることとなった。そして教務担当から担当教員に連絡、教員は教務担当に回答、教務担当は回答を学生に通達することで、公正で透明性の高い成績確認プロセスとなっており、学生の権利を保護している。

この変更により、学生は成績評価に関する疑問点を適切に処理される安心感を得ることができ、成績評価に対する信頼性が向上したと考えられる。この申請手続きの方法は「履修要項・学生ガイド」に明記されている（資料 1-11）。

スポーツ科学研究科では、「学位（修士）の申請の要件と審査委員選出に関する申し合わせ」において、修士論文又は特定の課題についての研究成果（以下、「修士論文等」という。）の審査と最終試験について次のように定めている（資料 4-21）。修士論文等申請の基準については、「修士論文等の内容の一部が、関連学会又は研究報告会で発表されていること」と定めている（資料 4-21）。この基準に沿って、博士前期課程では、修了年次に修士論文等の進捗状況を関連学会又は研究報告会において中間報告の形で発表した後に、学内で実施される修士論文発表会を経て修士論文等として提出される。修士論文等の審査（学位に求める水準を満たす論文であるか否かの審査）にあたっては、指導教員が主査となり、副査 2 名の教員によって口頭試問を行っている。その後、大学院研究科委員会において修了認定の審査が適切に行われている。また、学位論文の審査基準は、大阪体育大学大学院履修要項に明示している（資料 1-12）。また、特定課題研究審査の基準は、大阪体育大学大学院履修要項に明示している（資料 1-12）。

博士後期課程では、課程 3 年次 10 月末日までに博士論文の提出を受けて博士委員会から指名された博士後期課程の担当教員によって、博士論文に関係する書類審査が行われている（資料 4-22）。適切な審査を経て博士論文の受理が決定される。博士論文の審査（学位に求める水準を満たす論文であるか否かの審査）にあたっては、指導教員を主査として、他の 2 名の副査を担当する教員が決定され、研究科委員会で承認された後、博士論文の審査が行われる。博士論文の公開発表会の後に、指導教員が主査となり、副査 2 名の教員によって口頭試問が行われている。その結果を博士委員会で審議して承認した後に、研究科長より研究科委員会において博士号の授与が決定されたことを報告している（資料 4-23）。

<既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。>

学生が本学に入学する前に他の大学又は短期大学等において履修した授業科目について、修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、60 単位を超えない範囲で、本学に入学した後の授業科目の履修により修得したものとみなすことができることとなっている（資料 1-4）。

スポーツ科学研究科では、既修得単位の取り扱いについては、大阪体育大学大学院学則で定めており、教育上有益と認めるときは、研究科会議の議を経て、10 単位を限度として、本大学院の単位として単位認定を行っている。

博士後期課程の満期退学者については単位修得退学、3 年以内の論文提出を可能としていたが、2010（平成 22）年に単位取得満期退学者は満期退学後の年数に関わらず再入学し、指導教員の指導を受けて、博士論文の審査を受けるための条件が満たされていれば、審査を受けて博士号の学位を取得できるシステムも定めている。論文博士の場合は、博士論文の予備審査を経て博士論文の受理が決定された後に、課程博士の審査と同様の手順で審査が行われる。

<学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。>

卒業・修了要件は、大阪体育大学学則及び大阪体育大学大学院学則にそれぞれ明示してある。また、学部の卒業要件は、「履修要項」においてもあらかじめ学生に明示されている（資料 1-11）。教育学部では卒業論文の作成が卒業要件に含まれており、研究計画、倫理的配慮、指導教員との連携、体裁、成果の公表等、様々な視点から論文の成績評価を行っている。卒業論文の下限文字数、論文抄録の雛形の作成、論文内容の公開方法の検討等可能な範囲で共通の基準を設けてきたが、学部全体としての統一的な基準を決めることには限界があるため、共通の基準を土台としながら各指導教員の裁量で評価している。

学士の学位授与については、学則第 23 条に「本学に 4 年以上在学し、第 14 条に定める授業科目を履修し、所定の単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。」と定め、さらに同第 24 条で「学長は、前条により卒業を認定された者に卒業証書及び学士の学位を授与する。」と明確に定めている（資料 1-4）。

スポーツ科学研究科の論文審査は、「大阪体育大学学位規程（資料 4-24）」「大阪体育大学大学院スポーツ科学研究科修士及び博士の学位審査等取扱要綱（資料 4-23）」「複数の筆頭著者による論文を関連論文として認めるための条件に関する申合せ（資料 4-25）」「学位（博士）申請の要件と審査委員選出に関する申合せ（資料 4-22）」によって規定されており、それぞれ具体的な手続きとその責任体制を明示している。

<学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。>

これらの学位授与に関する規定に基づいて、各学部の卒業判定教授会を開催し、各学部で定められた卒業要件を満たした者に対して卒業を認定し、学長がそれぞれの学士の学位を授与している。授与される学位は、体育学部は学士（体育学）、スポーツ科学部は学士（スポーツ科学）、教育学部は学士（教育学）と大阪体育大学学位規程第 2 条に明記している。これら学位授与手続きは、透明性と公平性を確保するため、学位授与に関するすべての決定が学則に基づいて厳密に行われ、学部の教授会での決定を経て、学長が最終的に学位を授与することとなっている。

また、スポーツ科学研究科は修士及び博士の学位に関して、学位授与における実施手続及び体制は規程や申合せによって明確にされている。授与される学位は、博士前期課程は修士（スポーツ科学）、博士後期課程は博士（スポーツ科学）と大阪体育大学学位規程に定められている。学位授与は規程に沿って研究科委員会の議を経て学長が授与することとされており、適切に行われている。

評価項目⑤

学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。

<評価の視点>

- ・学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。
- ・学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。
- ・指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。

<学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。>

本学では、「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」（以下、三つのポリシー）に照らして多角的に測定・評価をし、学習成果を把握するプラン（アセスメント・プラン）を2021（令和3）年度に作成（資料2-7）、2022（令和4）年度から運用を開始している。本学のアセスメント・プランは、各ポリシーに基づく学習成果を多角的に把握することを目的としており、特にディプロマ・ポリシーで定めた学生の学習到達目標に対して、具体的な指標と方法を用いて評価を行っている。例えば、GPAや卒業論文では、専門的な知識や技能の習得度を、就職率や資格取得実績では、社会における実践的な貢献力をそれぞれ評価している。その他に学位授与数・授与率、卒業論文、DP到達度調査、卒業時アンケート、卒業生アンケート、就職状況・就職率、進学状況・進学率、資格・免許取得実績、受賞実績が指標として用いられている（資料2-7）。

カリキュラム・ポリシーに基づいて学習が進められているかの検証には、単位取得状況、累積GPA・学期GPA、DP到達度調査、学修行動調査、学生生活調査、授業評価アンケート結果が用いられている（資料2-7）。

アドミッション・ポリシーとして、スポーツ科学部及び体育学部では、「体育・スポーツ・健康について強い興味・関心と学習意欲があり、自らスポーツや運動を楽しむことのできる者を受け入れる」（資料4-26）こととし、具体的には、1）本学の建学の精神とスポーツ科学部及び体育学部の教育の目標を理解し、学ぶ意志・意欲、2）スポーツ科学部及び体育学部での人材養成に必要な基礎的学力・技能、3）豊かな教養を修め、専門的な知識・技能、社会に貢献する力、能動的・自立的行動力を伸長させ、調和のとれた人格を形成しようとする意志・意欲を持つ者を求めている。教育学部では、「教育・保育に対して強い興味と関心を抱き、将来は教育・保育の現場、もしくは社会の教育的諸活動の場で活躍したいという強い意欲を持つ学生を受け入れる」（資料4-26）こととし、具体的には、1）本学の建学の精神と教育学部の教育目的を理解し、教育学を学ぶ意志・意欲と、教育・保育に対する高い職業意識、2）「教育力」「実践力」「人間性」など、教育者・保育者として必要な資質向上を常に図ろうとする意志と適性、3）全ての子どもが共に学ぶインクルーシブな教育・保育に関しての強い関心、4）教育や保育に高い志を持つとともに、身体を動かす楽しさ、アダプテッド・スポーツに関しての興味・関心、5）他者を思いやる優しさ、さまざまな障害に対応できる強い意志と行動力のある教育者・保育者をめざす意欲を持つ者を求めている。そして、これらを満たす人材かの検証には、入学試験区別成績、入学時アンケート、および基礎学力テストが用いられている（資料2-7）。

スポーツ科学研究科についても、前述したとおり学習成果を把握・評価する取り組みの基となるアセスメント・プランを策定している。アセスメント・プランでは、「教育課程レベル」「科目レベル」の2つのレベルにおける学習成果の把握・評価に活用可能な指標を「入学時」「在学時」「修了時」の3つの時点に分けて整理している。ディプロマ・ポリシーを満たす人材になったかの検証は、学位授与数、授与率、学位論文の水準、DP到達度調査、修了時アンケート、修了生アンケート、就職状況・就職率、進学状況・進学率、資格・免許取得実績、標準修了者数・修了率、離学者数・離学率、休学者数・休学率、留年者数・留年率などが指標として用いられている。カリキュラム・ポリシーに基づき、学修が進められているかの検証は、単位取得状況、成績分布、DP到達度調査、学修行動調査、学生生活調査、離学者数・離学率、休学者数・休学率、留年者数・留年率、授業評価アンケートなどが用いられている。アドミッション・ポリシーを満たす人材かの検証は、入学者選抜の状況、入学・収容定員充足率などが用いられている（資料 2-7）。このアセスメント・プランに基づき、内部質保証シート（機関・学位プログラム用シート）で自己点検・評価を行うことによって、学習成果を把握している。

<学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。>

両学部では、シラバスにおける評価法の明示、GPAの活用、追試験の機会の付与など、厳格かつきめ細やかに成績評価と単位認定を行っている。授業担当者が各科目で求める学習成果についてシラバスで明示し、既述したとおりの成績評価、単位認定を行うことにより、その成果が得られたかどうかの評価されている。成績評価及び単位認定に係る全学的なルールは、2021（令和3）年度に両学部及びスポーツ科学研究科において成績評価ガイドライン（資料 4-19）を作成し、成績評価が適正に行われることを担保するとともに、成績評価の透明性を確保するために、ホームページで社会に対して広く公表している。また、成績分布の資料もホームページ上に公表され、学生や保護者、社会に対して適正な情報提供を行っている。

2023（令和5）年度体育学部のGPA平均値は、スポーツ教育学科で1年生 2.08、2年生 2.30（通算）、3年生 2.19（通算）、健康・スポーツマネジメント学科で1年生 2.19、2年生 2.16（通算）、3年生 2.27（通算）、教育学部で1年生 2.49、2年生小学校教育コース 2.79（通算）、保健体育教育コース 2.35（通算）、3年生小学校教育コース 2.61（通算）、保健体育教育コース 2.37となっている（資料 4-27）。

また、2023（令和5）年度の「学生生活実態調査」（資料 2-27）によると、履修科目全体の授業内容の理解度では、「まあまあ理解できている」が体育学部 56.3%・教育学部 56.2%、「ほぼ理解できている」が体育学部 34.3%・教育学部 36.6%で、これを合せると9割強の学生が「授業を理解できている」と回答している。

上記に併せて、就職率も学習成果の一つと捉えることができるが、2022（令和4）度は99.2%、2023（令和5）年度は98.4%、と非常に高い水準を維持しており、学習成果を反映しているといえる（資料 4-9）。就職状況としては、公立学校教員採用試験に2022（令和4）年度は延べ71名、2023（令和5）年度は延べ61名が現役合格、公務員試験に2022（令和

4) 年度は延べ 91 名、2023 (令和 5) 年度は延べ 98 名と多数が現役合格している。さらに、一般企業では、株式会社キーエンス、ミズノ株式会社など大手企業を含め、スポーツメーカー、金融、鉄道、マスメディア、多彩な業種への就職実績があり、企業の人事担当からも高評価をいただいている。これらの好調な就職状況はディプロマ・ポリシーを満たし、社会に貢献する人材として成長したことを示す一つのデータである。

スポーツ科学研究科については、シラバスにおける評価法の明示や「合格」の基準を基本的には各授業で定めた到達目標の下に設定する評価基準に基づく絶対評価とするなど、厳格な成績評価と単位認定を行っている。学位論文の評価は、学位論文審査基準によって適切に評価している。これらにより学修成果が得られたかが評価されており、成績評価ガイドラインに準じて成績評価が適正に行われている。

また、2023 (令和 5) 年度の「学生生活実態調査」(資料 2-17) によると、履修科目の授業内容の理解状況では、「概ね理解できている」が 56.8%で最も多く、次いで「理解できている」が 38.6%で、これを合せると 9 割強の院生が「授業を理解できている」と回答している。

なお、修了者の進路状況(資料 4-9) は、学校関係(大学教員、大学以外教員、その他)が多く、博士前期課程では約 46%、博士後期課程では約 83%、その他に進学や一般企業などに大部分が進路を決めている。さらに DP 到達度調査(資料 2-4) では、各課程で求められる資質・能力の獲得状況は「十分に身についた」が 15.9%、「ある程度身についた」が 75%で、約 9 割の院生が「身についた」と回答している。これらの状況から、ディプロマ・ポリシーを満たす人材として、体育、スポーツ科学の発展に貢献できる専門家及び研究者を社会に送り出すことができていると判断できる。

<指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。>

学習成果の評価結果は、個々の学生に対して成績通知書としてフィードバックされるだけでなく、教職員間で共有され、カリキュラム改善の指針として活用されている。また、学習支援やキャリア支援においても、これらのデータが重要な役割を果たしており、学生が社会において実践的に貢献できる人材として成長できるよう学生に寄り添ったサポートが行われている。

また、標準化された外部アセスメントテスト(PROGテスト)を活用し、各学部の 1 年生及び 3 年生の段階で受験及び解説会を実施し、客観的な視点から学生の成長を可視化しているほか、卒業時には卒業時アンケートを実施している。これらの結果はホームページ等を通して学内外に広く公開し、教育改善等に活かしている。

中央教育審議会「教学マネジメント指針」では、卒業生からの評価を通じ、学位プログラムを修了した本学の卒業生が、実際にディプロマ・ポリシーに定められた資質・能力の修得に資するものであったか、身に付けた資質・能力が進学先や就業先でどのように役立っているか等を明らかにし「学修成果・教育成果の把握・可視化」の一つの客観的データにすることが求められている。本学では、卒業後 3 年目の卒業生に対して卒業生調査を実施するとともに、企業からみた大阪体育大学の在学学生・卒業生等への評価を把握して、教育のさらなる

改善に役立てることを目的とした企業調査を実施している。

2024（令和6）年度の「卒業生調査」（資料4-28）によると、学生時代に取り組んだ学習等の「満足度」及び「熱心度」が高いのは「実技科目」、「部・サークル活動」であった。大学時代の学修によって身についた能力についての必要度と修得度について、「身に付いた」及び「必要とされる」が高い能力は「他者との豊かな関係を築く能力」、「目標に向けて協力的に仕事を進める能力」「前向きな考え方、やる気を維持する能力」、「目標達成に向け、実践行動する能力」であった。DP発揮度合いは、両学部とも「少し発揮できている」が大部分の項目に対する結果であったが、「豊かな人間性」や「コミュニケーション能力」といったジェネリックスキルと近い要素は高い傾向であった。大学時代の学修経験や成長実感については、「在学中を通じて自分は成長できたと実感できる」が高い傾向であり、在学中の学修等の経験から社会で求められる汎用的な能力・態度・志向を身に付け、現在の仕事や将来のキャリアのための活動に活かしていることが分かる。

2024（令和6）年度の「企業調査」（資料4-29）によると、企業が大学新卒者を採用する際に、重視する能力等は、社会性、柔軟性、学び続ける力、チームワーク・リーダーシップ・協調性、主体性などの傾向があった。また、本学で身に付く各能力の必要度として、「調和のとれた人格:豊かな人間性・高い倫理観と規範意識・社会性やコミュニケーション能力・専門家としての自覚と誇り」や「能動的・自立的行動力:課題探求能力と課題解決能力・情報の収集・分析・伝達能力・職業的自立能力」が「絶対に必要」「とても必要」の比率が高く、特に必要とされている能力であった。本学卒業生調査においても高い傾向にあるコミュニケーション能力や向上心等が、社会においても求められている能力であり、社会において実践的に貢献できる人材として成長していることが分かる。

これらの「卒業生調査」及び「企業調査」は全教職員向けの研修会で、結果を広く共有しており、教育改善等に活かしている。

なお、スポーツ科学研究科については、上述したとおり、アセスメント・プランに基づき、内部質保証シート（機関・学位プログラム用シート）で自己点検・評価を行っており、指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っている。

評価項目⑥

教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。
- ・課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。
- ・外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。
- ・自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。

<教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。>

2022（令和4）年度に内部質保証に関する基本方針（資料 2-1）が定められ、内部質保証実施要領（資料 2-9）において、教育の質保証に関する自己点検・評価の体制および手続きが明確に示されている。そこでは、教育の質保証に係る事項として、教育研究上の目的に基づく、卒業認定・学位授与に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針（以下「三つのポリシー」という。）、学習成果の評価に関する方針、学生支援に関する方針、教育研究等における環境・条件の整備に関する方針などに照らして、関連の委員長等を点検・評価の実施責任者として、そして大学及び研究科、附置施設、委員会などの部局等の長を改善計画の立案責任者として、1年周期で実施される体制とP D C Aサイクルの具体的なスケジュールが明確に示されている。これによって、各部局等が毎年定期的に自己点検・評価を行い、その結果は翌年度のカリキュラム改善や教育方法の見直しに反映される。また、内部質保証推進規程（資料 2-2）に基づいて設置された内部質保証推進委員会は、各部局の取り組み状況を監理、確認し、各部局等への提言、助言、指示等を行うとともに、関連情報の公開や学長への報告、その他必要な事項を行い、内部質保証の推進を統括することとなっている。2022（令和4）年度以前は各部局等で個別に行われていた点検・評価が、2022（令和4）年度以降、全学的な内部質保証体制の整備により一貫性と統一性を持って実施されるようになったといえる。

自己点検・評価においては、アセスメント・プラン（資料 2-7）に取り入れられている様々な指標が活用される。学習成果の評価には、学士課程では入学試験区分別成績、基礎学力テスト、入学時アンケート、単位取得状況、累積G P A・学期G P A、学位授与数・授与率、卒業論文、D P到達度調査などが用いられる。たとえば、特定の入学試験区分において入学した学生のG P Aが低い場合、該当する学生の学習をより支援するために教育方法や支援内容の工夫が検討されることになる。博士前期課程・博士後期課程では入学者選抜の状況、入学時アンケート、単位取得状況、授業評価アンケート、D P到達度調査などが用いられる。これらの指標を用いた自己点検・評価結果から組織的かつ継続的な改善に取り組んでおり、本学が実施する教育の質保証を図っている。

以上により、自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているといえる。

<課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。>

学生の学習状況の評価には学修行動調査、学生生活調査、授業評価アンケート、卒業時アンケート、卒業生アンケート、企業調査が用いられ、加えて就職状況・就職率、進学状況・進学率、資格・免許取得実績、受賞実績など、適切な情報に基づいて、点検・評価がなされることとなっている。これらのうち、特に学生の学習状況の評価に用いられる学修行動調査、学生生活調査、授業評価アンケート、卒業時アンケート、卒業生アンケートには、学生の意見が反映され、自己点検・評価の客観性を高めることに繋がると思われる。たとえば、特定の科目において全体的な学生の成績が低下する傾向が強い場合、その原因を授業評価アンケートや学修行動調査を通じて分析し、指導方法や教材の改善に利用される。さらに、就職状況・就職率、進学状況・進学率、資格・免許取得実績、受賞実績は、本学学生に対する外部評価の一つとして捉えることができ、これらも自己点検・評価の客観性を高めることに寄与する情報となっている。就職率や業界からのフィードバック、またPROGテストなどの外部アセスメントテストや、学生アンケートによる意見は、関連部局で定期的に検討され、それに基づいて内容や教育方法の改善が行われる。

全学的に内部質保証の体制が整備されたのは2022（令和4）年度であり、その体制下における点検、評価およびその活用は緒に就いたばかりの取り組みとなるが、各部局における課題の把握、および必要に応じた改善への取り組みはこれまでも行われてきている。

なお、体育学部では、2015（平成27）年度にカリキュラム改定（資料4-30）し、その後もカリキュラム委員会を中心に定期的な見直し作業が行われてきた。2021（令和3）年度に設置されたカリキュラム改革タスクフォースと2022（令和4）年度に設置されたカリキュラム専門委員会での作業に基づき、2024（令和6）年度から学科改編を含むカリキュラム全体的大幅な見直しのもと、スポーツ科学部として、新たなカリキュラムがスタートした。今後は新カリキュラムにおいて、定期的な学習成果評価と外部評価を通じてその効果を測定し、さらなる改善に取り組む予定である。

スポーツ科学研究科については、アセスメント・プランに基づき、学修行動調査、学生生活調査、授業評価アンケート、DP到達度調査などの適切な情報に基づいて、ディプロマ・ポリシーを満たす人材になったかの検証を行っている。また、教育質保証の観点から学修行動調査や就職状況・就職率、資格・免許取得実績などを掲載したFACT BOOK 2024を基に自己点検・評価を行っており、授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用している。

<外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。>

本学では、自己点検・評価及び内部質保証に関する外部有識者からの評価等を得ることにより、本学の教育研究の向上及び組織の活性化に資することや自己点検・評価結果等の客観性を高めることを目的として、外部評価委員会を設置して毎年度末に評価を受けている（資

料 3-19)。

2023 (令和 5) 年度の外部評価委員会では、「教職協働から教職学協働」や「中期経営計画などのめざすべき方向性の共有」「改革の効果検証」「国内に目を向けた国際性・多様性への配慮」「多様なステークホルダーとの関係づくりに向けた組織的取り組みの促進」「入試戦略の最適化」などの提言があった。これらの提言は、改善を要する点として教育研究の向上及び組織の活性化に活かしている。例えば「教職協働から教職学協働」に対しては、学生の意見を取り入れる試みとして、アンケート等から抽出するだけでなく、教育改善や大学全体の方向性などの意見を聞く場を作り、その声を反映させていくことを目的として、「教職学連携ミーティング」(資料 4-31) の実施を試みている。

このように外部、学生の視点を取り入れることで、自己点検・評価の客観性を高めるとともに本学の教育研究の向上及び組織の活性化に資する取組みに繋がるなど、好循環を生んでいるといえる。

<自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。>

学習成果についての定期的な点検・評価に関して、全学FD委員会は、「大阪体育大学全学FD (ファカルティ・ディベロップメント) 委員会規程」(資料 4-32) に、1) FD (教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取り組み) の全体的方針施策に関する事項、2) 全学的なFDの推進に関する事項、3) スポーツ科学研究科、スポーツ科学部、体育学部、教育学部のFDの進捗に関する事項、4) SD (事務職員や技術職員など職員を対象とした、管理運営や教育・研究支援までを含めた資質向上のための組織的な取り組み) との連携に関する事項、5) その他学長の諮問する事項について審議すると定められている。

各学部FD委員会による授業評価(資料 4-20)、GPAデータの集計結果のフィードバック(資料 2-4)、「学生生活実態調査」(資料 2-17) や「卒業時アンケート」(資料 2-4) 等の学習成果の測定結果を、カリキュラム改善、向上のための基礎的データとして活用している。

スポーツ科学部(体育学部)FD委員会は、「大阪体育大学スポーツ科学部(体育学部)FD委員会規程」(資料 4-33) に、1) 授業評価制度、及びその運営に関する事項、2) 教育職員の研修制度、及びその運営に関する事項、3) その他、FD (教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取り組み) に関する事項について審議すると定められている。FD委員会の学習成果の定期的な点検・評価の取り組みの一つに、毎学期、専任教員、非常勤講師の担当する実技も含めた全ての授業に対して行う「授業評価アンケート」がある。2020 (令和 2) 年度からはWEB調査を導入して、事務作業を担当している部署主導で全ての授業の受講生に対して実施することとしたため、実施率は100%である。アンケートによる学生の授業評価結果は担当教員に通知され、教員は授業改善に活用するとともに、それに対する対応は授業を通じて学生に開示している。このように本学は、授業評価アンケートの結果を担当教員にフィードバックして教育内容や方法の改善につなげている。その他にも、FD委員会は、規程に基づいて教育内容や方法等の改善を図るための講演会・研修会の開催(資料 4-16)、また、学生委員会と連携した「学生生活実態調査」(資料 2-17) など様々な取組みを通して、大学全体の授業の改善に取り組んでいる。

教育学部は2018（平成30）年度末で完成年度を迎えたため、2019（令和元）年度以降の教育課程の改善に向けた資料を得る取り組みを進めた。具体的には、カリキュラム委員会において、各科目の実施に伴う諸課題の把握と改善方策の検討、科目の学年配置と履修順序の妥当性、環境の変化に伴って新たに追加すべき教育内容の検討等を課題として進めてきた。

カリキュラムの改善・向上に向けた取り組みとして、2021（令和3）年度入学生より、1年次からのコース制が廃止され、1年次の学生生活と照らして、2年次に小学校教育コース及び保健体育教育コースのいずれか一方を、学生が選択できるようにした。また、特別支援学校教諭免許状の取得を希望する学生に対しては、特別支援教育コースと組み合わせる学びを深めることができるようにした。さらに、幼児教育コースの新設により、2023（令和5）年度入学生から幼稚園教諭一種免許状および保育士資格が取得できるようになり、免許および資格の選択肢が一層広がった。

スポーツ科学研究科では、教育課程及びその内容、教育方法の適切性について、内部質保証シートで改善の必要性が指摘された場合に、内部質保証推進委員会から研究科長に対して改善指示が行われる。改善指示を受けた研究科長は改善計画を内部質保証シートに記載し、年度末に取り組み状況を報告する。以上の取り組みにより教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいる。

また、2010（平成22）年度から授業評価を実施し、授業における教育成果の検証に役立てている。授業評価で得られた授業改善に対する意見については、集計結果が研究科委員会で公表され、大学院担当教員によって共有されて、教育内容や方法などの改善計画に役立てている（資料4-18）。2020（令和2）年度より調査項目を増やしてより多くの情報を収集し、授業における教育成果の検証に役立てている。また、大学院担当教員の増減にあわせて開講科目の見直しを行っている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

体育学部およびスポーツ科学部、教育学部においては、教育の目標、学生が修得すべき知識、技能、態度などの学習成果、それらを達成するために必要な教育課程編成と実施のための方針を明確に示した上で、課程にふさわしい授業科目が、順次性と体系性を重視した教育課程として編成されており、効果的な教育が展開されている。課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法が工夫され、多様な学生が主体的に学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援が十分に行われている。成績評価、単位認定及び学位授与も適切に行われ、学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価している。そして、教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいる。

教育・学習に関する体育学部、スポーツ科学部の長所としては以下のことが考えられる。

- 1) 学習成果をもとに社会に貢献できる人材として成長した学生が、多様で豊富な就職実績を蓄積している
- 2) 入学前導入教育、初年次の基礎教育科目における少人数・習熟度別クラスの適用など、充実した基礎教育の実施や、学習支援室の手厚いサポートなどが、専門科目の学習や就職活動の基盤となっている
- 3) 効果的な授業運営のもと、高い授業出席率と授業内容理解度を示している

4) 豊富で質の高い実技授業に加え、各種専門種目における課外活動は、体育学、スポーツ科学の理論だけでなく、運動技能および実践知の習得と、調和のとれた人格の形成を促進し、質の高い専門家および心身ともに健全な人材の育成につながっている。一方で、体育学部、スポーツ科学部における問題点としては次の点が挙げられる。

- 1) 科目数の多さ、時間割の重なりなどから、学生の科目選択の自由度が低い。スポーツ科学部において、体育学部よりも自由度が増したカリキュラム編成となっているが、施設や教員数の関係もあり、抜本的な解決にはいたっていない。すでに次期カリキュラム改革に向けて検討がスタートしているが、学生および教職員の時間、施設が効果的、効率的に利用できるよう、授業形態や授業時間、時間割などの根本的な見直しと革新的な改善に繋がる検討が期待される。
- 2) 学生の意見として、「授業方法や教員の指導・助言が不十分である」「大学での学習方法がわからない」という声があることを真摯に受け止め、さらなる授業方法の改善や支援内容の工夫が必要である。これまでも授業評価アンケートにおいて、一定水準に達しない授業においては改善指導がなされるようになってきているが、アンケートの活用方法や水準の見直しも含めて、状況をより適切に把握するとともに、改善の必要性が高いと見られる授業に関しては、個々の教員レベルでなく、組織的な取り組みが必要とも考えられる。FD研修会などが開催されているが、任意の参加であれば、本当に必要な改善に直接的に作用せず、効果も限定的になる可能性がある。
- 3) 予習・復習に費やす1週間あたりの時間は、1時間未満という学生が6～7割程度を占め、前回の点検、評価からほとんど変化が見られていない。ICTの普及による実技授業の予習、復習を促進することは、学習習慣の定着に寄与する可能性があると考えられる。

教育・学習に関する教育学部の長所としては以下のことが考えられる。

- 1) 少人数クラスで初年次から徹底サポートし、学部独自の面接、小論文、実技試験対策、過去問対策等で、高い教員採用試験合格率を誇っている。
- 2) 取得できる教員免許・資格は、小学校、中学校・高等学校（保健体育）、幼稚園、特別支援学校の各一種免許状及び保育士資格と幅広く、最大3つ（厳密には中学・高校を分けると4つ）の教員免許・資格を取得可能である。教育実習だけでなく、早期からの学校教育の理解を促すカリキュラムとして、2年次から学校現場へ出向く「学校インターンシップ」で学ぶことで、大学の授業での学びと教育現場での体験による理論と実践の融合を図っている。
- 3) 1年生において、クラスを単位とした「基礎演習」を設け、クラス担任の指導のもと、授業での学習への理解や適応を促すだけでなく、キャリアや研究に関する情報提供、学生相互の交流を深めるための活動などを行っている。

教育学部における問題点としては、次の点があげられる。

- 1) 幼児教育科目が加わったことにより、科目の選択肢が増えたものの、時間割の重なりなどから学生が思うような履修登録が行えないケースが出てきている。
- 2) 予習・復習に費やす1週間あたりの時間は、1時間未満という学生が1年生では4割程度、2～4年生では6～7割程度となっており、自発的・主体的な学習に課題がある。

3) グループワークや模擬授業などを取り入れた、対面を前提とした形態の授業が多く開設されており、今後コロナ禍のようにインターネットによる遠隔授業での代替を余儀なくされた場合に、その対応が難しい状態にある。

スポーツ科学研究科の長所としては以下のことが考えられる。

1) 社会人大学院生が仕事を持ちながら学位を取得できるような取り組みを継続して行っており、必修科目を選択必修とするなど、時間割に縛られないで受講できるような取り組みを行った。これに加えて、現在、本学で学びたい、研究したいと考えている全国、さらには世界中の社会人に対して本学大学院で学ぶことができるオンライン授業を中心としたカリキュラムを構築し、昼間に授業参加できない社会人学生は夜間開講授業があることにより、本学を受験するきっかけとなり、定員充足に貢献している。(資料 4-13)。

2) 中学校・高等学校教諭一種免許状(保健体育)を取得している者で、大学院において教育職員免許法の定める単位を取得した者は、中学校・高等学校教諭専修免許状(保健体育)が取得できる(資料 1-11)。

3) 2018(平成 30)年より海外インターン制度をスタートさせている(資料 4-34)。これは、海外の大学において研究活動を実施する場合、インターンシップの単位が認められるもので、本学の提携校での実施の場合はさらに渡航費の補助金が受けられるものである。この制度によって、教育課程の実施方針に示されるスポーツ科学に関する正しい世界観を養うとともに、研究活動への動機づけにおいて活性化を目指している。

4) 博士前期課程の学生が執筆した修士論文については、加藤橘夫賞(最優秀論文賞)及び優秀論文賞を選考し、表彰することによって、学生の研究意欲を向上させ、学習を活性化させるようにしている(資料 4-35)。これに加えて、学生が学会活動を行う際の経済的な援助について、海外で開催される学会の発表者には教育後援会から 3 万円、国内での学会発表者には 1 万円が支給され、学生の学会活動の活性化に貢献している。また、学生の学会活動に対する経済的支援については、研究科委員会で継続的に議論し、その改善に努めている。

5) 社会人に対して現職に就いたまま学位を取得する道を拓くために、2019(令和元)年に長期履修制度を導入している(資料 3-13)教育課程編成・実施の方針について、スポーツ科学実践プログラムが 2021(令和 3)度から開設され施行している(資料 4-36)。

スポーツ科学研究科における問題点としては、次の点が挙げられる。

1) 教育課程の編成・実施方針に基づいた各学位課程にふさわしい授業科目の開設はなされているが、体系的に教育課程を編成しているとは言えない。今後、修士・博士それぞれの課程におけるカリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリーを作成し、運用することが課題である。

2) 博士後期課程においては、これまでに領域によっては研究指導担当教員がいない状況が指摘されていた。2018(平成 30)年度に一部領域で課題が解決されたが、今後は他の分野における研究指導担当教員の配置を検討する必要がある。

3) 2010(平成 22)年度から授業評価を実施、授業における教育成果の検証に役立てている。授業評価で得られた授業改善に対する意見については、集計結果が研究科委員会で公表され、大学院担当教員によって共有されて、教育内容や方法などの改善計画に役立てている。ただ受講生の数が少ないことから、詳細な質問項目が設定されており、授業全体についての検討を行っている程度である。なお、昼夜開講制を導入す

ることで、世界及び全国の入学希望者に門戸を広げることになった一方で夜間開講授業の時間割決定方法に一部課題がある。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は、建学の精神で掲げる理念及び大阪体育大学学則・大学院学則に定める教育研究上の目的に基づき、卒業認定・学位授与に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針（以下「三つのポリシー」という。）、学習成果の評価に関する方針、学生支援に関する方針、教育研究等における環境・条件の整備に関する方針などに照らして継続的に教育の質に係る点検・評価を行っている。

体育学部及びスポーツ科学部では、入学前導入教育、初年次の基礎教育科目における少人数・習熟度別クラスの適用、豊富で質の高い実技授業に加え、各種専門種目における課外活動などの多様な取り組みを行っている。しかし、科目数の多さ、時間割の重なりなどの科目選択の自由度の低さが上げられることや授業評価アンケートの活用方法の再考、FD研修会のあり方などが主な問題点として上げられる。

教育学部では、少人数クラス、学部独自の対策等による高い教員採用試験合格率、取得できる教員免許・資格が最大3つ（中高保健体育を1つとした場合）取得可能、学校インターンシップ、「基礎演習」を設けていることなど、多様な取り組みを行っている。しかし、幼児教育科目が加わったことにより、科目の選択肢が増えた弊害で時間割の重なりから思うような履修登録が行えないケースが出てきたことが主な問題点として上げられる。

学習成果については、アセスメント・プランに基づき、学生生活調査、授業評価アンケート、DP到達度調査、PROGテスト結果、卒業時アンケート、就職状況・就職率、資格・免許取得実績、卒業生調査、企業調査などの適切な情報に基づいて、ディプロマ・ポリシーを満たす人材になったかの検証を行うとともに改善の必要性が求められる際には、課題の検出を行っている。

スポーツ科学研究科では、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を定め、それらに基づき教育課程を適切に編成し、各課程にふさわしい授業科目を開設し、効果的に教育を展開している。学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置を講じ、成績評価、単位認定、学位授与も適切に行っている。

また、学位授与における実施手続及び体制は規程や申し合わせによって明確にされており、申し合わせに沿って、主査・副査の教員や各委員会においても厳格に審査された上で学位を授与している。

スポーツ科学研究科の授業科目については、上記の教育課程編成・実施の方針に基づいて定められている（資料 4-3）。新たに大学院担当になった教員の専門性を鑑み、適宜科目を追加するとともに、それぞれの専門領域ごとに必要と思われる科目について研究科委員会の議を経て追加している。また、現在、本学で学びたい、研究したいと考えている全国、さらには世界中の社会人に対して本学大学院で学ぶことができるオンライン授業を中心としたカリキュラムを導入している（資料 4-13）。なお、昼夜開講授業を導入し2年経過したが、細かい課題はあるものの特に大きな混乱も無く実施されているが、夜間開講授業の時間割決定方法に一部課題がある。

学位授与方針、教育課程の編成・実施方針に示した学習成果の把握、評価を適切に行って

おり、自己点検・評価体制、方法、プロセス、周期等を明確にしている

今後、修士・博士それぞれの課程におけるカリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリーを作成及び運用することや授業評価の詳細な質問項目の設定が課題である。

第5章 学生の受け入れ（基本情報一覧）

入学試験要項

学部・研究科等の名称	URL・印刷物の名称
スポーツ科学部	https://www.ouhs.jp/nyushi/admission
体育学部	https://www.ouhs.jp/nyushi/admission
教育学部	https://www.ouhs.jp/nyushi/admission
スポーツ科学研究科	https://www.ouhs.jp/department/postgraduate/admission/application/
備考：	

入学者選抜に係る規程

規程名称	URL・印刷物の名称
大阪体育大学入学者選抜規程	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation
大阪体育大学大学院入学者選抜規程	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation
備考：	

1. 現状分析

評価項目①

学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していること。

<評価の視点>

- ・学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定しているか。
- ・学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。
- ・学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を公平、公正に実施しているか。
- ・入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。
- ・すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。

<学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定しているか。>

<学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。>

本学では、「入学者の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）」を学士課程、修士課程、博士課程ごとに設定し、「大阪体育大学における教育充実のための取組方針」に基づいて明確に定めている（資料 4-26）。

スポーツ科学部では、「体育・スポーツ・健康について強い興味・関心と学修意欲を有し、自らスポーツや運動を楽しむことができる者」を受け入れるとし、さらに「本学の建学の精神とスポーツ科学部の教育目標を理解し、基礎的学力や豊かな教養を持ち、能動的に行動する意志を有する者」と具体的に設定している。

一方、教育学部では「未来を担う児童生徒の育成」を目指し、子供と一緒に学び、動き、ともに成長できる体育学の素養を有し、幅広い教養と教育に関する専門的知識・技能を備えた教員の養成を目的としている（資料 4-26）。これらの方針は、本学の建学の精神と各学部の教育目標に基づいて策定されており、明確な基準を示していると評価できる。

これら人材養成の目的を受けて、両学部のアドミッション・ポリシーが、「大阪体育大学における教育充実のための取組方針」（資料 1-7）と各募集要項（資料 5-1、5-2、5-3）に明記されている。ホームページ上でも公表し（資料 5-4）、オープンキャンパス、学内外で実施している保護者説明会や入試相談会などでも説明をしている。

大学院スポーツ科学研究科では、「大阪体育大学における教育充実のための取組方針」に基づき、博士前期課程・後期課程の教育目標に応じたアドミッション・ポリシーを設定している（資料 4-26）。このポリシーでは、入学前の学習歴、学力水準、能力等を考慮した「求める学生像」や「入学希望者に求める水準」を明示しており、各種入試制度（学内選抜、一般選抜、スポーツ選抜、社会人選抜、外国人選抜）を通じて適切な選抜が行われている。入

試情報は「学生募集要項」(資料 5-5) や本学ホームページ、受験案内サイトで広く公開されており、過年度の入試問題も事務室を通じて提供している。これにより、志願者が必要な情報を容易に入手できる環境を整えている。

<学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を公平、公正に実施しているか。>

スポーツ科学部と教育学部の入学者選抜に関しては、総合型選抜、学校推薦型選抜、スポーツ特別総合型選抜、DASHアスリート特別総合型選抜、外国人選抜、一般選抜など、多様な入学者選抜制度を設けるとともに、公正かつ適切な選抜を行っている。スポーツ科学部と教育学部の入試に関する委員会として、入試に関する重要事項を審議する入試委員会が設置されているとともに、入学試験ごとに入試実施部会を設置して、当該年度の入試実施に関する事項を審議している(資料 5-6、5-7、5-8、5-9、5-10、5-11、5-12)。入試問題の作成は、入試実施部会において入学試験ごとに入試問題作成委員会が組織され、それぞれの入試における学科試験の内容、実技・面接試験の採点方法、特別な配慮が必要な受験生などについて、あらかじめ確認をしている。

スポーツ科学研究科に関しては、スポーツ選抜では競技歴と指導歴(資料 5-5)、社会人選抜では職歴と在職証明書(資料 5-5)、外国人選抜(資料 5-5)では日本語能力試験(N1 またはN2)の合格証明書など(資料 5-5)、各選抜方式に応じた基準を設定しており、出願資格審査会議で公平性と透明性を確保している。

さらに、語学試験や論述試験の採点では複数の教員が統一基準に基づいて採点を実施。出題調整会議を通じて試験問題を検査し、採点の公平性を担保している。試験終了後は、過去問題を志願者に提供するなど(資料 5-13)、情報提供の充実にも努めている。したがって、学生の受け入れ方針に基づく入学者選抜は、公正かつ透明性の高い仕組みで実施されていると評価できる。一方で、学内選抜が各種大会と時期的に重なり、学生の受験機会が制限される場合がある。また、入試の多様化に伴い教員の負担が増加している。これらの課題に対し、入試時期の見直しや教員負担軽減の具体的施策を早期に実現することが求められる。

大学院スポーツ科学研究科の入試運営は、研究科委員会が中心となり、入試委員会で検討後、研究科委員会(資料 5-14)で決定し、公平かつ適切に実施している(学生募集要項:資料 5-5)。

<入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。>

本学では、入学者受け入れの基準や目標として、各学部や研究科において修得すべき知識や能力、その基準等を各種入試制度で定めており、「学生募集要項」(資料 5-1、5-2、5-3、5-5)等に明示している。障がいのある志願者については、「障がいのある者に対する受験時の配慮及び修学時のサポートに関する申し合わせ事項」(資料 5-15)に基づき、サポートの流れや手続きを整備し(資料 5-16)、学生募集要項や本学ホームページ(資料 5-17)で周知している。また、必要に応じて受験時の個別相談を実施し、適切に対応している。

<すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。>

スポーツ科学部と教育学部では、「学生募集要項」(資料 5-1、5-2、5-3) や本学ホームページ (資料 5-17)、受験案内サイト (資料 5-4) を通じ、入試情報を広く公開している。また、学部ではパンフレット (資料 1-8)、大学ホームページ (資料 5-18) などを活用し、学習内容や就職状況を伝えている。さらに、学外機関を通じた情報発信や過年度の入試問題提供など、受験生が必要な情報を容易に得られる仕組みを整備している。

大学院スポーツ科学研究科では、博士前期課程および博士後期課程の人材養成の目的に基づき、アドミッション・ポリシーを「大阪体育大学における教育充実のための取組方針」(資料 4-26) および学生募集要項 (資料 5-5) に明記している。この内容は、ホームページ上で公開されるとともに、個別の問い合わせについては大学院事務室で対応している。さらに、大学院では各入試制度 (学内選抜、一般選抜、スポーツ選抜、社会人選抜、外国人選抜) を通じて受験生を公平に選抜している。

評価項目②

適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していること。

<評価の視点>

・学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学人数や在籍学生数を適正に維持し、大幅な定員超過や定員未充足の場合には対策をとっているか。

<学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学人数や在籍学生数を適正に維持し、大幅な定員超過や定員未充足の場合には対策をとっているか。>

スポーツ科学部と教育学部では、学生募集および入学人数の適正な維持に向けて、入試委員会や入試実施部会が中心となり、一般入試や推薦入試など複数の選抜方式を採用している。これらの選抜方式は、年度ごとの志願者数や受験者数を基に検討され、合格者数を調整することで定員の適正な管理が図られている。具体的には、各入試において前年度と当該年度の受験者数を確認し、合格者数を調整することで定員未充足を防いでいる (資料 5-19)。一方で、指定校推薦入学者の増加に伴い、教育学部では現入学定員では各選抜での入学定員数の確保が難しく、教員配置数を変更することがない範囲で定員増の検討をする必要がある。

在籍学生数については、学部教授会を通じて定期的に確認が行われており、休学者や退学者の動向を把握するための情報共有が実施されている。これにより、大幅な定員超過や未充足が発生した場合にも迅速に対応している。

大学院スポーツ科学研究科では、「研究科の入学人数や在籍学生数を適正に維持」し、教育の質を十分に保障できる定員を設定するために、教員数や施設の状況に鑑み、収容定員数に対して適切な入学人数と在学者数を受け入れ、管理している (資料 5-20)。具体的には、7月に学内選抜、9月にA日程、2月にB日程の3回の入試を実施し、各入試において前年度と当該年度の受験者数を確認し、合格者数を調整することで定員未充足を防いでいる (資

料 5-19)。在籍学生数を適正に維持するため、休学・退学希望者については、毎月開催する研究科委員会にて教員及び事務職員で共有している。また、留学生の在籍学生数（資料 5-21）については、大学院事務室が毎月点検し、特に研究生については在学状況の報告を義務づけることで管理を徹底している。このように、研究科委員会と入試委員会が連携し、入学者数、在籍学生数の適切な管理が行われている。

評価項目③

学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

<学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。>

<点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。>

学部の入学者選抜では、本学の建学の精神や基本方針、各学部のアドミッション・ポリシーに基づき、総合型選抜（前後期）、学校推薦型選抜、スポーツ特別総合型選抜、DASHアスリート特別総合型選抜、外国人選抜、一般選抜など、多様な選抜方式を実施している。これらの選抜制度は、入試委員会によって定期的な点検・評価を通じて検証されており、その結果を踏まえた改善が行われている。例えば、DASHアスリート特別総合型選抜は競技力を重視する選抜方式として導入され、優れた競技者を対象に受け入れを進めている。また、総合型選抜（前後期）では、学業成績だけでなく課外活動や人物評価も考慮する仕組みを取り入れることで、多様な志願者に対応している。

学生の募集においては、学習、課外活動、学生生活、就職状況などを広く伝えるため、大学案内、学生募集要項、進学相談会、オープンキャンパス、大学見学会、ホームページ、SNSなど、様々な媒体を活用して情報提供を行っている。また、教員による教育実習校訪問や高校スポーツ競技大会訪問では大学案内と入試ガイドを活用して説明を行い、本学のクラブ活動見学や練習参加も志願者に大学を深く理解する機会として提供している。

大学院スポーツ科学研究科では、アドミッション・ポリシーに基づき、学内選抜、一般選抜、スポーツ選抜、社会人選抜、外国人選抜の各方式を実施し、公正かつ適切な選抜を行っている。研究科委員会では前年度および当該年度の受験者数や内訳を点検・評価し、入試制度の見直しを進めている。また、外国人選抜では、日本語能力試験の基準（博士前期課程：N2以上、博士後期課程：N1以上）の導入や口述試験での日本語能力判定を行い、選抜基準を明確化している。

大学院スポーツ科学研究科では、「定期的な点検・評価」として、学生の受け入れ状況を

研究科委員会で審議し、前年度および当該年度の受験者数や内訳を確認・評価したうえで入試を実施している。また、「現状や成果が上がっている取り組み」として、英語プレゼンテーション型入試（資料 5-5）、社会人長期履修制度（資料 3-13）、昼夜開講制（資料 4-13）の継続、論述試験や外国人選抜、口述試験の評価基準の見直しなど、入試委員会で検証と議論を進めている。このように、研究科委員会と入試委員会が連携し、定期的な点検・評価を基に入試制度を改善し、成果を向上させている。

「点検・評価の結果を活用」した「改善・向上の取り組み」として、2021（令和3）年度に開設された「スポーツ科学実践プログラム」では、保健・体育科教育学、スポーツマネジメント、スポーツコーチングの3分野において実務的な教育プログラムを提供している（資料 4-36）。このプログラムは、実践的な資質を求める学部卒業生や現職教員、社会人を対象としたリカレント教育を通じ、多様な志願者を受け入れている。

また、2024（令和6）年度入試（2024年2月実施のB日程）からは、すべての選抜において日本以外の国籍を持つ志願者に、日本語能力試験（博士前期課程ではN2以上、博士後期課程ではN1以上）の合格を必須とし、入試の口述試験でも日本語による応答で日本語能力を判定している（資料 5-5）。これらの取り組みにより、博士前期課程では学内選抜、一般選抜、スポーツ選抜、社会人選抜、外国人選抜の5つの選抜方式を継続し、十分な入学者数を確保している。また、博士前期・後期課程ともに、外国人選抜で日本語能力を有する学生の受け入れを実現しており、効果的な取り組みにつながっている（資料 5-22）。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

スポーツ科学部と教育学部が設定しているアドミッション・ポリシーは、スポーツ科学部のディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーと十分に整合性がとれており、現時点では改善の必要はないと評価できる。

大学院スポーツ科学研究科では、アドミッション・ポリシーに基づき、学生募集や入学者選抜を行い、入学後の教育に適切に繋がっている。特に、2021（令和3）年度に開設された「スポーツ科学実践プログラム」では、体育・スポーツ現場を支える高度職業人の養成を強化してきた。また、長期履修制度や昼夜開講制を導入し、社会人が学位取得を目指せる環境を整備しており、専門職業人を求める組織のニーズにも対応している。

一方で、学内選抜の実施時期が他のスケジュールと重なり受験機会が制限される場合がある点や、入試問題作成に関与する教員負担が大きい点が課題として挙げられる。さらに、博士後期課程の志願者数が伸び悩んでおり、論文指導担当教員の拡充などの施策が求められる。

ここ数年スポーツ科学部、教育学部とも志願者数（実志願者数を含む）が減少していたが、2024（令和6）年度入試を境に実志願者数が増加する中、指定校推薦入学者の増加に伴い、教育学部では現入学定員では各選抜での入学定員数の確保が難しく、教員配置数を変更することがない範囲で定員増の検討をする必要がある。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

今後、スポーツ科学部ではカリキュラム見直しが進む中で、実態に即したディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを設定する必要がある。教育学部においても、2023（令和5）年度に設置された幼児教育コースのカリキュラムを現行のポリシーに基づき運用しつつ、運用結果を踏まえた科目追加や変更を適宜検討していくことが重要である。

大学院スポーツ科学研究科では、2022（令和4）年度以前からの点検・評価を通じた改善の取り組みによって、学生受け入れの体制は概ね適切に機能していると評価される。ただし、博士後期課程の志願者数は依然として低迷しており、論文指導担当教員の拡充や、社会人を含む多様な志願者を受け入れる柔軟な指導体制の整備が必要である。また、学内選抜の実施時期や入試問題作成に関わる教員負担の軽減についても具体的な施策を進める必要がある。

第6章 教員・教員組織（基本情報一覧）

大学として求める教員像を示した資料・教員組織の編制方針

資料名称	URL・印刷物の名称
大学が求める教員像及び教員組織の編成に関する方針	https://www.ouhs.jp/about/disclosure/juaa/
備考：	

個別教員の教育課程の編成その他の学部の運営への参画状況、主要授業科目の担当有無・担当科目単位数に関する情報

資料名称	URL・印刷物の名称
備考：	

設置基準上必要専任教員・基幹教員数の充足[*]

[学士課程]（専門職大学及び専門職学科を除く）※2022年10月改定前の設置基準に基づく「専任教員」制の場合

	学部・学科等名称	総数	教授数	根拠となる資料		
全体（注1）		96	51	大学基礎データ（表1）		
学部・学科等	スポーツ科学部	22	14			
	体育学部	30	8			
	教育学部	43	28			
	その他	1	1			
学部・学科等（薬学）（注2）	学部・学科等名称	総数	教授数	実務家教員数（注3）	うち、みなし専任教員の数と割合	根拠となる資料
						大学基礎データ（表1）
備考：						

※関係法令：2022年10月改定前の大学設置基準第13条

※基礎データ（表1）の数値と一致するよう作成してください。（以下各表も同様。）

※教員数が不足する場合、不足する数を備考欄に記述してください（以下各表も同様。ただし、[専門職大学及び専門職学科]及び[専門職学位課程]表において「みなし専任教員」に関する場合は、「不足する数」を「超過する数」と読み替える）。

注1 [全体]：大学設置基準別表第1及び別表第2に基づいて算出される専任教員の配置状況を意味します。

注2：薬学に関わる学部・学科等のうち、臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもののみをこの欄に記載してください。

注3：「実務家教員数」及び「みなし専任教員数」について、表の該当欄には○又は×（「みなし専任教員」については設置基準上必要となる実務家教員数に比した割合も（ ）で併記）を記載し、また、それらの実数を備考欄に記載してください。

[修士課程]

研究科等名称	総数	教授数	研究指導教員数	研究指導補助教員数	根拠となる資料
スポーツ科学研究科博士前期課程	20	15	20	0	大学基礎データ（表1）
備考：					

※関係法令：大学院設置基準第9条第1項

[博士課程]

研究科等名称	総数	教授数	研究指導教員数	研究指導補助教員数	根拠となる資料
スポーツ科学研究科博士後期課程	13	11	9	0	大学基礎データ（表1）
備考：					

※関係法令：大学院設置基準第9条第1項

授業担当教員と指導補助者の責任関係や、指導補助者が担う役割を定めた規程

資料名称	URL・印刷物の名称
大阪体育大学ティーチング・アシスタント等に関する規程	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation
備考：	

教員の募集、採用及び昇任に関する規程

規程名称	URL・印刷物の名称
大阪体育大学教育職員の公募に関する申し合わせ事項	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation
大阪体育大学教育職員選考規程	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation
教育職員選考に関する申し合わせ事項	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation
教育職員選考における経験年数及び業績についての運用基準	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation
人事選考委員会規程	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation
大阪体育大学教育職員の任期に関する規則	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation
任期付採用教員の（任期のつかない）専任教員への移行審査に関する申し合わせ事項	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation
実務家教員選考に関する申し合わせ事項	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation
大阪体育大学大学院スポーツ科学研究科人事委員会規程	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation
大阪体育大学大学院スポーツ科学研究科担当教員の審査基準	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation
大阪体育大学大学院スポーツ科学研究科担当教員の審査基準申し合わせ	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation
教育職員選考にかかる業績の取扱い要領	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation
スポーツ科学部在外研究員規程	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation
スポーツ科学部海外研究出張規程	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation
スポーツ科学部海外スポーツ出張規程	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation
スポーツ科学部内地留学内規	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation
スポーツ科学部国内研修内規	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation
教育学部在外研究員規程	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation

教育学部海外研究出張規程	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation
教育学部海外スポーツ出張規程	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation
教育学部内地留学内規	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation
教育学部国内研修内規	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation
大阪体育大学全学FD委員会規程	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation
大阪体育大学授業評価規程	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation
大阪体育大学教育研修規程	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation
大阪体育大学スポーツ科学部FD委員会規程	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation
大阪体育大学スポーツ科学部授業評価規程	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation
大阪体育大学スポーツ科学部授業改善報告書取扱細則	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation
スポーツ科学部FD委員会授業評価実施部会規程	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation
スポーツ科学部FD委員会教育研修実施部会規程	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation
大阪体育大学スポーツ科学部FD講習会規程	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation
大阪体育大学スポーツ科学部教育職員授業公開・受講規程	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation
大阪体育大学教育学部FD委員会規程	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation
大阪体育大学教育学部授業評価規程	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation
大阪体育大学教育学部授業改善報告書取扱細則	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation
教育学部FD委員会授業評価実施部会規程	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation
教育学部FD委員会研修実施部会規程	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation
教育学部FD講習会規程	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation
備考：	

1. 現状分析

評価項目①

教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていること。

<評価の視点>

- ・大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。

※具体的な例

- ・教員が担う責任の明確性。
- ・法令で必要とされる数の充足。
- ・科目適合性を含め、学習成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員構成。
- ・各教員の担当授業科目、担当授業時間の適切な把握・管理。
- ・複数学部等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況や教育効果の面での適切性。
- ・クロスアポイントメントなどによって、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握しているか。
- ・教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。
- ・授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせているか。

<大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。>

本学では、大学全体、学部及びスポーツ科学研究科において、大学評議会、教授会、研究科委員会及び全学・学部・スポーツ科学研究科の入学、教務、学生の学修・生活・就職・管理運営に関わる教員組織が設置され、教育及び管理運営に関わる体制が整備されている。教授会及び研究科委員会の下に自己点検・評価委員会、人事委員会、予算委員会及び教育研究に関わる各種委員会が設置され（資料 6-1、6-2、6-3）、教授会及び研究科委員会と各委員会との連携や教員間の連絡調整が図られている。また、両学部・スポーツ科学研究科にまたがる諸課題については、大学評議会で審議・決定する仕組みをとっている（資料 3-18）。

大学全体としての教員像及び教員組織の編制に関する方針は、2022（令和4）年に「大学が求める教員像及び教員組織の編成に関する方針」（資料 6-4）が策定されている。またスポーツ科学研究科においては「大阪体育大学大学院スポーツ科学研究科教員組織の編成方針」（資料 6-5）を2016（平成28）年に明示している。

本学の専任教員数は2024（令和6）年9月現在、教授51人（スポーツ科学部35人、教育学部15人、附置施設等1人）、准教授19人（スポーツ科学部14人、教育学部5人）、講師19人（スポーツ科学部16人、教育学部3人）、助教1人（スポーツ科学部）の合計90人（スポーツ科学部66人、教育学部23人、附置施設等1人）であり、文部科学省令大学

設置基準上必要な教員数を満たしている。スポーツ科学部（旧体育学部）においては 2011（平成 23）年に、教員 1 人当たりの目標学生数を 32.0 人と設定した（資料 6-6）が、2017（平成 29）年度より定員数を 480 人から 520 人に増員したこともあり、現在の教員 1 人当たりの学生数は 33.1 人である（資料 6-7）。教育学部は人事基本計画プロジェクトにおいて、2019（令和元）年度以降の教員数は 20 人と決定されており（資料 6-8）、教員 1 人当たり学生数は 25.2 人となる（資料 6-7）。両学部とも教育研究の目的の達成に相応しい教員数が確保されている。

授業科目と担当教員の適合性等の判断は、スポーツ科学部、教育学部には教授会、カリキュラム委員会、教務委員会、人事委員会、人事審査会議が、スポーツ科学研究科では研究科委員会、研究教育委員会、人事委員会などで実施されている。その判断材料として「教育研究業績」（資料 6-9）の追記を毎年行っている。

スポーツ科学部では教育組織と研究組織が異なる。教育組織の編制方針については、次のことが示されている（資料 6-6）。

- ①教員定員は 65 人とする（他学部閉鎖に伴う教員を受け入れたので、実質 66 人）。
- ②コース教育を基盤とした人事配置モデルが必要である。
- ③各コース学生 10 人に 1 人の教員の確保を原則とする。
- ④教養科目担当者 9 人、教職科目担当者 2 人を目安とする。

現在も、この原則で人事が進められている。①については経営的視点を考慮にいたした法人との協議によって決定している。②については 6 コースがあり、旧カリキュラムでは学生は 3 年次から新カリキュラムでは 2 年次後期からいずれかのコースに所属する。教養科目と教職科目を担当する教員以外の教員は全員いずれかのコースに所属する。コースの学生定員に概ね比例した数の教員がコースに配置されている。その教員数の目安が③である。④については、リカレント教育や教養教育を重視していること、体育教師を目指す学生が一定数いることから人数を定めている。教員の授業担当負担を考慮したゼミの標準学生数は 10 人であるが、教員構成計画（資料 6-10）から考えると、コースに所属する専門教員 1 人当たりの学生数（ゼミの学生数）は、スポーツ教育学科と健康・スポーツマネジメント学科の平均では 10 人前後と適正な人数となっている（表）。しかしながら、これは学科全体としての平均数であり、さらに細分化したコースやコース所属教員ごとの人数には差があるので、これについては今後の課題である。教員の年齢分布は、70 歳代以上が 1 人（1.4%）、60～69 歳が 11 人（15.3%）、50～59 歳が 19 人（26.4%）、40～49 歳が 24 人（33.3%）、30～39 歳が 10 人（13.9%）、20 歳代が 1 人（1.4%）である（6-11）。教員の男女の比率は男性 51 人（77.3%）、女性 15 人（22.7%）であり、女性の比率が低い課題は今後長期的な人事計画で改善することが望まれる。専任教員と非常勤講師の数は 72 人と 75 人となっていて、担当する科目数の全科目数に対する割合は、教養科目を除く教育区分科目（専門基礎科目、発展科目など）において概ね 80%以上であり、安定した教育体制であると言える。一方教養科目においては基礎教育に力を入れていることもあり、概ね 50%である。

研究組織は、一般教育系、史哲・行動系、コーチング系、生理・機能系の 4 つの系から成り、研究組織における所属教員の一覧（編制方針）が毎年、4 月の教授会で確認されている（資料 4-3）。体育学、スポーツ科学、健康科学には多くの研究手法があり、教育組織で研究組織を構成するのは難しいため、研究組織は教育組織とは異なる構成となっている。各系の

教員数は、一般教育系が9名、史哲・行動系が21人、コーチング系が16人、生理・機能系が19人である（資料4-3）。教育組織にとらわれない自由度の高い研究環境を整えている。

教育学部における教員組織の編制方針は、教員の養成を目的としていることから、教員免許に関する法令及び基準によることを基本としている。教育課程が小学校教育コース、保健体育教育コース、幼児教育コース及び特別支援教育に関する課程によって編制されていることを受け、専任教員を教職・教養教育グループ、小学校教育グループ、保健体育教育グループ、幼児教育グループ、特別支援教育グループの5つのグループに編制・配置している（資料3-9）。教員の年齢分布は、60～69歳が8人（36.4%）、50～59歳が9人（40.9%）、40～49歳が4人（18.2%）、30～39歳が2人（9.1%）、20歳代が0人である（資料6-11）。2015（平成27）年度の学部設置において、設置基準及び教職課程の認定基準に適合すると同時に、より専門的な教育研究を進めることができるよう教授を多く採用したため、年齢構成は60歳台以上の比率が高くなっていたが、2024（令和6年）年度は36%程度と改善された（6-11）。教員の男女の比率は男性17人（73.9%）、女性6人（26.1%）であり、依然女性が低い割合に留まっている。専任教員と非常勤講師の数は23人と25人となっていて、担当する科目数の全科目数に対する割合は、基礎科目を除く専門科目において概ね90%以上であり、安定した教育体制であると言える。専門演習の担当学生数は、3学年の専門演習Ⅰと4学年の専門演習Ⅱともに10人程度を原則として担当している。また、教科教育法及び指導法、教育実習等の科目の担当については、実務経験を有する教員を配置している。前述した5つの教育グループの設置とともに行き届いた教育が推進できるように工夫するなど、学位課程の目的に即した教員配置を行っている。

スポーツ科学研究科における研究教育体制は、文化・社会科学領域、身体運動・コーチ科学領域、健康・医科学領域の3つの専門領域を基盤としており、それに基づいて、さらに教員の専門を5領域（スポーツ文化、競技スポーツ、健康スポーツ、学校体育、レジャー・レクリエーション）と11学問分野（保健・体育科教育学、スポーツ史・哲学、スポーツ社会学、スポーツマネジメント、スポーツ心理学、アダプテッド・スポーツ、バイオメカニクス、教授学（指導方法学）、スポーツ生理学、スポーツ医学、スポーツ栄養学）の組み合わせにより、スポーツ科学の研究・教育に対する多様なニーズに応えられるように編成している。大学院担当教員は55の専門分類（5領域×11学問分野）の1つ以上に所属し、受験生が指導教員を選択しやすいように配慮している（資料6-12）。スポーツ科学研究科の専攻はスポーツ科学専攻1つであり、入学定員は博士後期課程6人、博士前期課程24人としており、教員数は2024（令和6）年現在、博士後期課程研究指導担当教員が9人（博士前期課程と兼務）、博士後期課程講義担当教員が12人（博士前期課程と兼務）、博士前期課程担当教員が24人となっている。スポーツ科学研究科に所属する教員の年齢分布は、70歳代以上が1人（1.4%）、60～69歳が3人（13%）、50～59歳が9人（38%）、40～49歳が10人（42%）、30～39歳が1人（4%）、20歳代が0人である（6-11）。教員の男女の比率は男性19人（79.2%）、女性5人（20.8%）であり、女性の比率が低いという課題は今後長期的な人事計画で改善することが望まれる。「大学院設置基準」第9条に基づく研究指導教員の数は4人、研究指導補助教員数と合わせて8人以上であることから、教員数に関する基準を満たしていることはもとより、入学定員に対する研究指導担当教員比率は、博士後期課程が

6/9、博士前期課程が 24/24 であることから、教育特性に見合った対学生数比を伴う人数を有していると言える。また、博士後期課程の領域ごとに助手が 1 人配置され、教育や研究指導の補助を行っている（資料 6-13）。

<クロスアポイントメントなどによって、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握しているか。>

基幹教員の導入及びクロスアポイントメントは現在のところ本学では実施していない。特に基幹教員については、本学には 2 つの学部があり、今後学部改組の中で両学部の授業を担当できる教員を基幹教員として位置づけることは経営上、検討の余地がある。また本学が立地する熊取町には本学以外に大阪観光大学、関西医療大学、京都大学複合原子力科学研究所があり、教育・研究に関する相互支援、教職員研修の協同実施、公開講座の共同実施、施設・設備の共同利用、教職員・学生の相互交流を視野に入れた連携協力に関する協定を 2024（令和 6）7 月に締結した（資料 6-14）。これにより基幹教員人事を推進する環境が前に進んだといえる。

<教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。>

教職協働については、学校法人浪商学園大阪体育大学ガバナンス・コードに「教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保」することが示され（資料 6-15）、第 6 次中期計画の目標と計画（2022～2026）に「8.組織力・経営力の重点施策として教職員の役割の明確化と評価基準の見直し」（資料 6-16）と、それに基づく中期経営計画 2023－2027（資料 1-14）で教職協働による組織運営を目指すことを示している。すでに大学評議会に大学事務局各部長を構成員として、大学の運営及び教学に関する重要事項の審議に加わるようにしている（資料 3-18）。また教員の委員会活動は重要な任務である一方で、委員会の性格によっては相当の開催頻度と時間を要する問題が顕在化し、教育研究活動に影響を及ぼすことが指摘されている。この課題を解決する施策として 2024（令和 6）年度中に執行役会を中心に委員会の統廃合を含めた組織改編とその委員会に職員が構成員として参画することと、構成員数を必要最小数にとどめることの調整を行い、2025（令和 7）年度からの運用を目指して検討しているところである。2023（令和 5）年度の外部評価委員会提言（資料 2-5）でも「教職協働から教職学協働」での学生の参画が指摘されている。委員会に性格によっては学生を参画させることも検討する予定である。

<授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせているか。>

授業における学習成果の達成につながる教育の実現や目指す研究上の成果を上げるために教務補佐雇用基準（資料 6-17）、ティーチング・アシスタント等に関する規程（資料 6-

18) を定め、教務補佐制度とTA・SA制度を導入している。教務補佐は学部のコースや実習、教養センターごとに1名配置し、コース主任、実習担当教員、教養センター長の管理下で授業の準備・補助、出席管理、資料の整理、レポート等の配布・回収、授業に対する相談などに応じている。また年度初めにガイダンスと併せてSD研修を実施し、資質向上に努めている。TA・SAは担当教員の責任の下、業務を遂行することになっている。ティーチング・アシスタント等に関する規程には業務内容を定め、募集手続きや推薦基準等を定めている。TAは本学大学院に在籍し、学業成績が優秀な学生を対象とし、学部教育の充実と大学院生のキャリアトレーニングを目的とし実施している。SAは本学大学院又は学部在籍し、学業成績が優秀な学生を対象とし、TA・SAとも研修の受講が義務付けられている。またTA・SAハンドブック(資料6-19)を作成し、事前指導を大学として実施し、TA・SA自身の学業への影響や学生とのトラブルが発生しないような取り組みを行っている。

コロナ禍でのオンライン授業から対面授業が少しずつ多くなる中で、授業形態の変化による学生のサポート体制は必須の事項であった。本学の特徴として授業内容が理解困難な理由として「自分の学力が不十分である」が高い比率であるが、2022(令和4)年度の状況を見ると、履修科目全体の授業内容の理解状況では「まあまあ理解できている」「ほぼ理解できている」が高い率を維持している(資料2-4)。低学力の学生が入学するようになった状況下で、このレベルが維持できているのはこのような学生サポートも成果の一要因と評価できる。

評価項目②

教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。

<評価の視点>

- ・教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に配慮しながら人事を行っているか。
- ・年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多様性に配慮しているか。

<教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に配慮しながら人事を行っているか。>

<年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多様性に配慮しているか。>

両学部において、教員の募集、採用については、公募により実施している。公募の手続きは「大阪体育大学教育職員選考規程」(資料6-20)に基づいて進められ、選考は「大阪体育大学教育職員選考規程」(資料6-20)に則り、学長の定める基本計画に基づいて実施される。大学院スポーツ科学研究科では、大学院専任の教員は採用せず、学部教員との兼担で教育・研究の業務を行っている。昇任に関しては、「教育職員選考にかかる経験年数及び業績に関

する申合せ」(資料 6-21)、「教育職員選考 における経験年数及び業績についての運用基準」(資料 6-22)に基づいて、それぞれの職階に求められる経験年数及び業績を厳正に評価して行われている。スポーツ科学部・教育学部とも、教員の退職及び転出による補充、あるいは教育課程の拡充による増員等によって教員の採用が必要になると、以下のような手続きで行われる。教員募集は学部長(人事委員長)が学長と相談の上発案し、学長はその採用人事を大学評議会に諮問する。学長は大学評議会の答申を尊重して、学部人事委員会に提案する。これを受けて、学部人事委員会(学部長ほか選挙で選出された委員で構成)が規程等(資料 6-23、6-24、6-25、6-26、6-27、6-28、6-29、6-30、6-31)に沿って募集原案を協議・作成する。これらの規程には職位ごとの選考基準、教育経験年数、業績資料の設定と手続きが明記されている。募集原案を人事審査会議で審議・承認の後、教員募集が進められる。採用候補者の選考は、人事審査会議が定めた5名によって構成される「人事選考委員会」(資料 6-25)により進められる。スポーツ科学部については人事選考委員5名のうち2名を選考対象となる教員の専攻分野と同分野又は関連分野以外の教員から選出する(資料 6-25)ことによって、採用人事における学部全体のバランスを保持している。応募者の選考作業は、1次選考(書類審査)において、採用条件についての応募者の適否を慎重に審査して、複数の採用候補者を選出する。2次選考では、これらの候補者について、面接と模擬授業やプレゼンテーションを課す。審査結果は人事審査会議に報告され、構成員の投票により採否が決定される。教員の募集・採用については、教授を除いて5年以内の任用期間を定めることができる(資料 6-26)、その場合、採用された教員は採用3年目から任期のつかない専任教員への移行審査を受けることができる(資料 6-27)。専任教員の昇任に関わる審査は次の手順で行われる。①当該教員の申告を原則とする。②スポーツ科学部、教育学部ともに学部長が人事委員会に具申する。③人事委員会が「大阪体育大学教育職員選考規程」(資料 6-20)及び「教育職員選考にかかる経験年数及び業績に関する申合せ」(資料 6-21)に定める資格要件を満たしていることを認めれば、人事審査会議に提案する。④人事審査会議が「人事選考委員会規程」(資料 6-25)に則り定めた「人事選考委員会」により審査が進められる。⑤人事選考委員会の審査結果は人事審査会議に報告され、構成員の投票により認否が決定される。なお、2021(令和3)年1月に「大阪体育大学実務家教育職員の採用に関する細則」(資料 6-28)を定め、主に教職課程認定科目について知識と実務の経験を有する教員の採用と昇任において、教育行政や学校現場の経験年数等を考慮した適切な人事審査を行っている。以上のように、本学における教員の募集、採用、昇任については、定められた基準と手続きに基づいて、適正かつ厳正に実施されている。

スポーツ科学研究科担当教員の採用は、研究科独自の採用枠を有しておらず、学部の教員採用時に、修士の学位を有する者などの公募条件を付記するなど、学部と連携して募集、採用を行っている。博士後期課程研究指導担当者、博士後期課程講義担当者、博士前期課程担当者のそれぞれについては、規程に基づいた審査基準に則って審査され、人事委員会にて適任と認められた者が研究指導を担当している(資料 6-32)。

評価項目③

教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげていること。

<評価の視点>

- ・教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
- ・教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
- ・大学としての考えに応じた教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等の活性化を図ることに寄与しているか。
- ・教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合、必要な研修を行い、授業の運営等が適切になされるよう図っているか。

<教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。>

本学の教育研究活動に関する改善・向上、活性化につながる取り組みとしては建学の精神、学是に沿った「大阪体育大学の教育研究上の目的に関する規程」(資料 1-6)、「大阪体育大学における教育充実のための取組方針」(資料 1-7)を定め取り組んでいる。また教員の教育能力の向上、研究活動や社会貢献活動を活性化させるための組織的な取り組みとして、ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動を実施するために大阪体育大学全学FD委員会を設置している(資料 4-32)。この委員会では、FDの全体的な方針に関する事項や、全学的なFDの推進に関する事項、スポーツ科学研究科、スポーツ科学部、教育学部のFDの進捗に関する事項、SD(事務職員や技術職員など職員を対象とした、管理運営や教育・研究支援までを含めた資質向上のための組織的な取り組み)との連携に関する事項等について審議する。この規程を受け、学生による授業アンケート及びその結果の活用を内容とする大阪体育大学授業評価規程(資料 4-20)を定めている。さらに、教員の研修については、大阪体育大学教育研修規程(資料 6-33)を定め、各学部のFD委員会及び研究科の研究教育委員会が教育研修を行うこととしている。2022(令和4)年度のFD・SD研修会は7回(資料 4-16)、2023(令和5)年度は11回(資料 4-16)であり、開催回数が増えつつある。特にFD研修会は各学部の教育・研究に特化したテーマで開催されることが多いが、学部教員に限定せず、全学の研修会として位置づけ、全教職員が受講出来るようにしている。参加教職員数が本学の特徴であるクラブ指導による事情で少ないことが課題であるが、研修会を録画したものを視聴させ、全教職員が情報を共有できるように大学としてそれを管理し、研修会参加者には受講修了書を出して、教職員研修への参加実績をして位置付ける取り組みを行っている。

教育については、2024(令和6)年度から体育学部をスポーツ科学部に改称し、カリキュラムの見直しを行ったことで「大阪体育大学における教育充実のための取組方針」(資料 1-7)を改訂した上で、各学部と研究科ごとに教育目標が定められている。同時に教育目標を実現するための学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針(カリ

キュラム・ポリシー)、入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)が定められている。

<教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。>

研究にかかる資質向上については、スポーツ科学部・教育学部に「在外研究員規程(資料6-34、6-35)」「海外研究出張規程(資料6-36、6-37)」「海外スポーツ出張規程(資料6-38、6-39)」「内地留学内規(資料6-40、6-41)」「国内研修内規(資料6-42、6-43)」を定め、研究・研修を通じて資質向上を図る機会を設けている。なお、公正な研究活動を推進するために「大阪体育大学における公正な研究活動の推進に関する規程(資料6-44)」を定め、研究者の責務を定めるとともに、研究公正委員会が毎年研究倫理教育の一環としてeラーニング(APRIN)を全教員、助手、研究員、職員に義務付けている。これまで不正研究に関する問題が生じていないことはこれらの成果と判断することができる。

<大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等の活性化を図ることに寄与しているか。>

教員の研究活動や社会貢献活動を活性化させるための取り組みとして、それら进行评估する制度は現在のところ教員人事に関する規程等の中の「(9)教育職員選考にかかる業績の取扱い要領(資料6-31)しかない。これによって評価する内容は研究業績の取扱いと社会貢献活動である。社会貢献活動は、評価指標として①学会・学術団体・研究会、②審議会・委員会、③スポーツ団体、④教育・各種講習会講師、⑤受賞・記録にわかれていて、それぞれの区分で判断基準、着眼点、ポイントが示されている。これはこれまで教職員の人事選考(昇任・専任移行)の評価で用いられたもので、人事選考に該当しない教員評価は現在のところ研究業績の調査しか本学には存在しない。そこで、この教員人事に関する規程等の整備が2025(令和7)年度からの運用を目指し、2024(令和6)年度中に行われていることを受けて、教員人事にかかわる教員評価について、特に教員の学内における教育活動を追加し、社会貢献活動を多分野に広げて評価項目を見直すことになった。現時点では評価カテゴリーを1.教育業績、2.研究業績、3.クラブ指導等業績、4.学内活動、5.学外活動、6.社会貢献活動とし、それぞれの評価項目を細分化し、判断基準、着眼点、ポイントを見直すことを目指して作業に当たっている。そしてこの評価を教員人事だけではなく、教員評価として位置づけ、年度末にこれまで実施している研究業績評価と併せて自己申告させる方向で検討している。このことによって、教員は年度ごとの目標を定めることができるとともに、その達成度を評価することができるため教育、研究、社会貢献活動の活性化につながるものと期待している。

<教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合、必要な研修を行い、授業の運営等が適切になされるよう図っているか。>

授業における学習成果の達成につながる教育の実現や目指す研究上の成果を上げるために教務補佐雇用基準（資料 6-17）、ティーチング・アシスタント等に関する規程（資料 6-18）を定め、教務補佐制度と T A ・ S A 制度を導入している。教務補佐は学部のコースや野外実習、教養センターごとに 1 名配置し、コース主任、実習担当教員、教養センター長の管理下で授業の準備・補助、出席管理、資料の整理、レポート等の配布・回収、授業に対する相談などに応じている。また年度初めにガイダンスと併せて S D 研修を実施し、資質向上に努めている。T A ・ S A は担当教員の責任の下、業務を遂行することになっている。ティーチング・アシスタント等に関する規程には業務内容を定め、募集手続きや推薦基準等を定めている。T A は本学大学院に在籍し、学業成績が優秀な学生を対象とし、学部教育の充実と大学院生のキャリアトレーニングを目的とし実施している。S A は本学大学院又は学部 に在籍し、学業成績が優秀な学生を対象とし、T A ・ S A とも研修の受講が義務付けられている。また T A ・ S A ハンドブック（資料 6-19）を作成し、事前指導を大学として実施し、T A ・ S A 自身の学業への影響や学生とのトラブルが発生しないような取り組みを行い、成果を上げている。

評価項目④

教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

<教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。>

<点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。>

「自己点検・評価報告書 2022」（資料 6-45）を作成した際に、大学院、両学部における教員組織の適切性について点検・評価を行っている（資料 6-45）。点検・評価を行ったのは自己点検・評価委員会（資料 2-8）である。具体的には学部長と研究科長が学部と研究科における教員組織について、現状報告、長所・特色、問題点について執筆し（資料 6-45）、全学的観点から体育学部長がまとめ、副学長が点検した後に、自己点検・評価委員会全員で確認した。評価の観点と視点は 2022（令和 4）年に大学基準協会が示していたものを用いた。2022（令和 4）年は内部質保証推進委員会ができた年度で、以降は点検・評価したことについて内部質保証推進委員会が助言・指導し、P D C A サイクルを回すことになっている。

教員組織の大本となるのは所属する学部であり、開学以来、本学では体育学部の名称で教育、研究を行ってきた。本学と競合する大学、学部、学科が増える中で、受験生の確保につながる教育の充実とそれを可視化する施策は必単の課題であった。その中で 2019（令和元）

年10月の大学評議会で学部名改称の提案があったが継続審議となった(資料6-47)。その後、2021(令和3)年2月に体育学部のカリキュラム検討作業部会が体育学部カリキュラム委員会のもとで立ち上がり、「カリキュラム改革タスクフォース」に移行して2022(令和4)年3月まで活動した。その議論の中でカリキュラムとの整合性の理由で体育学部の改称の必要性が再出し、体育学部カリキュラム委員会からの提案として体育学部をスポーツ科学部にすることが決定し、体育学部教授会に提案され、2021(令和3)年11月の教授会で改称が決定した(資料6-47)。それを受けて本格的なカリキュラム改革のためにカリキュラム専門委員会が2022(令和4)年4月に設置され、設置認可、課程認可申請に向けての準備がなされた。その後、2023(令和5)年4月の設置認可の届け出が完了し、2024(令和6)年度からスポーツ科学部・スポーツ科学科が1学部1学科としてスタートすることになった(資料1-4)。スポーツ科学部では、体育学部と比べてコース選択の幅が大きく広がった。体育学部では、所属するスポーツ教育学科または健康・スポーツマネジメント学科内の3つのコースからしか選択できなかったが、スポーツ科学部では、両学科を統合した6つすべてのコースから選択できる制度に変更された。また、コース所属の時期も変更され、体育学部では3年次前期だったものが、スポーツ科学部では2年次後期に前倒しされた。これにより、より早い段階で専門的な学びに触れられるようになった。また学科所属教員はスポーツ科学科所属となり、コース所属は従来の所属のままとして新カリキュラムがスタートするが、完成年度までは旧カリキュラムと新カリキュラムが平行して進むことになった。学部長、学科長に配置もこの改組によって旧カリキュラムが存続している間は兼任する方策が示され(資料6-48)、とくに学科長は業務負担を考慮してこれまでのように2人体制を継承することとした。学科長の選挙はこれまで通り旧学科ごとでそれぞれ1名の学科長を選出することとした。一方で、スポーツ科学部への学部名の変更を機にスポーツ科学を前面に出したカリキュラム改革が必要とのことで「タスク検討WG」が学部長を代表として立ち上げられ(資料3-8)、2028(令和10)年度からの新カリキュラム検討が進んでいる。このカリキュラム改革では2023(令和5)年度の学部カリキュラム委員会での検討内容よりもさらに抜本的な学部組織改革を念頭に入れた検討を行う予定で、具体的には現行のカリキュラムの課題を洗い出すとともに、ワークショップを開催して教職員からアイデアを募り、次世代に向けたカリキュラムや学部構成の在り方の議論が進んでいる。その中で教員配置については、教員の専門性を生かしたコース所属の問題が挙げられ(資料6-49)、各コース教育の見直しと併せて教員組織の見直し(案)が2026(令和8)年度中に行われる予定である。これによってコースへの教員配置のミスマッチが解消され、教育の充実につながる事が期待できる。また一方で、教員採用は主に退職教員の補充として行われてきたが、今後は本学の教育が目指す体育・スポーツ・健康に沿った教員採用が必要となり、併せて女性教員の割合の増加、外国籍を有する教員を視野に入れた教員採用計画が必要となる。

また教育学部でも2023(令和5)年度から幼児教育コースを開設し、新任教員を配置することで、体育を柱に広い年齢層での教育者・保育者を養成することになった(資料1-8)。また学部の設置基準及び教職課程認定の基準を踏まえながら、教員に求められる能力像や専門性の具体的な在り方について、より一層の検討が必要である。具体的には、学生の学力の一層の向上を図るとともに、グローバル化への対応、ICT環境への対応等に向けた教員の力量の向上を行う必要がある。また、教職課程委員会が全学委員会の部会組織の位置づけ

であったものを、教育学部における教職支援体制の独自性を踏まえて、学部の組織として位置づけを明確にしたことがあげられる。ただし、これらの取り組みは教育学部内で完結し、大学の一元的な監理下において、その取り組み状況を適切に把握することはできていないという課題があったが、全学教職課程委員会の中で情報の共有を図るようになり改善が見られた。

このように教員組織の改革の中、2024（令和6）年度から新学部名称、新カリキュラムでの入試が行われ、受験生の減少が続いた中で2024（令和6）年度入試では、前年度を上回る受験者数が確保できたことは、入試制度改革と併せて学部名称の変更、カリキュラム改革の成果と評価できる。

スポーツ科学研究科においては、現在、博士後期課程研究指導担当教員は8名であるが、スポーツ史・哲学、スポーツ社会学、教授学（指導方法学）、アダプテッド・スポーツ分野の担当者がいない。本学では研究科独自の教員採用を原則として実施していないという現状ではあるが、今後、これらの分野における博士後期課程研究指導担当教員の養成あるいは採用が必要であり、学部教員人事との連携での採用を目指す必要がある。社会人のリカレント教育を支援するプログラムとして2022（令和4）年度から昼夜開講制（資料）、長期履修制度、スポーツ科学実践プログラム（資料 4-36）を設けたことで受験生の増加をもたらした（資料 6-50）。これらの研究科のプログラムの多様化に向けた教員配置は、従来の退職教員の後任人事の考え方では対応できない時代になっている。スポーツ科学研究科担当教員の審査は大阪体育大学大学院スポーツ科学研究科人事委員会規程（資料 6-51）と大阪体育大学大学院スポーツ科学研究科担当教員の審査基準（資料 6-52）で示されたとおりであるが、基準を満たす多くの教員が担当するように人事計画を進める必要がある。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

分析を踏まえた長所としては、大学全体としての教員像及び教員組織の編制に関する方針が定められ、それに基づいて各学部、研究科の教員像及び教員組織の編成が適切に整備されていると評価できる。教員組織の適切性についての点検は、各部局において課題を逐次把握し、必要に応じて教授会に報告してきたが、大学として制度的に点検・評価するシステムが構築され、2022（令和4）年度以降は、新設された内部質保証推進委員会の監理下で、教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを推進していくことになった。

スポーツ科学部では、専門教育の教員は1学科6コースのいずれかに所属して、そのコースの専門演習（ゼミ）を担当することによって、コースでの専門的教育内容と学生がゼミで行う研究内容との一体化が図られている。研究組織を教育組織とは異なる観点で編制することによって、より自由な発想で研究が行える環境が整っている。また、教員が担当する標準学生数は毎年ほぼ計画通りとなっている。

教育学部では、教員養成の目標をよりよく実現できるよう、教育学及び関連諸科学に関する専門性を備えた教員とともに、教育実践にかかわる専門性を備えた教員を配置編制し、相互に連携した教育活動を行っている。

スポーツ科学研究科担当教員の募集・採用は、学部と連携して行っていることから、大学院全ての担当教員は、スポーツ科学部と教育学部の教員による兼担であり、研究、教育、地

域貢献などで、学部活動の基盤として尽力している。また、各研究領域における研究活動を推進していくため、スポーツ科学研究科では、独自の研究教育予算を教員に配分しており、教員の資質向上を図っている。また教員数に関する基準を満たしていることはもとより、入学定員に対する研究指導担当教員比率は教育特性に見合った対学生数比を伴う人数を有していると言える。

授業における学習成果の達成につながる教育の実現や目指す研究上の成果を上げるために教務補佐雇用基準(資料 6-17)、ティーチング・アシスタント等に関する規程(資料 6-18)を定め、教務補佐制度とTA・SA制度を導入している。またTA・SAハンドブック(資料 6-19)を作成し、事前指導を大学として実施し、TA・SA自身の学業への影響や学生とのトラブルが発生しないような取り組みを行っている。

その他、教職協働の組織運営については、中期計画や規程等で方針が示されて、委員会構成委員見直しによって改革が進んでいる。教員の募集、採用、昇任については、定められた基準と手続きに基づいて、適正かつ厳正に実施されている。

問題点として、教員の募集・採用・昇任等については、開学以来規程を設け、それに基づいて適切に実施されている。ただ、規程等の追加や改編の整理ができてないことで、やや混乱を招く事態が生じることがあり、その整備を行っているところである。男女の比率や外国籍を有する教員の採用については、今後中長期的な計画の中で解決できるように取り組む必要がある。

基幹教員の導入及びクロスアポイントメントは現在のところ本学では実施していない。特に基幹教員については、本学には2つの学部があり、今後学部改組の中で両学部の授業を担当できる教員を基幹教員として位置づけることは経営上、検討の余地がある。また近隣大学との連携協力に関する協定を用いた基幹教員人事を推進する計画を視野に入れる必要がある。

教員の教育研究活動を活性化するうえで課題となっているのは、大学の組織改革といった臨時的な活動業務と日常的な委員会等の活動に時間を要する問題である。この問題を解決するために現在、委員会等の組織の見直しと構成委員の見直しを行っているところである。この中では教職協働を取り入れ、効率的な委員会運営を目指している。このことによって教員の研究教育やクラブ指導に費やす時間の確保が可能となり、それらの成果が期待される。

教員の業績を評価する仕組みはこれまでも存在していたが、採用や昇任等の場合のみに用いるだけであった。これを年度ごとに各教員が申告する制度に見直す作業を2024(令和4)年中に行う予定である。これによって、各教員の研究教育、社会貢献等の活動業績が評価され、それらの活性化につながることを期待できる。

FD活動では、教員と学生間、教員間、組織間などでの連携の検証と具体的な取り組みの構築が必要である。教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価は、昇任人事の際に限られており、今後この評価システムを見直し、全教職員に対して展開できる規定の改定を進めているところである。

スポーツ科学部の教員採用では、これまで退職教員の補充として行われてきたが、今後女性教員の割合の増加、外国籍を有する教員採用の検討、本学の教育が目指すところの体育・スポーツ分野における新たな専門分野の教員採用が必要である。

教育学部においては、学部を設置基準及び教職課程認定の基準を踏まえながら、教員に求められる能力像や専門性の具体的な在り方について、より一層の検討が必要である。具体的には、学生の学力の一層の向上を図るとともに、グローバル化への対応、ICT環境への対応等に向けた教員の力量の向上を行う必要がある。また、近い将来のカリキュラム改革を検討するために、必要な教員の確保・配置の在り方、定員増について、今後さらに検討する必要がある。

スポーツ科学研究科においては、現在、博士後期課程研究指導担当教員は8名であるが、スポーツ史・哲学、スポーツ社会学、教授学（指導方法学）、アダプテッド・スポーツ分野の担当者がいない。本学では研究科独自の教員採用を原則として実施していないという現状ではあるが、今後、これらの分野における博士後期課程研究指導担当教員の養成あるいは採用が必要である。

学修成果につながる教育や研究等の実施に適った教員構成については、現在スポーツ科学部では学部名を改称して新カリキュラムがスタートしたばかりであり、今後の成果を確認し、評価していくことになる。教育学部では新たなコースを設け、広い年齢層における教育者、保育者の養成をスタートさせ、その成果としては今後の就職状況を確認することになる。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学では、大学全体としての教員像及び教員組織の編制に関する方針が定められ、それに基づいて各学部、研究科の教員像及び教員組織の編成が適切に整備されていると評価できる。また教員が担う責任も示され、教育に必要とされる適正な人数が配置されている。

学修成果につながる教育や研究等の実施に適った教員構成については、現在スポーツ科学部では学部名を改称して新カリキュラムがスタートしたばかりであり、今後の成果を確認し、評価していくことになる。教育学部では新たなコースを設け、広い年齢層における教育者、保育者の養成をスタートさせ、その成果としては今後の就職状況を確認することになるが、これまでの成果としては公立学校の教員採用試験での合格者数と公務員採用試験の合格者が増加していることが挙げられる。またこれらの教員組織の改革で、両学部、そして研究科における受験生の増加は成果として評価できる。

教員の募集・採用・昇任等については、開学以来規程を設け、それに基づいて適切に実施されている。ただ、規程等の追加や改編の整理ができてないことで、やや混乱を招く事態が生じることがあり、その整備を行っているところである。男女の比率や外国籍を有する教員の採用、およびスポーツ科学研究科博士後期課程担当教員の採用については、今後中長期的な計画の中で解決できるように取り組む必要がある。また教務補佐やTA・SAについても規程に則って採用し、研修の実施やハンドブックを作成するなどの対策を行っている。

教員の教育研究活動を活性化するうえで課題となっているのは、大学の組織改革といった臨時的な活動業務と日常的な委員会等の活動に時間を要する問題である。この問題を解決するために現在、委員会等の組織の見直しと構成委員の見直しを行っているところである。この中では教職協働を取り入れ、効率的な委員会運営を目指している。このことにより教員の研究教育やクラブ指導に費やす時間の確保が可能となり、それらの成果が期待される。この他、教員の資質向上を図るためにファカルティ・ディベロップメント（FD）活

動を支援する委員会活動の整備を行い、その開催数や内容（テーマ）が多様になってきている。教員への共有の方法も工夫され、少しずつであるが教員の意識改革につながっている。

教員の業績を評価する仕組みはこれまでも存在していたが、採用や昇任等の場合のみに用いられただけであった。これを年度ごとに各教員が申告する制度に見直す作業を 2024（令和 6）年中に行う予定である。これによって、各教員の研究教育、社会貢献等の活動業績が評価され、それらの活性化につながることを期待できる。

第7章 学生支援（基本情報一覧）

学生支援に関する方針

資料名称	URL・印刷物の名称
学生支援に関する方針	https://www.ouhs.jp/about/disclosure/juaa/
大阪体育大学全学教務委員会 規程	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation
大阪体育大学全学学生委員会 規程	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation
大阪体育大学体育学部教務委 員会規程	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation
大阪体育大学大学院スポーツ 科学研究科学生委員会規程	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation
大阪体育大学学習支援室規程	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation
学生生活サポート - 大阪体育 大学ホームページ	https://www.ouhs.jp/campuslife/support/
大阪体育大学奨学金支給要項	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation
大阪体育大学緊急奨学金規程	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation
大学院研究奨学金支給要綱	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation
大阪体育大学障がい学生支援 委員会規程	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation
大阪体育大学学友会会則	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation
大阪体育大学 診療所規程	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation
大阪体育大学教育後援会会則	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation
大阪体育大学スポーツ科学セ ンター規程	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation
大阪体育大学学生相談室・スポ ーツカウンセリングルーム規 程	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation
学生相談室 - 大阪体育大学ホ ームページ	https://www.ouhs.jp/campuslife/counseling/
大阪体育大学ハラスメントの 防止等に関する規程	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation
ハラスメント防止のために	
キャリア情報とは - 大阪体育 大学ホームページ	https://www.ouhs.jp/job/
キャリア・就職支援プログラム - 大阪体育大学ホームページ	https://www.ouhs.jp/job/support_system/
備考：	

1. 現状分析

基準7 学生支援**評価項目①**

学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。

<評価の視点>

- ・学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。
- ・各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。
- ・学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。

[修学支援（学習面）]

- ・学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか（補習教育、補充教育、学習に関わる相談等）。
- ・障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。
- ・学習の継続に困難を抱える学生（留年者、退学希望者等）に対し、その実態に応じて対応しているか。
- ・遠隔授業をはじめ教育等でICTを活用する場合は、ICT機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないよう、必要に応じて対応しているか（機器貸与、通信環境確保のための支援等）。
- ・ICTを利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応（授業動画の再視聴機会の確保等）を必要に応じて行っているか。

[修学支援（経済面）]

- ・学生に対する経済的支援（授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等）を、学生の実態等に応じて行っているか。

[生活支援]

- ・学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導相談を、学生の実態に応じて行っているか。
- ・学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置（学生の交流機会の確保等）を必要に応じて行っているか。とりわけICTを利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか。

[進路支援]

- ・各学位課程（学士課程、修士課程や博士課程など）や分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているか。

[その他支援]

- ・上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているか。

[学生の基本的人権の保障]

- ・ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的人権の保障を図る取り組みを行っているか。

<学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。>

本学では、学生支援に関する方針及び大学スポーツの振興に関する方針を定めて、本学ホームページで公表している（資料7-1、7-2）。学生支援体制としては、教学部、キャリア支援部などの組織を設置して、適切な学生支援を行うための体制を整備している。

教育学部では、教務担当と学生支援担当の2担当を置いている。教務担当では、日々の履修指導や成績不振者への対応を行うほか、学生の学籍管理などを行っている。学生支援担当では、経済的支援や課外活動等に関する支援を行っている。また、海外への留学や海外からの留学生等については国際交流センター、学生の心理相談は学生相談室及びスポーツカウンセリングルーム、学生が好きな時に訪れて学習のサポートや自習できる開放的な空間のラーニングcommons、学生の健康増進を担う診療所を設置している。

キャリア支援部では、キャリア支援センターと教職支援センターを置いている。キャリア支援センターは、職業紹介や履歴書添削等、学生の就職活動の支援に係る業務を行っている。教職支援センターは、幼稚園、小学校、中学校・高等学校（保健体育）、特別支援学校の教員免許の取得を希望する学生の履修指導や教育実習等の手続きなど、教職課程を履修する学生の支援を行っている。

なお、各事務組織には、それぞれが所管する委員会を通じて、教学組織と適宜連携しながら学生の支援にあたっている。上記の方針を基に目標達成のための具体的方策を協議する委員会として、全学教務委員会（資料 7-3）、と学生委員会（資料 7-4）、障がい学生支援委員会を設置し、さらにスポーツ科学部に教務委員会（資料 7-5）、教育学部に教務委員会（資料 7-6）を置き、学生への学習支援に当たっている。その他にキャリア支援委員会、学生相談室運営審議会、ハラスメントの防止等専門委員会、学習支援運営委員会を設置して学生支援を行う体制を整備している。

また、学生生活実態調査（資料 2-17）を毎年実施し学生達の生活の実態や要望、履修の状況等を把握することを通して、より適切な学生支援が行えるよう努めている。

以上のとおり、学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っている。

<各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。>

学生相談室での学生支援においては、カウンセリングにかかわる専門的な知識や能力、経験を持ったスタッフを配置し、学生の相談に応じて悩みに寄り添いながら支援につとめている。また、診療所には、適正に医師ならびに看護師を配置している。ラーニングcommonsには、教務補佐、チューター、ピアチューターがおり、チューターは他大学を含めて非常勤講師の経験があるスタッフを配置している。

以上のとおり、各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置している。

<学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。>

学生支援に関する情報発信は、本学ホームページに情報を掲載するとともにポータルサイトにより情報を提供している（資料 7-7）。発信する情報は、授業に関する情報や学年暦、各種ガイド、重要なお知らせ、拾得物情報、奨学金、課外活動、授業料や入学料その他の大

学が徴収する費用、学生の修学や進路選択及び心身の健康等に係る支援などを提供している。

さらに下宿先について、大学近郊のマンションなどの紹介を委託している外部業者の連絡先等を案内している。

以上のとおり、学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮している。

<学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか（補習教育、補充教育、学習に関わる相談等）。>

本学では、学生が個々の能力に応じて、自律的に学習を進められるよう、充実したサポート体制が整っている。2021（令和3）年度以降、学生はPC必携とされており、授業だけでなく大学生生活の大部分でオンライン化が進む中、新入生がスムーズに大学生生活をスタートできるよう、様々な対策が施されている。たとえば、模擬遠隔授業の実施や入学前教育の一部として3月中に必携PCの初期設定の実施を求め、必携PC診断の実施や、各種質問受付窓口の設置を行っている。

両学部で実施している「模擬遠隔授業」は、授業のオンライン化に対応させることや、授業のオンライン化に対応できない要支援対象学生を早期に特定し、必要な支援をするための取り組みである。また、スポーツ科学部では入学直後に基礎教養科目におけるプレースメントテストを実施し、その結果を少人数・習熟度別クラス編成などの授業運営に活用しており、基礎学力向上に有益な仕組みとなっている。加えて、体育学部の健康・スポーツマネジメント学科で行われていた新入生対象の宿泊研修（フレッシュマンセミナー）は、スポーツ科学部においては学部全体に拡大され、学問的な学びおよび学生生活の理解を深めるとともに、新入生同士の交流を図り相互理解を深める機会として提供されている。

そして、各学部の1・2年次においては、20人程度の学生に対し、専任教員1人が担任、3・4年次はゼミ担当教員が担任となり、一人一人の学生にきめ細かな指導と必要な配慮が可能な体制をとっている。担任は学生生活全般における相談役であり、修学支援、生活支援、進路支援などを行っている。大阪体育大学教育後援会の支援制度を利用したクラス活動を実施することで、クラスの学生間、そして担任と学生の交流を深めている。

教育学部ではクラス担任制を有効に機能させるために、1年次は基礎演習の科目を半期設定しており、履修の在り方、図書館の利活用促進、レポートの書き方、プレゼンの方法、2年次はクラス担任制を継続させ学生のサポート、3年次のゼミ選び、学生主体によるスポーツ交流大会、教員採用試験への対応等について活用されており、学生生活が円滑に進むような取り組みを実践している。

さらに、2023（令和5）年度には大阪体育大学ティーチング・アシスタント等に関する規程が再整備され、ティーチング・アシスタント、スチューデント・アシスタントらのサポートが充実することによって、より行き届いた授業運営が期待できるようになった。

本学ではスポーツ特別総合型選抜やDASHアスリート特別総合型選抜で入学した学生に関しては、スポーツ局が学習の成果等を特別に取りまとめており、各スポーツ種目の担当指導者と情報を共有しながら、学生指導に役立っている。また、他の入学試験区分で入学し

た学生も含め、7割以上の学生がクラブに所属しており、4割以上の学生は週15時間以上、学内でのクラブ活動に参加している。クラブ活動の指導に携わっている教員は、専門競技種目の指導だけでなく、クラブ所属学生の修学支援、生活支援、進路支援などにも総合的に深く関わっており、大学全体としての学生支援に寄与している。

本学の修学に関しては、「学科目履修規程」(資料3-8、3-9)を設け、1年間に取得できる単位数の上限を各学部ともに48単位に定めて、適切に管理をしている。2020(令和2)年度からは、前年度GPA優秀者に対し上限を52単位に引き上げる措置を行った。また、大阪体育大学学則第37条第6号に「当該年度に履修した授業科目につき15単位以上を修得できない者」は除籍するとの規定をふまえて、学習の不足する学生の修学に向けてよりきめ細かく対応している。

<1年次生についての取扱い>

1) 1年次終了時に15単位未修得の場合、教務委員会が当該学生を呼び出し、「除籍警告」を行う。同時に保証人あてに「除籍警告書」を送付する。加えて、体育学部では、警告の際に3年次への進級条件の説明を含めた指導を行っている。

2) 学生からは、本人と保証人連署の「誓約書」の提出を求める。

3) 呼び出しや「誓約書」提出に応じない場合は、学則の規定に則り除籍手続を進める。

<2年次生についての取扱い>

1) 1年次生と同様に取扱う。

加えて、体育学部では、3年次への進級条件を設定し、進級の可否判断を行う。具体的には、「2年次終了時に30単位以上を修得している」こととする(誓約書が提出されていても、30単位以上修得していなければ3年次への進級はできない)ことや3年次のコース・ゼミ選択は全員を対象に行っている。さらに、前期成績により進級条件クリアが厳しいことが予想される学生には、教務委員会が面接指導を行う。

<3年次生についての取扱い>

1) 1年次生と同様に取扱う。

<4年次生についての取扱い>

1) 15単位未修得による除籍規定の適用は、原則として行わない。

除籍警告の対象となった学生は2021(令和3)年33人、2022(令和4)年36人、2023(令和5)年25名であった。この警告対象者の約4割強が1年次生という事実を受けて、その対象となる危険性の高い学生を早期に発見し、必要な支援をすることを目的として、2023(令和5)年度から前期終了時にも予備的に対応する取り組みが開始された。その内容は1年次生と前年度除籍警告対象者に関して、前期授業の調査対象科目における出席状況を適切に把握すること、そして必要に応じて担任あるいは教務担当より学生に連絡、および教務担当より保証人に連絡することであった。2023(令和5)年度末の除籍警告対象者は25名と、前年度および前前年度よりも少なく、一定の効果があったことを示唆しているが、今後も継続的に状況を適切に把握する必要がある。

補習・補完教育に関する支援体制については、本学は、「大阪体育大学学習支援室規程」(資料7-10)に基づき、学生の基礎学力及び学士力の向上を目的とし、2009(平成21)年10月より学習支援室を設置し、学習支援と教育改善に関する組織的取り組みを実施している。2022(令和4)年3月からは、新設されたラーニングコモンズに移転した。また、2024

(令和6)年4月からは、2教室を改装しラーニングコモンズを拡張した。

2022(令和4)年度以降における学習支援室の開室時間は平日9時00分から17時00分である。業務は以下のスタッフが、曜日・時限ごとに分担を決め担当している。2022(令和4)年度は、副主任(主任空席)・チューター10人・ピアチューター9人・施設課職員1人、2023(令和5)年度は、主任(副主任空席)・チューター10人・ピアチューター9人・教務補佐1人・マネージャー1人、2024(令和6)年度は、主任(副主任空席)・チューター10人・ピアチューター9人・教務補佐1人である。

利用者数に関しては、2022(令和4)年度利用者の月平均数は9月が最少の120人、12月が最大の488人で年間月平均数は251人であった。2023(令和5)年度は8月が最少の77人、5月が最大の484人で年間月平均296人であった。

学習支援室の業務は、(1)大学授業のための支援と、(2)将来の進路のための支援に大別できる。まず、(1)大学授業のための支援としては、授業理解に必要な基礎学力補充のための、ア)オンラインでの課題送付による新入生対象の入学前指導、イ)習熟度別クラス編成のためのプレースメントテストの実施、ウ)英語補習講座、エ)英語以外の基礎教育科目に関わる個別指導利用、及びオ)レポートや論文(日本語アカデミックライティング)の指導がある。他方、(2)将来の進路のための支援としては、ア)教員採用試験や公務員試験対策の個別指導、イ)公務員試験対策講座への講師派遣、ウ)大学院進学希望者のための英語指導などがある。

利用者数の内訳は、2022(令和4)年度は(1)大学授業のための支援に関するものが延べ339人、(2)将来の進路のための支援に関するものが延べ363人であった。そのほか、自習が223人であった。2023(令和5)年は(1)に関するものが延べ2276人、(2)に関するものが1987人となった。そのほか自習が966人であった(これら人数は90分の在室を1人と数え、同一人物が180分在室した場合は3人と数える延べ人数である)。

スポーツ科学研究科では、研究及び教育に関する事項は大学院研究教育委員会で、福利・厚生、奨学金等の学生生活全般にわたる事項は大学院学生委員会で取り上げ、学生支援の点検・評価・改善・向上に努めている。学生生活実態調査及び授業評価アンケートを実施し、研究科委員会において全教員で共有し、次年度への改善・向上に努めている。スポーツ科学研究科においても学生の修学支援は大学院研究教育委員会および大学院学生委員会で点検・評価が行われ、改善・向上に向けた取り組みがなされている。なお、スポーツ科学研究科においては補習教育・補充教育等はなく、授業に関わる相談はあまりない状況である。

●課外活動の支援

体育系大学である本学は、課外活動も大学教育の重要な柱として位置づけている。2024(令和6)年度の大学公認のクラブ活動は35団体、同好会は1団体の合計36団体で、これらの団体に参加している学生の加入率(2024(令和6)年9月現在)は、体育学部では75%、教育学部では63%、全学で73%と他大学と比べて高い。そのため各クラブの指導教員が、スポーツ局、競技力向上委員会、学生委員会、学習支援センター、学習支援室、教学部の学生支援担当等と連携を取り合いながら、クラブ所属学生の修学指導を進めている。全ての課外活動部は学友会に所属し、学友会は「大阪体育大学学友会会則」(資料)に則って運営されている。会長は会員(学生)から選出され、基本的には学生の自主的な自治

組織として運営されている。

運営の助言や指導は、教学部学生支援担当、学生委員会が行っている。全ての課外活動部には部長を専任教員とすることが義務づけられており、あらゆる段階で教職員の指導や助言が受けられる体制となっている。定例の会議の他、年に一度、学友会役員、クラブ主将・主務などがリーダー研修会を通じて、意見交換を行っている。また、運動部活動の重要性に関する全学的な認識から強化指定クラブを定め、その種目を専門とする専任教員が指導・強化に当たっている。2018（平成30）年度にスポーツ局が設立され、クラブ活動の全体的統括部署として各クラブ関係者（教員・部長監督・コーチ）と連携を取り運営に当たっている。2023（令和5）年度より、各クラブにおける部費、学友会援助金、寄付金等の収支状況をスポーツ局へ報告することが義務化され、透明性のある会計管理を行っている。

学生生活や競技生活をサポートするため、学生相談室・スポーツカウンセリングルームを開設し、開室時間、担当カウンセラーを掲示物等で明示している。カウンセラーの情報や年間相談件数等もホームページなどで示し、相談しやすい環境を整えている。

<障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。>

本学には、スポーツに関心を持つ障がいのある学生が毎年のように入学している。本学は、これら学生の修学を支援するため、「障がい学生支援委員会」を設置している。具体的な取り組みとしては、施設のバリアフリー化の推進、ノートテイク講習会の実施、有償ボランティア制度の創設等の取り組みを行っている。その他、発達障害をはじめメンタル面や家庭環境に問題を抱えている学生に対しては、教務委員会や学生委員会、学生支援担当部署が学生相談室・スポーツカウンセリングルームと連携して対応している。さらに2018（平成30）年度には、学生が相互に人格と個性を尊重し豊かな学生生活を送ることができるよう、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、その他の心身の機能に障がいのある学生に合理的配慮に基づく支援を行うよう基本方針を定めWEBで公開した。その基本方針に基づき、障がい学生支援委員会を中心に、入試、修学、生活、キャリア支援等に関する全学的な体制整備に取り組んでいる。

スポーツ科学研究科ではスポーツ科学研究科学生委員会規程において、障がい学生の支援に関する事項を審議することとしている。また、大学院事務室において本人の状況や大学に対する要望等を聴取し、その上で関連する学内組織及び院生が履修している科目の担当教員等と連携をとりながら、個別の事情に応じた支援・対応を行っている。加えて、特別な配慮が必要な学生に対しては、定期的な個別面談や自習室の配慮などを行っている。

<学習の継続に困難を抱える学生（留年者、退学希望者等）に対し、その実態に応じて対応しているか。>

なお、体育学部における在学中の学生の退学者、休学者、留年者（2024（令和6）年9月30日現在）は次のとおりである。2021（令和3）年度生が入学539人（%）、退学・除籍26人（4.8%）、休学中6人（0.2%）、留年（休学による留年も含む）4人（0.7%）。2022（令和4）年度生が入学555人に対し退学・除籍30人（5.4%）、休学中7人（1.3%）、留年（休学による留年も含む）8人（1.4%）。2023（令和5）年度生は、入学531人に対し退学・除籍15人（2.8%）、休学2人（0.4%）、留年（休学による留年も含む）2人（0.4%）。以上のように体育学部においては、学生の退学・除籍者の比率が4.8%から2.8%に減少していることから、学習支援室による補習・補充教育が効果を上げているといえる。

教育学部における在学中の学生の退学者、休学者、留年者（2024（令和6）年9月30日現在）は次のとおりである。2021（令和3）年度生においては、入学138人に対して、退学・除籍4人（2.9%）、休学1人（0.7%）、留年者（休学による留年を含む）1人（0.7%）。2022（令和4）年度生は入学128人に対して、退学・除籍6人（4.7%）、休学2人（1.6%）、2023（令和5）年度生は入学141人に対して、退学・除籍3人（2.1%）、休学2人（1.4%）、留年（休学による留年も含む）0人（0%）。教育学部においても、学生の退学・除籍者は毎年少数にとどまっているが、教授会後に学生情報の共有を行いながら、学生の生活上における諸問題について、明らかにしていくことを試みている。

スポーツ科学研究科においては休退学希望者や授業の欠席が多い学生に対しては、定期的な連絡や個別面談を実施している。

<遠隔授業をはじめ教育等でICTを活用する場合は、ICT機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないように、必要に応じて対応しているか（機器貸与、通信環境確保のための支援等）。>

2023（令和5）年度学生生活実態調査報告書によると、「オンライン授業の満足度」は「満足」と「やや満足」を合わせた割合は89%に上り、「増やしてほしい授業形態」としては「オンデマンド」という回答が63%と最も多いことからみても、本学における遠隔授業に対する学生の満足度は高く、効果的に実施されていると思われる。PC必携化に伴い、個々の学生の通信環境やICT機器の利用環境に格差が生じないように、貸出用PCを50台準備し、学内のWi-Fi環境も整備されている。また、遠隔授業が円滑に受講できるよう、学内でも遠隔授業用のスペースを提供し、学生間のICT格差を是正するための取り組みを強化している。さらにGoogle WorkspaceとMicrosoft Office 365は全て大学より提供されており、大学での学習にPCを活用する上で学生間に格差が生じないように対応が施されている。

スポーツ科学研究科においては通信環境に格差が出ないようにPC貸出など必要に応じ対応している。

<ICTを利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応（授業動画の再視聴機会の確保等）を必要に応じて行っているか。>

遠隔授業の受講にあたっては、Google Meet や Microsoft Teams、Microsoft Stream 等の授業で利用する各種ツールについて、新入生に対して「大阪体育大学授業受講準備の手引き」を配布するとともに、本学のポータルサイト上で「遠隔授業の受講について」を公開し、スムーズに遠隔授業を履修できるように支援を行っている。また、個々の授業においても学生から授業内容等の相談をメールで応じている（資料 4-8）。

スポーツ科学研究科においては遠隔授業開始前には、個々の学生に個別対応で指導やサポートを実施している。

<学生に対する経済的支援（授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等）を、学生の実態等に応じて行っているか。>

本学の学生が利用できる奨学金は、日本学生支援機構や各自治体などの学外奨学金と、本学が設けた学内奨学金の2種類に分けられる（資料 7-12、7-13、7-14）。学内奨学金は、入学試験の成績優秀者を対象とした「入学試験成績優秀者奨学金」と、2年次生以上の成績優秀者を対象とした「学業成績優秀者奨学金」、家計急変者に対する「緊急奨学金（貸与）」、スポーツ優秀者に対する「スポーツ奨学金」と、大学院生を対象とした「研究奨学金」である。

体育学部（スポーツ科学部）の学外奨学金受給者は、2022（令和4）年度は日本学生支援機構が1205人、その他11人、2023（令和5）年度はそれぞれ1384人と15人、2024（令和6）年度はそれぞれ1507人と18人である。学内奨学金では、学業成績優秀者奨学金として2022（令和4）年から2024（令和6）年度までそれぞれ12人となっている。

教育学部の学外奨学金受給者は、2022（令和4）年度は日本学生支援機構が279人、その他4人、2023（令和5）年度はそれぞれ281人と6人、2024（令和6）年度はそれぞれ326人と8人である。学内奨学金では、学業成績優秀者奨学金として2022（令和4）年から2024（令和6）年度までそれぞれ3人となっている。

スポーツ奨学金については、スポーツ科学部（体育学部）と教育学部合わせて、2022（令和4）年度が155人、2023（令和5）年度が141人、2024（令和6）年度が129人である。

その他、「大阪体育大学学費等の納入に関する規則」（資料 7-15）にて、授業料の分納や延納納付を認めている。各種奨学金の取扱い事務は、教学部学生支援担当が行っており、学内奨学金については「大阪体育大学奨学金支給要項」（資料 7-12）「大阪体育大学緊急奨学金規程」（資料 7-14）を基に、受給者の決定をしている。

大学院スポーツ科学研究科では、大学院学生委員会において、各種奨学金制度を管轄している。「研究奨学金」は2021（令和3）年度から「大学院研究奨学金支給要綱」（資料 7-13）に則って、学業成績と研究能力の優れた大学院生に月5万円（返還義務なし）を支給するもので、博士前期課程で各学年6人、博士後期課程では各学年4人に支給されている。日本学生支援機構、学外の財団などによる学外の奨学金制度も活用されている。

また、本学の教育後援会においても、大学院生の研究発表に伴う旅費の一部を補助する仕組みを設けている。なお、2024（令和6）年度からは、①対象者の拡大（これまで対象とされていた博士前期課程に加え、博士後期課程の大学院生も対象とした）、②開催地の条件撤廃（近隣地域における研究発表活動も対象にした）、③発表の種類条件撤廃（オンラインでの研究発表活動も対象にした）により、上記仕組みの拡充が図られた（資料 7-16）。

生活困窮などの経済的な事由により授業料の納付に困難を抱える大学院生に対して、分納・延納などの対応も行っている（資料 7-15）。

<学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導相談を、学生の実態に応じて行っているか。>

学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導相談では、学生相談室・スポーツカウンセリングルームにおいて学生の悩みに寄り添いながら、相談に応じた支援を行っている。学内教員を含む8名のカウンセラーが、月曜日から土曜日まで交代で終日入室して学生の相談に応じている（資料 7-11）。主な活動内容は、1）相談活動（関連機関との連携の強化、週6日開室）、2）スクリーニングテストの実施、重篤事例の早期発見、3）教育・啓発活動（新入生に対するガイダンス、教育セミナー）、4）実践活動（競技力向上のためのサポート）、5）調査・研究活動（学生の精神健康度に関する理解）である。学生の身体の健康に関して、毎年度始めの時期に健康診断が実施され、全学生の健康状態について把握がなされている。また、本学では学内に診療所があり、疾病や傷害の診断・治療を受けることが可能である。診療所の運営は、法人が法人規程の中に「大阪体育大学診療所規程」（資料 7-17）を設け、大学と協力して運営に当たっている。教育実習、介護体験等実習に取り組む学生たちは麻疹等感染症の抗体検査が義務づけられているが、健康診断や診療所が対応しており、大きな役割を果たしている。学生が教育研究活動中に被った傷害については「学生教育研究災害傷害保険」で対応しており、保険対象外の傷害は大阪体育大学教育後援会（資料 7-18）が助成している。本学はスポーツ科学センター規程（資料 7-19）に基づき、スポーツ科学センターにストレングス&コンディショニングルーム（以下、「S&Cルーム」という。）、アスレティックトレーニングルームを設置、専属のストレングス&コンディショニングトレーナーやアスレティックトレーナーが常時配置されて、スポーツに取り組む多くの学生たちの相談や指導に応じ、学生トレーナーの養成にも当たっており大きな役割を果たしている。

以上のとおり、学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導相談を、学生の実態に応じて行っている。

<学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置（学生の交流機会の確保等）を必要に応じて行っているか。とりわけICTを利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか。>

体育学部の健康・スポーツマネジメント学科で行われていた新入生対象の宿泊研修（フレッシュマンセミナー）は、スポーツ科学部においては学部全体に拡大され、クラス対抗レクリエーションゲームやさらに少人数グループに分かれて行う野外炊事など、学生と教職員、

学生同士の人間関係を形成しやすい機会として提供されている。教育学部1年次においては週に1回の基礎演習が良い交流の機会となっている。大阪体育大学教育後援会の支援制度を利用したクラス活動を実施することで、クラスの学生間、そして担任と学生の交流を深めている。遠隔授業時には交流の機会を設ける具体的な取り決めはしていない。大学院スポーツ科学研究科の授業は少人数であることと、遠隔授業であっても意見交換や質疑応答が頻繁に行われているので、特に人間関係構築のための配慮は行っていない。

**<各学位課程（学士課程、修士課程や博士課程など）や分野等における必要性、個々の学生
の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等
の進路支援を行っているか。>**

本学は、「大阪体育大学の第6次中期計画（2022～2031）」（資料1-15）の中で、出口戦略を重点計画の一つに挙げ、全学をあげて取り組んできた。実施計画は、教員採用試験合格者数を増大、公務員（警察官、消防官等）就職者数の増大に向けての施策立案と実施となっている。その目標の達成に向かって行われている大阪体育大学のキャリア支援は、スポーツ科学部と教育学部の各学部から選ばれた教員で構成する「キャリア支援委員会」及び事務組織であるキャリア支援部が協力して、キャリア支援プログラムを作成し運営している。両学部のキャリア支援プログラムは、講義、各種ガイダンス、キャリアカウンセリング、各種スキルアップのための講座などにより、1年次より段階を追って、就職への意識づけと希望の就職実現へ向けたプログラムを配置している。また、また、インターンシップは、スポーツ科学部では全てのコースにおいて必修科目もしくは選択必修科目として設けられており（資料1-11）、2023（令和5）年度で521人となっている。教育学部では、学校インターンシップをキャリア科目の必修科目として修得することを前提として、学校インターンシップ（初等）、（中等）、（特別支援）が選択科目として設けられており（資料1-11）、2023（令和5）年度は84人が履修している。

学生のキャリア支援に関する機関及び教職員組織としては、キャリア支援センター（専任スタッフ6人）、教職支援センター（専任スタッフ6人）、ラーニングコモンズ、キャリア支援委員会、教職課程委員会が設置されている。これらの機関等が互いに連携し、個々の学生の希望や適性に配慮しながら、きめ細かい指導や支援を展開している。併せて、スポーツ科学部と教育学部の両学部ともに、学士課程カリキュラムの中に2・3年次生を対象としたキャリアデザインⅠ及びⅡ、インターンシップを置き、所定の成績評価を受けた学生には単位を認定している。学生に提供されている主なキャリア支援プログラムは、2年次のグループ面談、3年次の個別面談、クラブ・同好会別ガイダンスがあり、全学生に対してキャリア指導を継続的に実施している。併せて、2・3年次には、公務員試験対策講座、教員採用試験対策講座、企業就活支援講座など、年190回を超える学内セミナーを実施し、延べ1,800人以上の参加があった（2023（令和5）年度実績）。さらに学生のキャリア意識の涵養や進路選択の動機づけをより一層図るために、1～3年次の全学生（参加率約90%）を対象とした「キャリアフェスタ」（短期集中講座）を全学的に企画・実施している。学生のキャリア支援に資するため『キャリアハンドブック』を作成し、2～4年生に対して配布している。さらに年間10数回、オンライン保護者会においても、就職

活動に関する多様な情報を積極的に提供し、相談に応じている。

これらの取り組みの結果として本学学生の就職率は毎年 96%前後の就職率であり、2023（令和 5）年度は教員採用試験で延べ 61 人の合格者、公務員（警察、消防官等）の合格数は延べ 99 人という結果となった。なお、キャリア支援部では、スポーツ科学研究科の大学院生に対しても、恒常的な就職支援を行っており、学部生を対象とした学内の各種セミナー・面談等を大学院生も受けられる体制となっている。また、庶務部が大学・研究所等の教員等の公募を掲示し、直接的に学生に情報提供を行っている。このように、キャリア支援部、指導教員及び大学事務局による包括的な支援体制が構築されている。博士前期課程の大学院生は教育機関又は企業に就職するか、進学するケースが多くを占め、博士後期課程の大学院生のほとんどが教育研究機関で自らの専門性を生かして研究職に就いている。

<上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているか。>

体育系大学である本学は、課外活動も大学教育の重要な柱として位置づけている。2024（令和 6）年度の大学公認のクラブ活動は 34 団体、同好会は 1 団体の合計 35 団体で、これらの団体に参加している学生の加入率（2024（令和 6）年 8 月現在）は、体育学部及びスポーツ科学部では 75%、教育学部では 63%、全学で 73%と他大学と比べて高い。そのため各クラブの指導教員が、スポーツ局、競技力向上委員会、学生委員会、学習支援センター、学習支援室、教学部の学生支援担当等と連携を取り合いながら、クラブ所属学生の修学指導を進めている。全ての課外活動部は学友会に所属し、学友会は「大阪体育大学学友会会則」（資料 ）に則って運営されている。会長は会員（学生）から選出され、基本的には学生の自主的な自治組織として運営されている。

運営の助言や指導は、学生委員会学友会部会が行っている。全ての課外活動部には専任教員を部長とすることが義務づけられており、あらゆる段階で教職員の指導や助言が受けられる体制となっている。定例の会議の他、年に一度、学友会役員、クラブ主将・主務と、学長や教職員がリーダー研修会を通じて、意見交換を行っている。また、運動部活動の重要性に関する全学的な認識から強化指定クラブを定め、その種目を専門とする専任教員が指導・強化に当たっている。2018（平成 30）年度にスポーツ局が設立され、クラブ活動の全体的統括部署として各クラブ関係者（教員・部長監督・コーチ）と連携を取り運営に当たっている。2024（令和 6）年 4 月に新たな強化指定クラブの選定の実施とともに、支援及びガバナンス強化施策を制度化。指導者の質の担保のため、年 2 回の指導者研修会への参加をクラブに義務付けたことや、指導者の果たすべき役割や支援策などを網羅した「運動クラブマネジメントの手引き（第 2 版）」を発行するなど、従来から行われている部長監督会議なども合わせて、学生への指導に関して充実化を図っている。

学生生活や競技生活をサポートするため、学生相談室・スポーツカウンセリングルームを開設し、開室時間、担当カウンセラーを掲示物等で明示している。カウンセラーの情報や年間相談件数等もホームページなどで示し、相談しやすい環境を整えている。

<ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的人権の保障を図る取り組みを行っているか。>

「大阪体育大学ハラスメントの防止等に関する規程」(資料 7-20)の中で、ハラスメントの防止及び排除のための措置や、ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関して必要な事項を定めて、本学の教職員及び学生等の教育、研究又は就労、就学における環境等を保護することに努めている。また、学生に対しては、入学時のオリエンテーションの際にハラスメントについての説明を実施している。本学がハラスメントの防止等に関する規程で定めている主な内容は、1) セクシャル・ハラスメント、2) パワー・ハラスメント、3) アカデミック・ハラスメントについてであり、全学の相談窓口を学生相談室・スポーツカウンセリングルーム及び教学部に、部局等からの相談窓口を各部局において対応するとともに、ホームページ(資料 7-21)でも公開している。学生からの相談に対応すべく、『ハラスメント防止のために』(資料 7-22)というリーフレットを学内で自由に入手できるようにしており、自分自身や友人がハラスメントだと感じるような言動に出会った場合には、教職員から選ばれたハラスメント相談員を訪ねるよう案内している。相談員は、学生等からハラスメントに関する相談を受けた場合、ハラスメントの防止等専門委員会とも連携して、相談者の了解を得たうえで解決のために必要な調査や調停など、その解決に向けたサポートを実施している。なお、調査・調停委員会の委員長には、外部の法律専門家等を当てている。

評価項目②

学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

<学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。>

学生支援に関わる適切性については、毎年度行う内部質保証シートにより、点検・評価を行うこととなっている。中期経営計画及び附置施設・委員会等用のシートにおいて、現状や成果が上がっている取り組み等を自己点検・評価し、改善課題に関する取り組み計画を立てて、内部質保証推進委員会に報告される。そして、計画の取組状況を年度末までに内部質保証推進委員会に報告し、取組状況の評価を受けた結果をホームページで社会に広く公表する。

大学院スポーツ科学研究科における修学支援(経済面)については、大学院学生委員会を中心に、全学的な体制で点検・評価が行われ、改善・向上に向けた取り組みがなされている。

毎年、授業・学習の状況、食事状況、アルバイトの状況など学生生活の現状及び大学への意見・要望などを幅広く把握する目的で全学部学生を対象に学生生活実態調査を実施し例年6割を超える学生から回答を得ており、2023年度は対象学生数2678名、有効回収数1699

名、有効回収率 63.4%であった。学生がより有意義な学生生活を過ごせるよう、大学として取り組むべき課題解決方策実現に向けての貴重な基礎的資料となっている。

以上のとおり、学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組む仕組みを整えている。

<点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。>

自己点検・評価の結果を活用する取り組みは、内部質保証シートに基づき、改善課題に対する改善計画を立て、内部質保証推進委員会に報告し、学生支援に関わる適切性について定期的に点検・評価をするとともに、その結果に基づく改善・向上に向けた取り組みを行う仕組みを整えている。

しかし、2023（令和5）年度に学生委員会は内部質保証シートへの記載を行っておらず、内部質保証推進委員会から、具体的な取組状況及び進捗状況の報告について、速やかな履行を要請されている状況のため、現状や成果が上がっている取り組み等を自己点検・評価し、改善課題に関する取り組み計画を立てる取り組みを行うことが求められる。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

学生の経済面における支援については、本学に定められた規定に則り実施している。またスポーツ科学部（体育学部）と教育学部に共通する内容を学生委員会において協議する体制としたことで、学生の生活安全、奨学金関係、課外活動や学友会活動等について点検・評価し改善を図っている。テイクアウト商品への援助については全学生が対象となっているため長所といえる。また、学外実習で活用できるポロシャツの配布についても各部署と連携を取って実施しているため支援体制が構築されている。

一方で、学生が主体となる「学生“夢”プロジェクト」は本学の教育充実のための取組方針（資料 1-7）に基づいた取り組みで助成金が組まれている。しかし毎年予算額までの申請がなされていないことが問題点となった。このことから 2024（令和 6）年度に申請方法を見直し、取り組んでいるところである。

大学院スポーツ科学研究科における修学支援（経済面）の長所として、日本学生支援機構、学外の財団などによる奨学金制度、本学の教育後援会による研究発表活動に対する助成の仕組みを設定できていることや授業料の分納・延納処置などの対応を行っていることなどが挙げられる。

また、大学院スポーツ科学研究科では、外国人選抜の入試を実施し、外国人の大学院生を受け入れているが、日本語に困難を抱く外国人の大学院生が少なからず存在していることが問題点として挙げられる。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

学生の支援について、委員会、事務担当部署、附置施設等の組織が連携し、学生の実態を踏まえ規模を生かした細やかな学生支援を行ってきた。今後、学生一人一人が有用感を持ち自己実現を図ることができるよう、常に点検と評価、改善のサイクルをとり、実態を踏まえ特性を生かした修学支援、生活支援を継続的に行っていくことが重要である。特性を生かした修学支援、生活支援を継続的に行っていくことが重要である。

大学院スポーツ科学研究科では、修学支援（経済面）の制度や取り組みを継続するとともに、外国人の大学院生に対する日本語学習のサポートを拡充させることでさらなる修学支援の充実が図られるものと考えている。

第8章 教育研究等環境（基本情報一覧）

教育研究等環境の整備に関する方針

資料名称	URL・印刷物の名称
教育研究等環境の整備に関する方針	https://www.ouhs.jp/about/disclosure/juaa/
大阪体育大学施設検討委員会規程	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation
大阪体育大学危機管理規程	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation
危機管理基本マニュアル	https://www.ouhs.jp/about/disclosure/
浪商学園 衛生委員会規程	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation
大阪体育大学情報処理センター規程	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation
大阪体育大学情報処理センター委員会規程	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation
学校法人浪商学園 個人情報保護規程	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation
学校法人浪商学園情報漏えい防止指針	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation
大阪体育大学情報ネットワーク管理運営・利用規則	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation
大阪体育大学ホームページ管理・運営規程	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation
大阪体育大学図書館委員会規程	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation
大阪体育大学学術リポジトリ運用指針	https://ouhs.repo.nii.ac.jp/?page=1&size=20&sort=custom_sort&search_type=0&q=0
備考：	

研究倫理、研究活動の不正防止に関する規程、方針等

資料名称	URL・印刷物の名称
大阪体育大学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針	https://www.ouhs.jp/kenkyu/research_misconduct/
『研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）』に基づく運営・管理に関わる者の責任と権限の公表について	https://www.ouhs.jp/kenkyu/research_misconduct/
大阪体育大学における物品等の発注業務及び納品検収業務に係る運用基準	https://www.ouhs.jp/kenkyu/research_misconduct/
大阪体育大学における公的研究費による物品等の発注及び検収手続きの概要	https://www.ouhs.jp/kenkyu/research_misconduct/
大阪体育大学 公的研究費等の不正・不適正使用防止計画	https://www.ouhs.jp/kenkyu/research_misconduct/
大阪体育大学における物品等購入等契約に係る取引停止等の取扱基準	https://www.ouhs.jp/kenkyu/research_misconduct/
大阪体育大学における公的研究費の取扱いに関する規程	https://www.ouhs.jp/kenkyu/research_misconduct/

大阪体育大学における公的研究費の使用に関する行動規範	https://www.ouhs.jp/kenkyu/research_misconduct/
公的研究費に関する誓約書	https://www.ouhs.jp/kenkyu/research_misconduct/
大阪体育大学における公的研究費の不正使用に係る調査等に関する取扱規則	https://www.ouhs.jp/kenkyu/research_misconduct/
大阪体育大学における公的研究費不正使用に係る調査等専門委員会規則	https://www.ouhs.jp/kenkyu/research_misconduct/
大阪体育大学における公正な研究活動の推進に関する規程	https://www.ouhs.jp/kenkyu/research_misconduct/
研究活動の不正行為等に関する相談・通報（告発）窓口	https://www.ouhs.jp/kenkyu/research_misconduct/
動物実験規則	https://www.ouhs.jp/kenkyu/research_misconduct/
大阪体育大学研究公正委員会規程	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation
研究公正委員会動物実験部会規程	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation
備考：	

1. 現状分析

評価項目①

教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備していること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。
- ・学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境やICT機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。
- ・学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。

<教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。>

本学は、教育研究等環境の整備に関する方針を定め、本学WEBサイトで社会に広く公表している（資料8-1）。方針では、①グローバル化・情報化への対応②多様性の尊重③利用者本位の図書館運営④多様な学びの実践⑤交流と協働の促進⑥研究基盤の充実⑦産学官連携の推進⑧研究倫理と法令遵守の徹底の8つの項目を設けている。

校地等総面積は179,444㎡、校舎延面積は34,998㎡であり、校地面積及び校舎面積ともに、大学設置基準を上回っている。施設、設備等の維持及び管理については、施設検討委員会が法人事務局（施設担当）と連携しながら行っている（資料8-2）。

教室の整備・充実は良好な環境維持に努めており、教室数が不足する状況ではない。また、2023（令和5）年度には、スポーツDX（デジタルトランスフォーメーション）の全体像を学ぶために、「エンターテイメント」「トレーニング・教育」「デジタル技術による分析」「デジタル技術の応用」の4つの領域を学び、現状の理解と基礎知識の習得を目的とした『デジタルスポーツ論』開講に向けて、授業の運営に対応可能な教室「ラーニングコモンズ×デジタルスポーツスクエア」の整備を行った。

研究室の整備については、専任教員である全ての教授、准教授、講師、助教に対して個人の研究室を整備している（資料1-11）。教員の教育研究環境の詳細は後述する。

体育・スポーツの専門大学という特性もあり、スポーツ施設は適切に整備されている。グラウンドには第3種公認陸上競技場・同スタンド・レクチャールーム、サッカー場（人工芝）・同スタンド・レクチャールーム、人工芝ラグビー場・同スタンド、多目的グラウンド（ソフトボール、アメリカンフットボール等利用）、屋内・外ハンドボールコート、テニスコート（ハードコート8面）、屋内野球練習場があり、総面積は51,058㎡である。体育館は6つあり、第1体育館は延面積2,883㎡、第2体育館は延面積1,188㎡、第3体育館は延面積3,704.26㎡、第4体育館は延面積1,357㎡、第5体育館は延面積1,192㎡、屋内プールを備えた第6体育館は延面積3,810㎡である。この他、全学的に各学部、研究科の教育を進める上で必要な実験・実習室を設置している。

学生の自主的な学習を促進するための環境整備については、図書館に学生の自習が可能な座席（286席）、学生同士のディスカッションが可能なグループ学習室（2室）を設置している。十数名のゼミ単位での図書館利用ガイダンスも随時実施しており、図書閲覧、論文や資料検索等の方法を丁寧に指導している。このことを通して、学生は、レポートや卒業論文の作成を主体的、自主的に進めることができている。大学院研究科には、演習室を6室、学生自習室を13室設置しており、学生の自主的な学習を促進するための環境整備を随時行っている。さらに、学生の基礎学力をサポートすることを目的として学習支援室を開設していたが、利用者の増加とともに手狭となり、2022（令和4）年4月にラーニングコモンズに改装した。平日の9時から17時まで開室し、学力の下位層から上位層まで、学生のニーズに対応した学習支援を丁寧に行っている。学習のサポートを担当するチューター、現役学生・大学院生のピアチューターが常駐し、学生が好きなときに訪れて学習のサポートを受けたり、相談したり、自習したりできる開放的な空間となっている。

次に、スポーツの側面から学生の自主的な学習を促進するために、体力測定システムや多種多様なトレーニングマシンを備えたS&Cルームを完備している。このS&Cルームには、ストレングス・コンディショニングコーチを常駐させ、トレーニングを自主的に行う学生の助言や指導を行っている。また、S&Cルーム、スポーツ科学センター、診療所等の有機的連携システムを構築し、学生アスリートのサポートに携わっている。

安全及び衛生の確保については、自然災害、火災事故、テロ事件、重篤な感染症等の大学において発生する様々な事象に伴う危機に迅速かつ的確に対処するため、危機管理委員会を設置し、学生及び教職員の安全及び衛生の確保に努めている（資料8-3）。2023（令和5）年には、「危機管理基本マニュアル」（資料8-4）を改訂し、平常時（日常）及び緊急時（有事）に対応した危機管理体制を見直した。また、法人として、労働安全衛生法の趣旨に沿い、本学を含む設置校全ての教職員を対象とした衛生委員会を設置し、心身ともに健康で、その職務が遂行できる職場づくりをめざす体制を整えている（資料8-5）。これまで安全配慮義務の観点から、AEDの設置を計画的に進めてきた。体育館・グラウンド等の各スポーツ施設、主に運動部の学生の宿泊施設であるセミナーハウス等に18台のAEDを設置している。教室棟設置分（C・D・N・P・L号館）や貸出用（3台）を含めるとAED40台が設置されている（資料8-6）。さらに、老朽化したスポーツ設備の交換、床の改修工事等、安全面に配慮した対策を適宜行っている。AEDを設置するだけでなく、クラブ活動中のスポーツ事故等に対応するため、学友会組織がクラブ学生を対象とした「心肺蘇生法講習会」を年に数回実施し、安全への啓発推進を積極的に行っている（資料8-7）。

バリアフリーへの対応については、本部事務機能と図書館、情報処理センターを配置している中央棟と教室及び研究室等を配置している棟を陸橋（スカイプロムナード）で接続しており、学生及び教職員の移動がスムーズに行われている。また、本学発着のバス停そばにエレベーターを設置しており、本学到着後に中央棟への移動が車椅子でも可能なようにしている。第6体育館には、館前に車椅子用駐車場を完備し、館内は完全なバリアフリー化が施されている。その他の施設においても障がい者用トイレの設置、スロープの設置等をしているなど、全学的なバリアフリー化を意識している。

以上のとおり、教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、大学設置基準を上回る校地及び校舎を有するとともに、学生の学習及び教員の教育研究活動を考慮した施設・設備の整

備、安全及び衛生の確保など、学習環境や教育研究環境が適切に整備されている。

<学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境やICT機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。>

本学では、全学的なネットワーク環境やICT機器の整備と技術支援を行う情報処理センターを設置している。また、情報処理センターの教研活動や事業計画を立案・点検及び評価する目的として情報処理センター委員会が設けられている。

ネットワーク環境は、学内全域に至る研究室・教室・執務室・附置施設等に有線・無線LANネットワークを整備しており、情報コンセントや無線通信から柔軟に学内ネットワークに接続できるように整備されている。さらに学外訪問者向けには国際学術無線LANローミング基盤(eduroam)を提供している。

遠隔授業及び教育環境の整備のために大学・法人教職員、学部・大学院生、非常勤職員を対象として、Google Workspace Education Plus 及び Office365 を包括ライセンス契約しており、オンラインやオンデマンドの教育環境整備や授業支援システム(Google Classroom)を整備している。これらの各種サービスのマニュアル類の整備を行うとともに、情報処理センターの専門技術を持った職員が各種サービス利用者の技術支援を行っている。また、2021(令和3)年度入学生からPC必携化を開始しているが、入学前教育として模擬遠隔授業などにより大学教育への円滑な導入を図っている。

情報処理センターが管理運用する情報インフラやシステムについては、通信回線を含めて適切に管理されており、教育研究に支障をきたす重大な事態につながりかねない事案は発生していない。これらは、情報設備関連の年次計画(資料8-8)に則り、機器の更新や性能強化等を行っており、2022(令和4)年度は、印刷システム更改や図書館システム更改などの施策を計画し、情報処理センター委員会にて審議している(資料8-9)。2023(令和5)年度は、UTM(学内ファイアウォール)更改や学生向け端末撤去、教務・入試系システム更改などの施策を計画し、情報処理センター委員会にて審議している(資料8-9)。2024(令和6)年度は学生持込PCを前提としたネットワークの構築やパスワードレス認証の実現などの施策を計画し、情報処理センター委員会にて審議している(資料8-9)。

以上のとおり、附置施設である情報処理センターが情報処理センター委員会と連携しながら、学生の学びと教職員の教育研究活動等において必要不可欠であるネットワーク環境や情報通信技術(ICT)に関わる機器備品及びソフトウェア等の整備を滞りなく行っている。

<学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。>

本学では、法人として、「学校法人浪商学園個人情報保護規程」(資料8-10)を制定し、個人情報保護の法律に則り、個人情報に係る適正な取り扱いを定めている。この他、教職員及び学生の情報倫理を確立するため、以下の指針や規則を制定している。具体的には、PC等の適正な管理を促し、情報漏えいを防ぐための指針を定めた学校法人浪商学園情報漏えい防止指針(資料8-11)、本学の情報ネットワークの管理運営を定めた大阪体育大学情報ネッ

トワーク管理運営・利用規則（資料 8-12）、本学のホームページの管理運営を定めた大阪体育大学ホームページ管理・運営規程（資料 8-13）がある。

以上のとおり、教職員及び学生の情報倫理の確立に向けた取り組みが適切に行われている。

評価項目②

図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。
- ・図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。

<教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。>

（1）図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備

本学では、「教育研究等環境の整備に関する方針」に基づき、利用者本位の図書館運営を実施している。全学的な図書資料及びその他の学術情報資料の整備と図書資料等の利用環境の整備を行うため各学部・研究科・事務職員等で構成される大阪体育大学図書館委員会を設置している（大阪体育大学図書館委員会規程）。定期的に同委員会を開催し、建設的な意見交換をしながら学部学生・大学院生・教員の学習又は研究活動に必要な学術情報資料等の整備を行っている。

図書館の蔵書数は 2024（令和 6）年 5 月 1 日現在で 208,916 冊（和書：163,601 冊、洋書：45,315 冊）である。学術雑誌の種類は 2024（令和 6）年 5 月 1 日現在で、3,114 種（和雑誌：2,626 種、洋雑誌：488 種）である。電子情報としては後述の電子ジャーナル等のパッケージ契約を中心に導入している。蔵書・雑誌の検索・予約はオンラインで行える。また、機関リポジトリは、大阪体育大学学術リポジトリ（2021（令和 3）年 6 月公開）を整備している（大阪体育大学学術リポジトリ運用指針）。このリポジトリには、本学の紀要、本学が博士の学位を授与した学位論文（博士論文）並びにその内容の要旨及び論文審査の結果の要旨、本学が修士の学位を授与した学位論文（修士論文）及び特定の課題についての研究成果が登録され、学内外に公開されている。

（2）学術情報へのアクセスに関する整備

各種学術情報へのアクセスに対応し利用に供している学術情報サービスとしては、2024（令和 6）年 5 月 1 日現在で、国立情報学研究所が提供する C i N i i、国立国会図書館サーチ、PubMed（米国国立医学図書館）等のデータベースをはじめ、契約データベース及び電子ジャーナルパッケージ等 10 種類（ScienceDirect、SpringerLink、Wiley Online Library、Oxford Journal Collection、EBSCOhost（SPORTDiscus with Full Text 他）、Full Text

Finder、メディカルオンライン、MagazinePlus、医中誌 WEB、朝日新聞クロスサーチ)を揃え、国内外の多様な学術情報の検索が可能となっている。電子ジャーナルは、2024(令和6)年5月1日現在で4,712種(和雑誌:560種、洋雑誌:4,152種)が利用可能である。また、N I I - R E O(国立情報学研究所)等も利用することで、幅広い分野にわたる電子ジャーナル等の学術情報へのアクセスに対応している。併せて、電子ブックの提供も行っている。

(3) 国立情報学研究所や他図書館とのネットワークの整備

図書資料及びその他の学術情報資料の提供等に係る相互協力体制としては、2009(平成21)年度から国立情報学研究所の I L L 文献複写等料金相殺サービスを継続している。また、2008(平成20)年度から熊取町立熊取図書館と連携協力し、閲覧・複写等の利用と図書の相互貸借を可能とし(資料の貸出と契約により制約されている電子ジャーナルは除く)、学内利用者と同様のサービスを提供している。2023(令和5)年度の相互利用は、図書の貸借では他館からの借受が45冊、他館への貸出が43冊、文献複写は他館から取寄が168件、他館への提供が517件である。

<図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。>

(1) 図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

2012(平成24)年度より図書館運営業務を株式会社丸善(現丸善雄松堂株式会社)に委託し、事務長1名と委託スタッフ8名及びパート職員1名で運営している。事務長を始め委託スタッフの全員は司書資格を有し、各業務に経験者を配置している。

(2) 学生の学習に配慮した図書館利用環境(座席数、開館時間等)の整備

図書館は中央棟の4、5階にある。延床面積が1,534㎡の4階には、開架閲覧室(286席)、グループ学習室(2室)、集密書架があり、延床面積が288㎡の5階には、閲覧室、集密書架(洋書専用)がある。開架閲覧室内には、蔵書検索性パソコン2台と、学生が各自のパソコンを接続できる認証(有線)LANの機器(USBドック及びモニター)が35箇所を設置されている。

開館時間は、平日は9時から20時、土曜日は9時から17時(8月と3月は、平日は9時から17時、土曜日は9時から13時)である。図書の貸し出し期間は、学部生が3週間、大学院生が1カ月である。コロナ禍における開館時間等は、学生の入構制限等に応じ柔軟に対応した。

延べ利用者数は、コロナ禍により減少した2020(令和2)年度の16,294人から、2021(令和3)年度は9,827人へと更に減少したが、2022(令和4)年度14,346人、2023(令和5)年度29,821人と徐々に増加した。

(3) COVID-19への対応(5類感染症移行前後)

図書館におけるCOVID-19への対応としては、2023（令和5）年3月以降、検温等の入館手続きが不要となり、2023（令和5）4月からは全閲覧席が利用可能となり、カウンターと閲覧席のビニールシートも撤去した。また、2023（令和5）年5月8日からの5類感染症への移行後は、2室のグループ学習室に二酸化炭素濃度計測器を設置し、利用者にはドアを開けての利用を推奨し、1,000ppmを超えた場合換気をする、大声を出さない等の感染予防対策を講じながらの利用を可能とした。学外者利用のサービスについても、5月22日より再開した。

評価項目③

研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること。また、健全な研究活動のために必要な措置を講じていること。

<評価の視点>

- ・研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分に行い、各教員の研究活動の活性化につなげているか（教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備等）。
- ・研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取り組みを行っているか。

<研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分に行い、各教員の研究活動の活性化につなげているか（教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備等）。>

本学は、研究の推進に関する方針を定め、本学WEBサイトで社会に広く公表している（資料8-14）。方針では、①多様な研究の尊重と研究活動の支援②学術交流の強化、社会との連携③外部資金獲得の拡大と支援体制の充実④研究成果の内外への発信⑤研究環境の整備の5つの項目を設けて、大学としての研究に対する基本的な考えを明示している。

教員に対する研究費の支給については、各学部の予算委員会において予算配分を決め、研究委員会（資料8-15、8-16）で原案を作成し、教授会に報告のうえ決定している。各教員の個人研究費については、各々から提出される研究計画調書に基づき、研究委員会が適切に配分している。申請額20万円以下のA申請と、各教員の研究業績と科学研究費補助金への採択並びに応募状況を加味した20～100万円以下のB申請とがある（資料8-17）。この他、スポーツ科学部では若手研究者育成のため、300万円以下の特別備品（資料8-17）を申請することが可能であり、科学研究費補助金に応募した教員のうち、若手の研究者の申請課題を優先して採択する手続きをとっている（資料8-17）。

研究室の整備については、全教員に冷暖房の完備した個室（15～16㎡）が与えられており、学内LANに接続した端末も全ての研究室に設置されている。研究に必要な統計分析ソフト等は教員及び大学院生を含む学生が研究活動に用いるのに十分なライセンス数を保有し、研究室や自習室等で使用できる状態となっている。

研究時間の確保については、専任教員は週4日以上かつ6コマの授業を年30回行うことが義務づけられているが、1週間のうち1日研修日が設けられ研究にあてる時間は確保されている。3年以上在職(原則)した専任教員は、希望すれば1か月以上1か年以内の期間、国内外の大学・研修所等の研究機関にて研究・調査を行うことができる。研究機関までの往復旅費、滞在費、給与が支給され、一定期間研究に専念できる制度を設けている(資料6-35、6-36、6-41、6-42)。さらに、1か月未満の海外研究出張(資料6-38、6-38)及び海外スポーツ出張(資料6-39、6-40)における補助制度もあり、研究を活性化する取り組みをしている。

教育研究活動に対する人的支援については、授業、インターンシップ、教育実習や野外実習等の実習をサポートする教務補佐をコースや実習ごとに1人配置している。また、授業の特質上、特に必要と認められた授業においてはTA及びSAを置くことができる(資料6-19)。教務補佐やTA、SAが教育補助業務を担うことにより、教育環境の向上を図っている(資料6-18)。

外部資金獲得のための支援として、大学事務局に研究活動をサポートする部署を設置し、外部資金等の公募情報を全教職員に定期的に周知している。また、教員だけでなく大学院生も参加できる外部資金獲得のための研修会開催(資料8-19)、外部支援業者による書類作成支援(資料8-20)、知的財産マネジメント研修会(資料8-21)等を実施している。この他、研究戦略の立案と対策、外部資金の獲得と活用、知的財産マネジメント等に関して審議する研究推進委員会を設置している。研究推進委員会では、外部研究員の受入や特許出願に際しての審議、学内公募制研究プロジェクトの評価等を行っている。

以上のとおり、教育研究活動促進にあたっては、研究に対する大学の基本的な考えに沿って、その必要性も踏まえて長期的な視点に立った支援や条件整備を十分に行い、各教員が教育研究活動に取り組み得る体制を整えている。ただし、研究休暇という制度がないことや育児中の教員が学会参加等の研究出張をする際の支援の拡大、またバイアウト制度の導入など、研究推進のための更なる施策を検討することが望まれる。

<研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取り組みを行っているか。>

「研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程」に関しては「大阪体育大学研究公正委員会規程」(資料8-22)及び「大阪体育大学における研究倫理に関する指針」(資料8-23)で、研究者が研究活動に関して遵守すべき基本的な事項を示し、研究倫理の遵守に取り組むとともに、公正な研究活動を推進している。また、動物実験等に関する「大阪体育大学動物実験規則」(資料8-24)、遺伝子組換え実験等に関する「大阪体育大学遺伝子組換え実験安全管理規程」(資料8-25)、「大阪体育大学における公正な研究活動の推進に関する規程」(資料8-26)で定められている事項によって公正な研究活動を推進し、不正行為を未然に防止するとともに、不正行為に適切に対処している。

また、教員、大学院生及び研究に携わる職員を対象に、研究公正委員会研究倫理教育推進部会規程(資料8-27)で定められている事項に基づき、研究倫理教育(研究費の不正使用防止、研究の改ざん・捏造・盗用等の不正防止)として、2022(令和4)年度及び2023(令

和5)年度に研究倫理研修会(有江文栄講師:資料8-28)での受講に取り組んでいる。さらに、研究者の行動規範プログラムである一般財団法人公正研究推進協会「APRIN」のeラーニングを継続している。eラーニングの受講状況について、2021(令和3)年度は39人(教員:6人 事務職員:4人 大学院生:29人 受講率93%)、2022(令和4)年度は132人(教員:81人 事務職員:8人 大学院生:43人 受講率100%)、2023(令和5)年度は40人(教員:11人 事務職員:1人 大学院生:28人 受講率100%)、2024(令和6)年度は52人(教員:14人 事務職員:1人 大学院生:37人 受講率100%)であった。科学研究費補助金公募に際し、各研究者の研究インテグリティに係る誓約状況の報告が開始された2024(令和6)年度は所定の誓約書の提出者が36名(2025(令和7)年度科学研究費補助金公募申請者の研究代表者22名、研究分担者14名、提出率100%)であり、適切に研究の公正性、公平性を確認のうえで公募申請に取り組んだ。

「学生を含めた研究倫理の遵守を図る取り組み」に関しては「大学生のための研究倫理教育」に関する学部生用のリーフレットが2023年度に作成され(資料8-29)、卒業研究に該当する演習を履修する学部生に対して、レポート・卒業論文等作成時に注意すべき研究倫理の教育を実施している。

表〇-〇 研究倫理講習会実施内容

年度	開催日	講演者	テーマ
2021(令和3)年度	※新型コロナウイルスの影響により「未実施」		
2022(令和4)年度	9月21日	有江 文栄 (国立精神・神経医療研究センター 生命倫理室 室長)	研究倫理の基本と事例に応じた倫理的配慮と工夫
2023(令和5)年度	9月20日	有江 文栄 (国立精神・神経医療研究センター 生命倫理室 室長)	研究倫理の押さえておくべきポイントと論文投稿にあたって留意すること
2024(令和6)年度	※調整中		

※講演者の職名は当時のもの

研究倫理に関する審査を行う全学組織として、研究倫理審査部会と動物実験部会が設置されている。研究倫理審査部会は、「ヒトを対象とする研究」に関して研究計画が申請されると、ヘルシンキ宣言の趣旨に沿った倫理的配慮のもとで研究が行われるかどうかを審査する。研究倫理審査部会は、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針(2021(令和3)年3月28日文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号)に則って選出された構成員で組織され、被験者の人権擁護のための配慮、被験者(必要のある場合はその家族等を含む)に同意を得る方法、研究によって生ずる被験者への不利益及び危険性に対する配慮、その他研究計画の倫理的妥当性と科学的正当性について厳正な審査を行っている。動物実験部会では、「動物実験」に関して研究計画が申請されると、「研究公正委員会動物実験部会規程」(資料8-30)に沿って厳正な審査を行っている。これら部会での審議結果は学長

に文書で報告され、その後、学長から申請者に研究計画の審議結果が通知される。

以上のとおり、研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程及び学内審査機関が整備され、学生への研究倫理教育を含め、教育に携わる教員及び事務職員の研究倫理意識の醸成や研究活動の不正防止に取り組んでいる。

評価項目④

教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

<研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。>

教育研究等環境の適切性については、定期的実施している自己点検・評価活動において、点検・評価を行っている。点検・評価は研究委員会、図書館、庶務部等が点検・評価を行った後に、外部評価委員会を経て、内部質保証推進委員会に報告される。

スポーツ科学部では、「研究予算案」「研究機器の配置及び保守」「実験室及び研究室」（資料 8-15、8-16）について、研究委員会において当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を各年度 3 回から 4 回の委員会にて審議し、定期的に点検・評価している。また、第 6 次中期計画の目標と計画（2022～2026）において研究委員会が担当する項目として「教育研究組織の特色を活かした研究プロジェクト」「教員の研究力向上システムの構築（サバティカルの積極的な活用）」を推進していくことの検討を継続している（資料 1-15）。これらの実施状況は、全教職員に公開され、共通認識のもと、教員による教育研究活動に関する環境や条件の整備にあたっている。

教育学部としては、2024（令和 6）年に教育学部前の車道と正面扉前のスロープの整備、O 号館 1 階多目的トイレへの介護ベッドの設置などを行い、バリアフリー化に努めている。また、2023（令和 5）年度から幼児教育コースを新しく設置したことに伴い、幼児教育のための実習室の整備を進めている。O305 号室を保育実習室に、P003 教室と P305 号室を保育演習室に改修した。

図書館では、外国雑誌の更新について、2023（令和 5）年度には、紙媒体から電子ジャーナルへの切り替えについて特に積極的に取り組み、2024（令和 6）年の更新から、パッケージ契約以外の電子ジャーナルの種数が増加し、従来のパッケージ契約と併せた電子ジャーナルの利用環境が向上した。

以上のとおり、教育研究等の環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握している。

<点検・評価の結果を活用して、研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。>

自己点検・評価結果は、毎年度作成する内部質保証シート（資料 2-3）や自己点検・評価委員会が作成する自己点検・評価報告書（資料 6-46）を通じて内部質保証推進委員会に報告される。内部質保証シートや自己点検・評価報告書において改善の必要性が指摘された事項は、内部質保証システムに沿って改善計画の立案等を行う。翌年 3 月には、改善計画の立案者が、具体的な取組状況や成果、進捗状況を報告し、内部質保証推進委員会が取組状況の評価を提示することとなっており、改善・向上を図る仕組みを整えている。

「研究予算案」においては、外部資金獲得のための講習会の実施等の改善・向上に取り組み、科学研究費補助金の申請と連結されている B 申請の件数が、2022（令和 4）年度 41 名（63.1%、65 名）、2023（令和 5）年度 41 名（64.1%、64 名）、2024（令和 6）年度 39 名（60%、65 名）であり、応募者数を維持してきている。

「研究時間の確保」の実績として、内地留学（資料 6-41、6-42）を 2023（令和 5）年度 1 名、海外研究出張（資料 6-37、6-38）を 2023（令和 5）年度 11 件、2024（令和 6）年度 19 件（2024 年 9 月 28 日現在）、在外スポーツ出張（資料 6-39、6-40）を 2023（令和 5）年度 9 件、2024（令和 6）年度 4 件（2024 年度 9 月 28 日現在）、それぞれ承認し、費用を補助している。

「若手研究者育成のための仕組みの整備」として「特別備品申請」（大型備品 300 万円以下：資料 8-17）の採択においては、2022（令和 4）年度 3 件、2023（令和 5）年度 5 件、2024（令和 6）年度 3 件の申請があり、2024（令和 6）年度からの採択基準として、新たに科学研究費補助金の申請者であることを前提としたうえで、若手研究者を優先的に採択するように改善し（資料 8-17）、効果的な取り組みになるよう試みている。

また、図書館開架閲覧室には、自習用のパソコン 90 台（オープン端末席）が設置されていたが、2021（令和 3）年度学部入学生よりのノートパソコンの必携化に伴い、2023（令和 5）年度には自習用パソコン（オープン端末）に代わり各自のパソコンの認証（有線）LAN への接続機器が 35 箇所を設置され、学生自身のパソコンによるネットワーク接続の利便性が向上した。

図書館では、学術情報サービスを提供するための体制整備の一環として、大阪体育大学学術リポジトリ運用指針を策定のうえ（大阪体育大学学術リポジトリ運用指針）、2021（令和 3）年 6 月からは JAIRO Cloud を利用して大阪体育大学学術リポジトリの運用を開始し、大阪体育大学紀要、大阪体育大学教育学研究、博士の学位論文（博士論文）を公開したが、2022（令和 4）年 5 月からは修士の学位論文（修士論文）及び特定の課題についての研究成果についても公開し、現在に至っている。機関リポジトリでの修士の学位論文（修士論文）等の公開は、本学の特色ある取り組みであるといえる。

これらは、「教育研究等環境の整備に関する方針」（資料 8-1）に基づき、教育研究等環境を定期的に点検・評価し、結果をもとにした改善・向上に向けた効果的な取り組みを推進しているといえる。

以上のとおり、点検・評価の結果を活用して、教育研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学における長所・特色は、一般大学に求められる教育研究等環境の整備・管理に加えて、体育・スポーツの専門大学に対応した教育研究等環境の整備・管理を行っていることである。全学的な安全確保として、AEDの設置、老朽化したスポーツ設備の交換、改修工事等を行っている。また、S&Cルーム、スポーツ科学センター、診療所等の有機的連携システムを構築し、学生アスリートのサポートに携わっている。

研究活動の促進や必要な措置については、教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備を実施していることに加え、学生も含め研究に取り組む教員、事務職員による研究倫理の遵守及び研究活動の不正防止に取り組んでいる。これは、2022（令和4）年度以降も、一般財団法人公正研究推進協会「APRINEラーニングプログラム（eAPRINE）」を研究倫理教育の受講で100%以上の受講率を維持し、研究倫理講習会を学内で実施することによって研究倫理教育の徹底を図るだけでなく、活性化の取り組みもしていることから明らかである。

しかしながら、研究休暇の取得、育児中の教員の出張に対する支援拡大、バイアウト制度導入に関する検討および改善に取り組んでいく必要がある。

また、図書その他の学術情報資料の提供について、各種データベースや電子ジャーナル、本学学術リポジトリの整備により、電子情報の利用環境としては、学生の学習環境や教員の教育研究環境の向上に向けた取り組みは継続できているといえる。しかしながら、利用環境の維持に際しては、外国雑誌等の価格高騰による電子ジャーナルの契約パッケージ等への対応が課題となっている。2023（令和5）年度に取り組んだ、外国雑誌の紙媒体から電子ジャーナルへの切り替えによる2024（令和6）年からの更新は、電子ジャーナルの種数が増加することで電子ジャーナルの利用環境向上に資するとともに、紙媒体と電子ジャーナルとの価格差により外国雑誌等の価格高騰への対応の一環にもなった。しかしながら、2024（令和6）年度の取り組みにおいては、当該年度の図書館の予算に照らした外国雑誌等の価格高騰への対応として、一部外国雑誌等の購読中止を検討し、67種の外国雑誌（紙媒体・電子ジャーナル）と、電子ジャーナルパッケージはWiley Online Libraryを、データベースはMagazinePlusを、次回更新より中止することを決定した。そのため、前述の2024（令和6）年5月1日現在の学術情報へのアクセスに関する整備状況については、利用可能種数を含め若干の構成変更等を予定することとなった。

全学的なバリアフリー化については、引き続き、より一層推進していく必要がある。図書館では、図書館内4階と5階閲覧室及び5階書庫の接続は階段のみであるため、依然として車椅子利用者などが利用しにくいという問題点がある。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

「教育研究等環境の整備に関する方針」に基づき、教育研究等環境の整備を適切に実施し、改善・向上に向けた取り組みを行っている。長所としては、体育・スポーツの専門大学という特性に対応した教育研究等環境の整備及び管理を行っていることである。

研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を整備するとともに、研究倫理を遵守した

研究活動を推進するために、全学的な研究倫理講習会の開催と研究者の行動規範プログラムである一般財団法人公正研究推進協会「APRIN」のeラーニングを継続しているなど、一丸となって研究倫理教育と研究不正防止に取り組んでいる。

2022（令和4）年度以前からの点検・評価、そして改善の課題設定および改善の取り組みによって、大学の教育研究の環境整備や学生への教育の根本となる組織体制・運営はできていると評価する。ただし、他大学における研究休暇という制度がないことに加え、育児中の教員が学会参加等の研究出張をする際の支援の拡大やバイアウト制度の導入を検討することが望まれる。

図書館においては、学生の学習及び教員の教育・研究活動に必要な図書や学術情報資料、学外とのネットワーク、閲覧室の座席数や開館時間などの施設環境は適切に整備・運営されている。そして、学生や教員の利用に配慮し、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者を配置し、利用の促進に貢献しているといえる。学術情報資料等の整備を含め図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制整備の、更なる促進に向けては、学術情報サービス等の時勢を見据えた全学的な協力体制を整える必要がある。

学生の基礎学力をサポートするために新設したラーニングコモンズでは、学習のサポートを担当するチューター等が常駐し、学生のニーズに対応した学習支援を丁寧に行っている。さらにスポーツの側面から学生の自主的な学習を促進するため、S&Cルーム、スポーツ科学センター、診療所等の有機的連携システムを構築している。本学の強みを活かしたこれらの取り組みは、学業とスポーツの両面から学生の学習促進を図っているといえる。

第9章 社会連携・社会貢献（基本情報一覧）

社会連携・社会貢献に関する方針

資料名称	URL・印刷物の名称
社会連携及び社会貢献に関する方針	https://www.ouhs.jp/about/disclosure/juaa/
社会貢献センター活動報告書	社会貢献センター活動報告書
備考：	

1. 現状分析

評価項目①

社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施していること。また、教育研究成果を適切に社会に還元していること。

<評価の視点>

- ・社会連携・社会貢献に関する方針のもと、学外機関、地域社会等との連携、大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取り組みを行っているか。
- ・社会連携・社会貢献に関する取り組みにより、地域や社会の課題解決等に貢献し、大学の存在価値を高めることにつながっているか。

<社会連携・社会貢献に関する方針のもと、学外機関、地域社会等との連携、大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取り組みを行っているか。>

本学の社会連携・社会貢献に関する方針は、「大体大ビジョン 2031」の3つ基本戦略（「教育」、「研究」、「社会貢献」）のひとつとして、また、第6次中期計画の目標と計画（2022～2026）における「8つの力」のひとつ「社会貢献力」として、さらに中期経営計画 2023～2027における4つの方針のひとつである「社会のウェルビーイングを高める」に関わる重点計画として定められている。

それらに基づき、本学の社会連携及び社会貢献に関する方針を、以下に示す「地域連携」、「高大連携」、「産官学連携」の3つの側面に定め各事業に取り組み、本学ホームページで公表している。ホームページで公表している内容は、以下の通りである。

1. 地域連携

本学の有する知的・物的・人的資源を活用して社会と連携した活動を行うことにより、地域社会が有する課題の解決に寄与し、よりよい社会づくりに貢献するとともに、連携による成果を本学の教育・研究活動に生かすといった好循環の構築を目指します。

- (1) 公開講座またはセミナー等の実施
- (2) 近隣の住民を対象とした運動・スポーツ教室、スポーツ活動プログラムの提供
- (3) 近隣の住民を対象とした運動・スポーツイベントの提供
- (4) 小学生・中学生を対象とした教育活動支援

2. 高大連携

本学の有する研究開発能力・人材などを活用して高等学校の教育研究に連携・協力することにより、高等学校における教育内容の充実・発展を図るとともに、次世代を担う有為な人材の育成に寄与します。

- (1) 高校への出前授業の実施
- (2) 高校の授業や論文作成のための教員・学生の派遣
- (3) 高校生を対象としたワークショップや研究会の開催
- (4) 高校の運動部活動への指導者派遣

(5) 高校の運動部活動の競技力向上のための合宿の受け入れ、大会の開催

3. 産官学連携

本学と産業界、行政との連携を深めることにより、産業界とは新たな製品やサービスの開発に寄与するとともに、行政とはスポーツ・教育・福祉行政推進のためのエヴィデンスの提供を行う。また連携による相乗効果によって、よりよい社会の構築に向け大学としての役割を果たします。

- (1) 企業と連携した製品・プログラム開発
- (2) 企業と連携した研究の実施・データ収集
- (3) 自治体等が設置する委員会等への人材の派遣
- (4) 自治体等が実施する各種事業への人的支援

また、「地域連携」「高大連携」「産官学連携」の主な取り組みを推進するため、附置施設である社会貢献センターが中心となって、自治体や学校、企業等の学外組織との連携事業を行っている。自治体との取り組みとしては、地元である熊取町や隣接する泉大津市と連携して、公開講座またはセミナー等の実施をはじめとして、近隣の住民を対象とした運動・スポーツ教室、スポーツ活動プログラムの提供、小学生・中学生を対象とした教育活動支援を行っている。学校との取り組みとしては、高校への出前授業の実施や高校の運動部活動への指導者派遣を行っている。企業との取り組みとしては、企業と連携した製品・プログラム開発や企業と連携した研究の実施・データ収集、自治体等が実施する各種事業への人的支援を行っている。加えて、本学は地域や学校でスポーツ指導を希望する社会人を対象とした履修証明プログラム「運動部活動指導認定プログラム」を実施している。これは国が実施する学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に対する課題のひとつとして掲げられている指導者の確保・育成に向けた取り組みであり、2023（令和5）年度より実施している。

なお、グローバル人材の育成を支援するために国際化に関する方針（資料 9-1）を定めている他、スポーツの振興・発展に向けた活動を学内外で実施するために大学スポーツの振興に関する方針（資料 7-2）を定めている。

<社会連携・社会貢献に関する取り組みにより、地域や社会の課題解決等に貢献し、大学の存在価値を高めることにつながっているか。>

具体的な取り組みとしては、以下のとおりである。

1. 地域連携

本学では地域連携領域において定めているのは、以下の5項目であるが、それぞれの項目毎に実施している取り組みは以下のとおりである（資料 9-2）。

- (1) 公開講座またはセミナー等の実施
教育学部出前講座プロジェクトを実施している。
- (2) 近隣の住民を対象とした運動・スポーツ教室、スポーツ活動プログラムの提供
高齢者を対象とした体力若返り講座、子どもを対象としたスポーツ教室であるキッズ

ボーシャーズ及び子ども運動教室を実施している。

(3) 近隣の住民を対象とした運動・スポーツイベントの提供

毎年2月～3月の土曜日に、近隣の子どもたち、高齢者を対象としたスポーツイベント「スポーツキャンプ」を実施している。

(4) 小学生・中学生を対象とした教育活動支援

泉大津市子どもの体力向上推進プロジェクトを実施しており、泉大津市内の小学校において、主に学童保育に通う子どもたちを対象としたスポーツ活動指導を展開している。

一方、本学では、学生を部活動指導員（学校教育法施行規則第78条の2）に育てる「グッドコーチ養成セミナー」を教育課程外で隔週開講している。この修了生や参加学生が、教育委員会（小中一貫校や中等教育学校を含む。）や地域クラブの要請に応じて、大阪府南部を中心に、阪神間における中学校の運動部活動や地域スポーツクラブの指導者として、2024（令和6）年度は延べ51人（2024（令和6）年12月11日現在）が活動した。

今後の予定として、広島市立中学校野球部に対してICT活用事例として遠隔での指導を学生がモデル開発する。

なお、2025（令和7）年度は、大阪府モデルの一つである岸和田市教育委員会のモデル開発に、本学が協働的に取り組む準備を進めている。遠方では、徳島県や高知県の中学校における運動部活動に対して、本学学生による遠隔指導の要請があり現在検討中である。さらに、大分県教育委員会からの指導者育成の依頼に対しても「運動部活動指導認定プログラム」と併せて実施を予定している。

(5) 和歌山県ゴールデンキッズトレーニング合宿

和歌山県ゴールデンキッズは身体能力の高い子どもたちを選抜し、関係団体と連携・協力を図りながら、発達段階に応じたプログラムにより世界で活躍できる競技者の育成をめざす和歌山県独自の制度である。本学の施設を活用して、様々なスポーツ体験・指導を実施する合宿をプログラムのひとつとして提供している。

(6) 熊取町内4大学連携の協定

熊取町内にある大阪観光大学、大阪体育大学、関西医療大学及び京都大学複合原子力科学研究所（以下、4大学という）と熊取町は、これまで個別協定に基づく個々の連携による取組を実施してきたが、4大学が連携してそれぞれの強みを活かしながら地域社会の課題解決に取り組むことを目的として、協定を締結した。今後、大学間の連携・協力関係をさらに強化することを目指している。

2. 高大連携

高大連携においては、以下の5項目を定めており、この領域で実施している事業は以下のとおりである（資料9-2）。

(1) 高校への出前授業の実施

本学入試部の調整によって関西エリアの高校を中心に、出前講座を実施している。

(2) 高校の授業や論文作成のための教員・学生の派遣

本学の指定校に対して、大学院生を派遣して論文作成の指導を行ってきた。

(3) 高校生を対象としたワークショップや研究会の開催

高校生が興味・関心を抱くようなテーマでのワークショップや研究会の開催について

は、今後の課題である。

(4) 高校の運動部活動への指導者派遣

本学では、先述の教育課程外において自主的に展開する「グッドコーチ養成セミナー」を修了した学生や参加する学生が、自治体や学校法人が設置する中等教育の運動部活動指導を支援している。2024（令和6）年度は、大阪府立高等学校・特別支援学校高等部や兵庫県に所在する私立高等学校の指導支援にあたった。

(5) 高校の運動部活動の競技力向上のための合宿の受け入れ、大会の開催

夏期及び冬期の高等学校休業期間中に各クラブが合同練習会を実施しており、全国の高校生が参加している。

3. 産官学連携

産官学連携においては、以下の6項目を定めており、この領域で実施している事業は以下のとおりである（資料9-3）。

(1) 企業と連携した製品・プログラム開発

ソフトバンク社と2023（令和5）年6月にスポーツ科学とスポーツDXに関して連携協定を結んだ。2024（令和6）年3月より同社の社会貢献プログラムに位置づく「ソフトバンク産学連携プロジェクト」に参画している。

この連携事業において、本学学生を対象に同社が開発したアプリケーション「スマートコーチ」と「AIスマートコーチ」の活用例を講習し、この講習に参加した学生が、2023（令和5）年3月に①泉大津市立東陽中学校モデル。同年11月に②貝塚市立第五中学校（二色学園）モデル。2023（令和5）年12月に③大阪府立すながわ高等支援学校バスケットボール競技モデル。2024（令和6）年3月に④大阪市立瓜破西中学校モデルを、同社スタッフと本学学生や教職員が協働的取り組みによって開発した。同年12月に⑤大阪府立すながわ高等支援学校バレーボール競技モデルを開発した。これらは現在、WEB上で閲覧できる。この成果発表の機会として、本学の60周年事業とも併せ、スポーツDXや部活動改革の観点から社会課題の解消に向けた取り組みを有効的に実践していきたい。

上述の④モデルに関しては、2024（令和6）年6月、EDIX東京（東京ビッグサイト）で同社の連携事業の位置付け、「驚くべきAIスマートコーチ！学生コーチの指導が転換」と題して成果発表を行った。今後は、スマートコーチやドローン等を活用したモデルとして、広島市立中学校や大阪市立中学校の遠隔指導モデルの開発を予定している。また、同社より「ペッパーくん」1台の貸与を受け、活用事例の開発に奮闘している。

2024（令和6）年度は、AIを活用した資料作成のスキル講座としてソフトバンク大阪支店の社員が講師を務め、学生対象に講座を開いた。2025（令和7）年度から教育課程内に年間2コマ、「デジタルスポーツ論」を開設して、ソフトバンク東京本社より講師を招いて開講する。

一方、本学カリキュラムにおける教職課程の必修科目、体育学部3年次開講の「生徒・進路指導論」と、教育学部2年次開講の「特別活動・総合的な学習の時間の指導法」において、学校進路指導の観点より、現行学習指導要領が示す内容項目「一人一人のキャリア形成と自己実現」の実現を目指し、人間としての生き方・在り方教育としてのキャリア教育をテーマに、大阪商工会議所が所管する大阪企業家ミュージアム（大阪市中央区本町一

丁目)と連携して、企業家精神7つのキーワードや人生100年時代の社会人基礎力などと非認知能力と絡めて、生活実践的な探求学修に位置付けたフィールドワークを展開している。この授業において、学校におけるキャリア学習の単元計画・授業プランを学生がグループで開発する取り組みを行っている。この取り組みを礎に2025(令和7)年度からは、企画発表会を催し、その成果として優秀な授業プランを館内にポスター掲示、ホームページ等に掲載するなど、大学生が創造する児童生徒用学習材の開発を協働的に推進にかかわって現在協議中である。

(2) 企業と連携した研究の実施・データ収集

公益財団法人ライフスポーツ財団からの受託研究を実施しており、財団が実施する助成事業の成果を測定するための調査を実施している。また、教員個人レベルでは、企業と共同研究した成果が国際学術雑誌に掲載されるなど活発に研究活動に取り組んでいる。

自治体として大阪府が実施する部活動「指導者バンク」の再設置、「部活動指導員」研修講座の研修プログラムの6コマを本学教員が担当して動画学修材の作成を協力した。今後は、年間数回の対面研修会の企画や、指導者の質担保に向けて第三者委員会の設置を提案するなどを検討している。

(3) 自治体等が設置する委員会等への人材の派遣

和歌山県都市公園等指定管理者選定委員会の委員として社会貢献センター長を派遣した。また熊取町で開催されるくまとりロードレース実行委員会の実行委員として教員を派遣した。当日スタッフとして学生を十数名派遣した。

大阪府教育庁が事務局の「大阪府における部活動の地域移行に関する検討会議」委員(座長)として協力する。兵庫県西宮市の学校部活動改革の研究会において、市内中学校の校長(教頭)・運動部代表教諭・文化部代表教諭に講話および指導助言を行う。兵庫県芦屋市の学校部活動改革の協力者に本学教職員が加わり、本学学生と共に先進的なモデル開発を実施している。和歌山県岩出市の要請により、2024(令和6)年12月設置の「岩出市学校部活動の地域連携・地域移行推進会議」に対して定期的に指導助言を行いながら、同市のプラン策定や事例検討などに貢献する予定である。

(4) 自治体等が実施する各種事業への人的支援

泉大津市教育委員会との連携協定に基づき、泉大津市の市民体育祭への教員・学生の派遣を行った。また、大阪市西成区で開催される体育レクリエーション大会へ教員・学生を審判員として派遣した。さらに、熊取町で開催されるくまとりロードレースの当日スタッフとして学生を十数名派遣した。

大阪市・堺市・八尾市・貝塚市・泉大津市・岸和田市・神戸市・芦屋市などが実施する部活動指導員制度、大学生ボランティア等を活用した事業に学生を紹介するなど協力した。(「1. 地域連携(4)」を参照)

大阪府立すながわ高等支援学校の保健体育科の体育実技(バレーボール競技)の公開授業などの授業実践に本学学生6人と教職員3人が協力した。

(5) 運動部活動指導認定プログラム

運動部活動指導認定プログラムは、大阪体育大学が2016(平成28)年度スポーツ庁受託事業(スポーツリアサポート)で開発したプログラム「運動部指導実践論」、2019(令和元)年・2020(令和2)年度スポーツ庁受託事業(運動部活動改革プラン)で開発した

プログラム「グッドコーチ養成セミナー」を基に構成しており、所定の課程を修了すると本学が発行する「修了証」、学校教育法が定める特別の課程である履修証明プログラムを修了したことを証明する「履修証明書」を交付する。本プログラムは文部科学省「職業実践力育成プログラム」テーマ：地方創生（地域活性化）の認定、厚生労働省「教育訓練給付制度（一般教育訓練）」の指定、日本スポーツ協会（J S P O）公認スポーツコーチングリーダー（旧名称：コーチングアシスタント）資格が取得できる対象講座である。

（6）フレンドリーマッチ

スポーツ局・学生が中心となり企画・運営し大学で実施する、学生及び地域住民が試合観戦できるイベント。スポーツマネジメント専攻学生を中心に準備を進め、対戦校同士のみならずクラブの協働による一体感の創出、ひいては関西・大学スポーツのモデルケースとなる取り組みを目指しており 2024（令和6）年度は約 600 人が来場した。なお、2023（令和5）年度はスポーツ人口の拡大につなげようと地域の小中学生向けの競技体験会を実施した。

4. 国際交流

国際交流においては、グローバル化に対応した教育支援や日本人学生の海外留学促進、留学生の支援を定めており、この領域で実施している事業は以下のとおりである。

（1）国際交流協定

本学は、国際交流協定を西安体育学院、台湾国立体育大学などと協定を締結していたが、2023（令和5）年3月にはシンガポールの南洋理工学院と交流覚書を締結した。交流覚書では、年度ごとに最大30名の学生の交換留学を行い、インターンシップ、スポーツトレーニング、コミュニティ活動をテーマとしたワークショップなど様々な分野で交流活動を行うとしている（資料9-4）。覚書を締結した同月にNYPの学生30名が本学を訪問し、スポーツ交流、異文化交流、SDGsに関するワークショップを行った（資料9-5）。

（2）海外留学・海外研修

シンガポール研修は国際交流センターの主催で2024（令和6）年度に実施され、スポーツ科学・体育、教育の各学部の1～3年生15名が参加した。プログラムは、本学と昨年に交流協定を結んだNanyang Polytechnic（NYP、南洋理工学院）でのスポーツ・文化交流がメインで、プロサッカーチーム「アルビレックス新潟シンガポール」やOne & Coなどの企業訪問なども組み込まれた（資料：9-6、9-7）。

（3）国際交流・国際研究交流会

韓国木浦大学校（資料9-8）などから教員等が、本学を来訪して施設見学等を行った他、西安体育学院が学術交流協定の更新を目的として本学を訪問した際に両大学の教員による研究発表会を実施した（資料9-9）。また2025（令和7）年2月には、国家科学技術委員会（NSTC）及び台湾国立体育大学をはじめとする5大学の代表団が本学を訪問し、スポーツ分野におけるSDGsやネットゼロエミッションの実現に向けた取り組み等について意見交換を行った。（資料9-10）。また、西安体育学院から本学に4名（教員2名、大学院生2名）が滞在して大学院の講義への参加、留学生向け日本語講座の受講等しながら短期交流を行った（資料9-11）。

今後に向けて、海外の大学・教育機関との学術・学生・スポーツ交流を推進していくた

めに、英語圏の交流先も検討していく（資料 9-12）。

評価項目②

社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・社会連携・社会貢献に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

<社会連携・社会貢献に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。>

社会連携・社会貢献の適切性については、毎年度行う内部質保証シートにより、点検・評価を行うこととなっている。中期経営計画及び附置施設・委員会等用のシートにおいて、現状や成果が上がっている取り組み等を自己点検・評価し、改善課題に関する取り組み計画を立てて、内部質保証推進委員会に報告される。そして、計画の取組状況を年度末までに内部質保証推進委員会に報告し、取組状況の評価を受けた結果をホームページで社会に広く公表する。

また、社会貢献センターは、運営審議会を有しており（資料 9-13）、センターで実施する事業計画や予算計画については、運営審議会で評価・審議を行うこととなっている。当該年度の活動及び事業毎の予算について、ビジョン及び中期経営計画に照らして事業計画や予算額がふさわしいか、そして適切に実施されているかの観点から点検評価を行っている。運営審議会で議論された結果は大学評議会（資料 9-13）に上程され、最終的な承認を得ることとなっている。

以上のとおり、社会連携・社会貢献に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握する仕組みを整えている。

しかし、これまで社会貢献センターや国際交流センターは内部質保証シートへの記載を行っておらず、内部質保証推進委員会から、具体的な取組状況及び進捗状況の報告について、速やかな履行を要請されている状況のため、現状や成果が上がっている取り組み等を自己点検・評価し、改善課題に関する取り組み計画を立てる取り組みを行うことが求められる。

<点検・評価の結果を活用して、社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。>

自己点検・評価の結果を活用する取り組みは、内部質保証シートに基づき、改善課題に対する改善計画を立て、内部質保証推進委員会に報告し、社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価をするとともに、その結果に基づく改善・向上に向けた取り組みを行う仕組みを整えている。

しかし、これまで社会貢献センターや国際交流センターは内部質保証シートへの記載を行っておらず、内部質保証推進委員会から、具体的な取組状況及び進捗状況の報告について、速やかな履行を要請されている状況のため、点検・評価の結果を活用して社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへと繋げた例は現時点においてまだない。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

社会貢献センターを立ち上げ、学内のプラットフォーム、学外とのインターフェースとしての機能を備え、大学として設置した社会連携・社会貢献を推進する部署としてここまで一定の機能を果たしているといえる。また、国際化に関する方針や大学スポーツの振興に関する方針に基づき、国際交流センター及びスポーツ局が社会連携・社会貢献の取り組みを行っている。

事業の多くに本学学生が参画しており、社会の中で学生を育てながら社会に貢献するといった状況の中で事業が展開していることは本学の大きな特色である。

また、高校の運動部活動への指導者派遣や運動部活動指導認定プログラムなどは、運動部活動の指導者不足や資質向上、学校の働き方改革という社会課題を解決するべく、スポーツ系大学の教職課程を併せ持つ本学の特色を活かした社会貢献といえる。

一方で、内部質保証シートに基づいた自己点検・評価の結果を活用する取り組みについては、履行できていない状況である。今後は、点検・評価の結果を活用して社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへと繋げていくことが課題である。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は、社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、「地域連携」「高大連携」「産官学連携」の3つの側面から積極的に学内外の組織との連携を強めながら、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しており、徐々にではあるが教育研究の成果を社会に還元できている。また、国際化に関する方針や大学スポーツの振興に関する方針に基づき、国際交流センター及びスポーツ局が社会連携・社会貢献の取り組みを行っている。

特に、高校の運動部活動への指導者派遣や運動部活動指導認定プログラムなどは、運動部活動の指導者不足や資質向上、学校の働き方改革という社会課題の解決に貢献しており、大学の存在価値を高めることに努めている。

しかし、社会連携・社会貢献の適切性については、内部質保証シートに基づいた自己点検・評価の結果を活用する取り組みを履行できていない状況である。定期的に点検・評価し、その結果を改善・向上に向けた取り組みに生かしていく仕組みを有していることから、成果が上がっている取り組みや課題を適切に把握する必要がある。

今後、社会貢献センター等の人的・財務的状況の改善を図りながら、さらに学内外の組織との連携を強化し、新たな取り組みや成果の還元を拡充していかなければならない。

第10章 大学運営・財務（1）大学運営（基本情報一覧）

大学運営関係資料・規程

	資料・規程名称	URL・印刷物の名称
大学運営に関する方針を明らかにした資料	大学運営に関する方針	https://www.ouhs.jp/about/disclosure/juaa/
学長選出・罷免に関する規程	大阪体育大学学長候補者選出に関する規程	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation
学長選出・罷免に関する規程	学長の任命及び任期に関する規程	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation
役職者の職務権限に関する規程	学校法人浪商学園 職務権限規程	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation
教授会規程	大阪体育大学スポーツ科学部教授会規程	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation
	大阪体育大学体育学部教授会規程	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation
	大阪体育大学教育学部教授会規程	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation
	大阪体育大学大学院スポーツ科学研究科委員会規程	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation
設置法人の理事会（役員会）及び評議員会の名簿（役職、氏名、所属先を示したもの）	役員等名簿	https://www.namishogakuen.jp/finance/report/
学長選考会議または学長選考・監察会議の名簿	学長候補者選挙管理委員会名簿	2024年度 学長候補者選挙管理委員会名簿
職員採用規程	学校法人浪商学園 就業規則	https://sites.google.com/ouhs.ac.jp/ouhszim/top/regulation
監事監査法人又は公認会計士による監査報告書による監査報告書	独立監査法人の監査報告書	https://www.namishogakuen.jp/finance/report/
事業報告書	令和5年度事業報告書	https://www.namishogakuen.jp/finance/report/
備考：		

1. 現状分析

評価項目①

大学運営に関する方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示していること。また、それに基づいた適切な大学運営を行っていること。加えて、大学を設置・管理する法人の運営が適切であること。

<評価の視点>

- ・大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を教職員で共有しているか。
- ・関係法令及び大学運営に関する方針に基づき、明文化された規程に従って大学運営を適切に行っているか。また、その透明性を確保するために、学長等の役職者、教授会等の組織の権限と役割を法令に基づき規程上明確に定めているか。さらに、その選任、意思決定や権限執行等を、適正な手続のもとで行っているか。
- ・法人はその組織及び役職者の権限と責任を明確化し、大学を適切に管理しているか。また、関係法令に基づき定めた規程に従い役職者の選任及び運営を適切に行い、意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェック機能を働かせているか。

<大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を教職員で共有しているか。>

大学運営に関する大学としての方針は、「大学運営に関する方針」（資料 10(1)-1）において定められており、同方針は、大学評議会の議を経て、両学部の教授会及び研究科委員会で報告され、全教職員への周知・共有を図るとともに、ホームページでも公表している。

また、2021（令和3）年12月の理事会・評議員会において、学校法人浪商学園100周年ビジョン（2022（令和4）～2031（令和13）年度10か年度計画）（資料 10(1)-2）が承認された。併せて、本ビジョンをベースに、経営の中期目標と計画 第1期計画：令和4（2022）年度～令和8（2026）年度（以下、「第6次中期計画の目標と計画（2022～2026）」という。）

（資料 10(1)-3）が策定され、2022（令和4）年3月の理事会・評議員会で承認されている。なお、浪商学園100周年ビジョン及び第6次中期目標と計画（2022～2026）に、設置校の一つである本学のビジョン（2022（令和4）～2031（令和13）年度の10か年度計画）及び「第6次中期計画の目標と計画（2022～2026）」が含まれている。さらに大体大ビジョン2031「本物を学び、極める」（資料 1-13）を実現するため、第6次中期計画（2022～2031）の期中に実施される重点計画として中期経営計画（2023～2027）（資料 1-14）を策定し、重要な指標（Key Performance Indicator＝KPI）を設定の上、実施計画の進捗状況を内部質保証システムと連動させながら管理している。

<関係法令及び大学運営に関する方針に基づき、明文化された規程に従って大学運営を適切に行っているか。また、その透明性を確保するために、学長等の役職者、教授会等の組織の権限と役割を法令に基づき規程上明確に定めているか。さらに、その選任、意思決定や権限執行等を、適正な手続のもとで行っているか。>

それらのビジョン及び「中期目標と計画」の実現のため、「大学運営に関する方針」において、1. 運営体制、2. 法人との連携、3. 事務組織、4. 事業計画・報告、5. 財務の各項目の目的や方針が示されている。

組織については「大阪体育大学学則」（資料 1-4）第 1 章第 1 条第 2 項において、「校務をつかさどるとは、大学の包括的な最終責任者として、校務に関する最終的な権限と責任を有することをいう。」と定めており、同章第 4 条第 1 項において、学長・副学長・学部長・研究科長・学科長など所要の職を置くことが規定され、同条第 2 項において「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。」旨を明示するとともに大学の教学関係の役職者等の職務について定めている。

学長の選任方法は、「大阪体育大学学長候補者選出に関する規程」（資料 10(1)-4）および「学長の任命及び任期に関する規程」（資料 10(1)-5）において、学長候補者の選挙方法や任命方法などのさまざまな項目について定められている。

副学長の選任方法は、「副学長の任命及び任期に関する規程」（資料 10(1)-6）によって定められている。具体的な手続き等は、学長又は学長候補者の最終候補者が副学長候補者を指名し、大学評議会の議を経て、学長の推薦により理事会が任命することとされている。

学部長、学科長及び研究科長の選任は、「学部長及び学科長の選考に関する規程」（資料 10(1)-7）及び「学部長及び学科長の任命及び任期に関する規程」（資料 10(1)-8）、「大阪体育大学大学院スポーツ科学研究科長選考及び任期規程」（資料 10(1)-9）において、選挙の方法、選挙資格、選挙管理委員会の設置などのさまざまな項目について定められている。

その他の教学部長、図書館長及びスポーツ局長、附置施設等の長においても、それぞれ任命及び任期に関する規程が設けられている（資料 10(1)-10、10(1)-11、10(1)-12、10(1)-13）。

<法人はその組織及び役職者の権限と責任を明確化し、大学を適切に管理しているか。また、関係法令に基づき定めた規程に従い役職者の選任及び運営を適切に行い、意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェック機能を働かせているか。>

組織に関しては、学則第 1 条の目的を達成するために、戦略性をもった大学運営を推進する機関として大阪体育大学執行役会（資料 3-17）が置かれ、学長、副学長、研究科長、学部長、大学事務局長及びその他学長が必要と認める者で構成され、以下を審議事項としている。

- (1) 大学評議会において審議された事項のうち特に重要な事項
- (2) 大学の運営における重要事項
- (3) 大学の経営改革に関する事項
- (4) その他学長が運営上必要と認める事項

また、学則第 7 条において、「本学に大学の運営及び教学に関する重要事項を審議するため、大学評議会（資料 3-18）を置くことができる。」と規定され、第 2 項で「大学評議会は、学長、副学長、学部長、研究科長、学科長、教学部長、図書館長、スポーツ局長、附置施設の長、大学事務局長及び大学事務局各部長、その他学長が必要と認める教職員をもって組織する。」と明示して、以下を審議すると定められている。

- (1) 学長候補者の選出に関する事項

- (2) 教育研究に関する全体計画に関する事項
- (3) 教育研究に関する大学運営及び教学に関する重要事項
- (4) 教育研究に関する大学予算に関する事項
- (5) 大学教員の人事に関する事項
- (6) 図書館長、附置施設の長及び教学部長候補者の推薦に関する事項
- (7) 学則及びその他重要な規程等の制定並びに改廃に関する事項
- (8) その他学長が必要と認めた事項

加えて、学部においてはスポーツ科学部教授会（資料 10(1)-14）及び教育学部教授会（資料 10(1)-15）、大学院については大学院スポーツ科学研究科委員会（資料 10(1)-16）が、次に掲げる事項について、学長が決定するに当たり意見を述べる組織として設置されている。

- (1) 学生の入学、卒業（修了）及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会（研究科委員会）の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

学部については「大阪体育大学学則」及び「大阪体育大学スポーツ科学部教授会規程」（資料 10(1)-14）・「大阪体育大学教育学部教授会規程」（資料 10(1)-15）で、大学院については「大阪体育大学大学院学則」（資料 1-5）及び「大阪体育大学大学院スポーツ科学研究科委員会規程」（資料 10(1)-16）で権限や役割などが定められている。

また、「学校法人浪商学園 事務組織規程」（資料 8-18）において、大学をはじめとする組織及び分掌を定め、「学校法人浪商学園 職務権限規程」（資料 10(1)-17）において各職位の権限を明確にするとともに職制に関する基本を定めて、大学における役職者の選任及び運営を適切に行う体制を構築している。

意思決定・業務執行については、理事会において、大学の管理運営等または業務執行に関する重要事項の審議を行い、意思決定を行っている。なお、理事会は「学校法人浪商学園 寄附行為」（資料 1-1）の定めにより、2024（令和6）年5月現在、13人の理事と2人の監事によって構成されており、このうち、教学組織側からは、学長を理事として選任しており、教学組織と法人組織相互に情報の共有化及び意思疎通を行うことで、緊密な連携が図られている。なお、2025（令和7）年施行の私立学校法の改正に対応するため、寄附行為の全面的な改正を行い、文部科学省への認可申請を行った。また、法人組織内のチェック機能については、「学校法人浪商学園 事務組織規程」（資料 8-18）の定めにより監査室及び「学校法人浪商学園監事監査規程」（資料 10(1)-18）の定めにより監事による監査が実施されており、正常に機能が働いている。

以上のとおり、大学運営に関する方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を規程において明示し、適切な大学運営を行っている。加えて、大学を設置・管理する法人が適切に運営されている。

評価項目②

予算編成及び予算執行を適切に行っていること。

<評価の視点>

- ・ 予算を適正な手続で編成し、予算執行においては透明性を確保しているか。

<予算を適正な手続で編成し、予算執行においては透明性を確保しているか。>

大阪体育大学全学予算委員会規程において、委員会構成員を、学長、副学長、研究科長、学部長、教学部長及び大学事務局長で構成することを定めており、大学全体の以下を審議事項としている。

- (1) 予算案に関する事項
- (2) 予算運用に関する事項
- (3) その他予算に関する事項

また、各学部等にもそれぞれ予算委員会が設けられ、学部等別に審議・決定されている。

予算編成の手順としては、まず、学校法人浪商学園の理事会・評議員会において、予算編成方針が審議され、大科目別の方針が示される。並行して大学内では、学部等・コース・個人（教員）・事務局等別に小項目及び詳細についての予算申請がなされ、大学の予算管理担当部署である庶務部にて集約するとともに、大科目別の予算申請総額を集計している。全学予算委員会では、大体大ビジョン 2031 や第6次中期計画（2022～2031）などと予算申請内容を照らし合わせ、必要に応じてヒアリングを実施した上で、法人予算会議へ提案する予算案を作成している。

法人予算会議及び理事会・評議員会にて審議、承認された大学の全体予算を、学部等・コース・個人（教員）・事務局等別と大項目・小項目別に再配分し、それぞれの管理責任者（研究科長・学部長・学科長・各委員会委員長・事務局長・各事務組織長など）が内訳を決定する。

各部局及び各部署は、「学校法人浪商学園 調達規程」（資料 10(1)-19）及び予算執行ルールを定めた『経費と旅費申請・使用ハンドブック』（資料 10(1)-20）に従い、予算執行処理を適切に行っている。また、各部局は予算執行責任者の決裁を必要とし、各部署は金額に応じた決裁権限者を定め、予算執行に至る仕組みとなっている。決定された小項目（科目名）・配分先（予算管理者）・詳細（適用）・予算額等別に経理管理システムに入力し、予算執行及び管理ができる状態としている。執行状況等の確認は、各構成員がシステム上で自身の管理する予算について個別に確認できるように設定されており、適切な執行や運用を促している。執行内容に関しては、毎年度、監査法人による定期監査及び決算監査を受け、適正に処理がなされているかを確認している（資料 10(1)-21）。

また、庶務部では、定期的にシステムでの執行状況の確認を行うとともに、モニターリスト（執行内容一覧）を作成して適切性について検証を行っている。

以上のとおり、予算編成及び予算執行を適切に行っている。

評価項目③

法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織を設け、人員を配置していること。また、その組織が適切に機能していること。

<評価の視点>

- ・大学運営に必要な組織を整備し、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等の業務内容に応じた人員を配置しているか。
- ・大学運営が円滑かつ効果的に行われるように、教員と職員の協働・連携を図っているか。
- ・必要に応じ、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置を行っているか。
- ・職員の採用、昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく処遇改善を、適正に行っているか。
- ・大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、教員及び職員に対して、スタッフ・ディベロップメント（SD）活動を組織的に実施しているか。

<大学運営に必要な組織を整備し、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等の業務内容に応じた人員を配置しているか。>

学校法人浪商学園 事務組織規程（資料 8-18）において、学校法人浪商学園法人本部及び学校法人浪商学園寄附行為（資料 1-1）第 4 条に掲げる設置学校等の事務組織並びに分掌について定められている。学校法人浪商学園 事務組織規程第 3 条で独立した部署である監査室、学校法人の管理運営を行う法人本部の事務局として第 4 条で「法人本部に事務局を置く。」、同条第 2 項で「事務局に総務部及び財務部を置く。」ことが定められている。また、第 5 条で「総務部に企画室担当、総務担当及び人事給与担当を置く。」、第 9 条で「財務部に財務担当、施設担当及び情報通信担当を置く。」ことが定められている。大学の事務組織については、第 14 条で「大阪体育大学に事務局を置く。」、同条第 2 項で「事務局に庶務部、教学部、入試部、キャリア支援部、大学院事務室及び広報室を置く。」と定められている。また、第 15 条で「庶務部に学長室担当、庶務担当及び研究支援担当を置く。」、第 19 条で「教学部に教務担当及び学生支援担当を置く。」、第 23 条で「キャリア支援部にキャリア支援センター及び教職支援センターを置く。」と定められている。併せて、第 28 条で「大学に図書館及びスポーツ局を置く。」、同条第 2 項で「大学に附置施設として社会貢献センター、情報処理センター、スポーツ科学センター及び国際交流センターを置く。」と定められている。業務内容については、大学事務局は第 15～27 条で、附置施設については第 29～34 条で、事務をつかさどる内容が詳細に示されている。

法人、大学ともに各部門の業務を統括する事務局長等が置かれ、その下に各部署を統括する部長等が置かれ、所管担当課を統括する課長等が配置されている。なお、事務組織における各部課等の分掌や管理監督者の職務内容については、「学校法人浪商学園 職務権限規程」（資料 10(1)-17）や「学校法人浪商学園 事務組織規程」（資料 8-18）により、各職務の範囲や職位における責任等を詳細に示している。

<大学運営が円滑かつ効果的に行われるように、教員と職員の協働・連携を図っているか。>

教員と職員の協働・連携については、大学評議会において大学事務局各部長を構成員としている。加えて、中期経営計画 2023－2027（資料 1-14）では「教職協働による組織運営を目指す」ことを重点計画に掲げ、職員の各種委員会への配置比率を向上させることを計画した。2024（令和 6）年度に実施した委員会組織の見直しの中で、構成員に事務職員を増やすなどした。また例えば、「タスク検討WG」には職員が参画し、ワークショップにおいては多くの教職員が参加し意見を交わすなど、協働・連携が加速化していることが伺える。

<必要に応じ、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置を行っているか。>

専門化への対応としては、ジョブローテーションにより見出された専門部署の適切性を考慮した配置と、外部人材採用によるスペシャリストの配置を行っている。

<職員の採用、昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく処遇改善を、適正に行っているか。>

事務職員は、年功序列の強かった制度から中堅・若手の育成と登用によるモチベーションの維持向上が図れるような制度が導入されており、「目標管理シート」にて目標設定・中間面談・目標達成評価、「人事評価シート」にて成績評価・能力評価・意欲態度評価を、自己評価及び上司による 1 次・2 次評価を実施し、最終的に事務職員人事委員会で最終評価（5 段階）を決定している。併せて、契約職員の専任職員への登用、昇格についても登用（昇格）要件を定めた上で、事務職員人事委員会で決定している。

<大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、教員及び職員に対して、スタッフ・ディベロップメント（SD）活動を組織的に実施しているか。>

また、教員・職員の資質向上のため、定期的に外部講師による FD・SD 研修を実施しており、研修参加者には修了証を配布し、継続的な受講を促すモチベーション維持に寄与している。併せて、総務部が e-ラーニングシステムでの研修受講方法を取り入れているほか、当日参加できなかった教職員に対して外部講師による FD・SD 研修を録画し、後日視聴可能なようにオンデマンド配信している。

以上のとおり、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織を設けるとともに必要な人員を配置しており、組織は概ね機能している。

しかしながら、人員の配置については、なかなか最適化は難しい。また、教職協働についてもその趣旨は概ね理解されてきているものの、実効性についてはまだ改善の余地はあると考えている。

評価項目④

大学運営に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・監事による監査、公認会計士又は監査法人による財務監査等を適切なプロセスと内容で行い、大学運営の適切性を担保するとともに、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
- ・大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。

<監事による監査、公認会計士又は監査法人による財務監査等を適切なプロセスと内容で行い、大学運営の適切性を担保するとともに、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。>

監事監査は、学校法人浪商学園監事監査規程（資料 10(1)-18）及び監査計画（資料 10(1)-22）に基づいて、業務監査、会計監査等を実施している。監事は、毎会計年度、業務監査及び会計監査の結果を踏まえ、正確かつ明瞭な監査報告書（資料 10(1)-23）を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会で監査の実施状況とその結果を報告している。また、会計監査等を実施するに当たり、監査法人から報告を求め、必要に応じて監査法人に対し専門的事項の調査を委任することとしている。なお、その期の重点監査項目に関する監査及び特別に実施した調査等の経過及び結果に応じて、必要な助言等を行うこととしている。

外部監査人による会計監査は、毎年度、計画的に行われている。10 月に理事、監事、法人事務局を対象とした監査計画等の説明会が実施された後、期中監査が 12 月から 3 月にかけて毎月行われる。期末監査は、4 月の現預金等の実査から始まり、5 月まで行われ監査法人の監査報告書が発出される。5 月末に開催する理事会での決算の審議及び承認を経た後、同様に 5 月末に開催される評議員会において決算の報告を行う。

内部監査は、監査室が担当している。「学校法人浪商学園内部監査規程」（資料 10(1)-21）及び「学校法人浪商学園内部監査実施要領」（資料 10(1)-24）に基づき、毎年度監査計画を策定し、理事長の承認を得ている。内部監査実施要領 第 7 条に基づき、監査の手順は（1）被監査部署の責任者からの概況説明（2）被監査部署の担当者からの個別聴取（3）帳簿その他証拠書類の原本確認（4）書類と現物の照合確認（5）現地の実地調査となっている。監査終了後、監査結果について監査報告書を作成し、理事長に報告するものとしており、被監査部署に対して指摘、勧告、助言、改善提案等があるときは、監査報告書に付記し、改善・向上を促している。

<大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握して

いるか。>

<点検・評価の結果を活用して、大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。>

大学運営の適切性については、全学自己点検・評価委員会による3年、2年、2年の周期で実施する自己点検・評価活動及び内部質保証推進委員会が毎年度実施している内部質保証シートによるPDCAサイクルから、成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握している。本学の点検・評価は、2001（平成13）年に「自己点検・評価委員会」が設置され、翌年の2002（平成14）年に外部第三者機構である大学基準協会に加盟・登録の申請がきっかけとなり、2008（平成20）年、2015（平成27）年、2022（令和4）年の3度にわたり認証評価を受け、認定を得ることができている。

直近の自己点検・評価は「大阪体育大学の現状と課題 自己点検・評価報告書 2022」として公表しているが、2024（令和6）年度に「自己点検・評価報告書 2025」の完成を予定している。

さらに、自己点検活動と連動させて4年毎に「大阪体育大学の中期の目標と計画」を作成するとともに、毎年点検・評価を実施している。

なお、毎年度実施する内部質保証シートによる点検・評価結果は、内部質保証推進委員会で確認し、改善の必要性がある場合は当該組織等に対して助言・指示を行うとともにホームページで教職員及び社会に対して広く公表している。

以上のとおり、大学運営に関わる状況を定期的に点検・評価しており、改善・向上に向けた取り組みを実施していることから、概ね良好な状態にあると評価できる。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

これまで述べてきた通り、大学運営は規程等に基づき、適切に行われている。意思決定・業務執行についても法人と大学が緊密な連携を図っている。また、大学運営に関わる状況の点検・評価についても、定期的・組織的に実施されている。

長所としては、大体大ビジョン 2031（2022～2031）「本物を学び、極める」の実現に向けて、第6次中期計画（2022～2031）の中で、最も重要な項目だけに絞り込んだ中期経営計画 2023-2027 を策定した点が挙げられる。本計画は、重要な指標（KPI）を設定しており、達成度合いを可視化できるようになっている。内部質保証のPDCAサイクルと連動しており、毎年度の進捗状況を確認しながら、達成したことは何か、未着手は何かを明らかにしながら、ビジョンの実現に邁進している。

また、戦略性を持ちスピード感がある大学運営を実現するため、これまでの役員会を執行役会へ改組した。執行役会が置かれたことにより、重要事項等を迅速に対応できるようになった。また、執行役会で議論することで、大学評議会での審議事項等の整理を行うことができるようになり、的確な判断ができています。

問題点としては、教職協働を推進するために委員会組織の見直しだけでなく、様々な場面で教員と職員の協働を行う必要性があり、職員が専門性を身に付けていくことも重要と考えられる点が挙げられる。専門化への対応や人員の配置にも繋がる部分でもあり、従来の組織文化を変えていくことが求められるため、実効性については改善の余地があると認識している。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

大学運営について求められている方針・組織・予算については、規程等に基づき概ね適切に実施されている。また、点検・評価についても、いい意味でのルーティン化が図られ、組織全体に根付きつつあると考えている。意思決定・業務執行について、理事会で大学の管理運営等に関する重要事項を審議して意思決定を行うにあたり、教学組織側からは学長が理事として選出され、法人と大学の相互の共有化、意思疎通を図っているが、学長以外に大学からの理事選出者を増やすことで、さらなる緊密な連携を図れるのではないかとと思われる。

中期経営計画については、毎年度始めに総括を行う中で、庶務部学長室担当が未着手のものを洗い出し、見直し等が必要かを議論することで、中期経営計画自体の改善もできると思われる。

一方で教職協働のような新しい課題についてはまだ、完全には実行できていないのではないかと考えている。教職協働のためには職員の専門性が鍵となり、全学FD委員会を運営している庶務部学長室担当がFD・SD研修の充実を図り、学習機会の提供を行うことが一つの要素になると思われることから、組織文化の改革として研修のあり方を改善していくことが必要である。

以上のとおり、教職協働の実効性については改善の余地があるが、大学運営及び点検・評価等は概ね適切に実施しており、評価はAとする。

第 10 章 大学運営・財務（2）財務（基本情報一覧）

財務関係資料

	URL・印刷物の名称
<私立大学>	
財務計算書類（6カ年分）	https://www.namishogakuen.jp/finance/closing/
財産目録	https://www.namishogakuen.jp/finance/report/
事業報告書	https://www.namishogakuen.jp/finance/report/
監事による監査報告書（6カ年分）	https://www.namishogakuen.jp/finance/closing/
監査法人又は公認会計士による監査報告書（6カ年分）	https://www.namishogakuen.jp/finance/closing/
備考：	

1. 現状分析

評価項目①

教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していること。

<評価の視点>

- ・具体的かつ実現可能な中・長期の財政計画を策定し、大学運営にあたっているか。
- ・財務関係比率に関する指標又は目標を設定し、健全な運営を確保しようとしているか。

<具体的かつ実現可能な中・長期の財政計画を策定し、大学運営にあたっているか。>

学校法人浪商学園は、中期目標と計画（資料 10(1)-3）を策定し、毎年見直しを行い、年度末の3月に理事会・評議員会へ提案している。

本学園は、大阪体育大学および大学院のほか、熊取校地に大阪体育大学浪商中学校・高等学校、大阪の北摂地域に大阪青凌中学校・高等学校、大阪体育大学浪商幼稚園を設置している。

「中期目標と計画」においては、各設置校別に中期の資金収支計画（資料 10(1)-3）を策定し、これらを合算したものを学園全体の5か年の資金収支計画書として記載している。

また、資金収支計画の前提となる各設置校の主要施設整備・保全計画（情報インフラ整備を含む）（資料 10(1)-3）、学生・生徒・園児確保計画（資料 10(1)-3）、教職員数計画（資料 10(1)-3）も併せて記載している。

将来計画の策定については、高みを見据え相応の労力を要するものとするように努めているが、「中期目標と計画」においては5か年計画より前の実績も併せて表示し、実態とかけ離れた計画になっていないか、理事会・評議員会において確認できるようにしている。

<財務関係比率に関する指標又は目標を設定し、健全な運営を確保しようとしているか。>

財務関係比率については、①運用資産—外部負債がプラスであるか、②事業活動収支計算書の「経常収支差額」がプラスであるか、この2点を特に重要視している。

①運用資産—外部負債については、大阪青凌中学校・高等学校の移転に伴い借入を行ったことから外部負債が増加し、長らくマイナスとなっていたが、2023（令和5）年度末からプラスに転じた。2025（令和7）年度以降は借入金の一部完済により返済負担が軽くなり、財務リスクはさらに減少すると考えられる。

②事業活動収支計算書の「経常収支差額」については、2022（令和4）年度から2024（令和6）年度までの3期連続でマイナスとなっている。主な原因は少子化による入学志願者の減少と考えられるが、大学では既存学部の改組や新コースの設置など、改革を進めている。また、指定校推薦の基準を見直すとともに、学長を筆頭に高等学校へのトップセールスを行うなど、その減少に歯止めをかけ、黒字化を目指している。

以上のことから、中・長期の財政計画を適切に策定し、ローリングしていると判断している。

評価項目②

教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立していること。

<評価の視点>

- ・教育研究水準を維持し、向上させていくための安定的な財政基盤を確保しているか。
- ・授業料収入への過度の依存を避けるため、学外から資金を受け入れ、収入の多様化を図っているか。また、それによってどの程度の財源が確保されているかが明らかであるか。

<教育研究水準を維持し、向上させていくための安定的な財政基盤を確保しているか。>

教育研究活動を安定的に遂行するためには、体育系大学として特徴的な、多額の資金を要する施設設備の維持管理・更新が必要であり、「中期目標と計画」に基づき、主要施設整備・保全計画を立案し、計画通りに進めている。

学園の教育活動資金収支差額は、2020（令和2）年度から2024（令和6）年度にかけて減少傾向にあるものの、7億円を超える水準を維持しており、基本的には当期中に獲得した資金で計画された施設整備を賄っている（資料10(2)-1）。特に、大阪体育大学が資金収支の中核を担っており、過去5年間にわたって7億円前後の繰越資金を維持している。大阪青凌中学校・高等学校は校舎移転に伴う借入金の返済支出を計上しているため、繰越資金はマイナスであるが、教育活動資金収支差額はプラスを維持している。大阪体育大学浪商中学校・高等学校も繰越資金のマイナスが続いているが、グラウンドの人工芝化などの投資により生徒数の確保に努めた結果、近年では回復傾向にあり、教育活動資金収支差額はプラスに転じている。一方、大阪体育大学浪商幼稚園は2021（令和3）年度から2024（令和6）年度にかけて、周辺エリアの少子化に伴い、4クラスから3クラスに減少させたため、収入の減少が続き、資金収支はマイナスの状態が続いている。

<授業料収入への過度の依存を避けるため、学外から資金を受け入れ、収入の多様化を図っているか。また、それによってどの程度の財源が確保されているかが明らかであるか。>

外部資金の獲得に関しては、科研費の状況はデータ（資料10(2)-2）に示されているとおり、2021（令和3）年度以降、減少傾向が続いていた。しかし、本学の研究委員会と庶務部研究支援担当が中心となり、外部企業による申請書作成支援を強化した結果、2024（令和6）年度には大幅に回復した。また、受託研究等の獲得状況については、スポーツ庁などからの受託はあるものの、データ（資料10(2)-3）に示されているように減少傾向が見られる。そのため、大学内に設置された研究推進委員会が中心となり、外部資金の獲得に向けた施策を検討・実施している。寄付金収入については、主に学園の事業会社である株式会社浪商総合サービスから毎年寄付を受けている（資料10(1)-4）。さらに、2025（令和7年）年度には大阪体育大学の開学60周年を迎えるため、記念サイトの制作などを通じて広く周知し、ステークホルダーからの寄付を募っている。

以上のことから、厳しい経営環境下ではあるが、法人としても大学単体でも安定的に資金は獲得できており、事業継続の前提には大きなリスクはないと考えている。また、学外からの資金の獲得においては、大学の組織内に主管部門が設置され、獲得状況を把握するとともにその責任の所在を明確にしている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

スポーツ科学部は、前身である体育学部時代を含め、1965（昭和40）年の開学以来、定員割れがなく、教育学部も2015（平成27）年の設置以来、定員数を超える安定した入学人数を確保している。特に、2024（令和6）年度入試では志願者数が前年度を大きく上回り、2025（令和7）年度入試の志願状況も前年度比130%となるなど、入試改革の効果が現れていると判断している。少子化が進む中、今後も魅力ある大学であり続けるため、たゆまぬ努力で改革・改善を進め、計画通りの入学人数を確保し、収入の安定を図りたいと考えている。

大阪体育大学の経営状況が安定しているため、学校法人浪商学園全体としても安定して資金を獲得できているものの、設置校単体で見れば、経営改善の効果は見られるが依然資金の流出が続いており、大学以外の部門での一層の経営改善が今後の課題である。また、大阪体育大学を取り巻く環境も、少子化の進行やスポーツ・教育系競合校との競争激化などにより依然厳しく、予断を許さない状況が続いている。

以上のことから、財務基盤のさらなる強化と多様な収入源の確保が重要であると認識している。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

大阪体育大学は、前述のとおり少子化の進行やスポーツ・教育系の競合校との競争激化により、一定の入学人数は確保できているものの、入学志願者については減少傾向にあった。しかし、2024（令和6）年度の入学人数募集から指定校推薦の基準を見直すなど、入試改革を行った結果、その減少に歯止めをかけることができた。今後は、さらなる新入生の確保に向け、新たな学部改革を模索し検討している。

大阪青凌中学校・高等学校は、教育活動資金収支差額がプラスを維持しており、校舎移転による借入金の返済負担がなくなれば獲得資金も安定してプラスになると予想される。大阪体育大学浪商中学校・高等学校は依然として繰越資金がマイナスであるが、経営改善を進めるとともに生徒数増につながる投資を行い、近年は回復傾向にある。今後も一層の経営効率化を進め、繰越資金の安定的な獲得を目指す。大阪体育大学浪商幼稚園は募集園児の減少に伴い、収入の減少が先行し資金収支はマイナスの状態が続いていた。これに対し、評価の高いイマージョンクラスの英語教育ノウハウを外部に売却するなど増収策を実施し、さらに園児の減少により実現するコスト削減策（送迎バスルートの見直しなど）を実施した結果、現在は回復基調にある。

これらの施策により、獲得資金の安定的な増加とさらなる投資余力を確保するとともに、経常収支差額については、大阪体育大学および大阪青凌中学校・高等学校の増収、その他設置校の赤字幅縮小・黒字化を進め、学園全体として安定した黒字を維持することを目指している。

最後に、評定については、学校法人浪商学園の「100周年ビジョン」を具現化するための財務戦略において、「各設置校の財政的自立を基本とし、学園が策定した資金計画を確実なものとする」と定められているが（資料10(1)-3）、現状ではその水準には達していないと考えている。したがって、評定はBとし、今後、近い将来に想定される熊取校地の設備建て替えに向けて、一層の経営効率化を目指していく。

終章

大阪体育大学が大学基準協会に加盟申請してから、7年周期の大学評価制度に従い、2008（平成20）年と2015（平成27）年、2022（令和4）年に自己点検・評価報告書を取りまとめた。今回は、4回目の認証評価に向けて、途中3年間の自己・点検評価を行い作成されたものである。

初回から今回までの間に、本学を取り巻く状況は大きく変化してきたが、とりわけ影響が大きいのは18歳人口の減少による受験者数の減少と他大学における体育・スポーツ系の学部・学科の増加（競争の激化）、そしてコロナ禍による国際、観光、芸術、そして体育・スポーツ系大学・学部・学科に対する高校生の進学意欲の低下が挙げられる。本学の受験生の実数は毎年減少傾向を示してきたが、この2年の間に増加に転じた。しかし現状は予断を許さない状況であり、今後も受験生の確保に向けて質の高い教学マネジメントを実践し、受験生から「選ばれる大学」を志向しなければならない。その目標を達成するために重要となるのが、自己点検・自己評価による大学の教育研究活動の質の改善と向上であることは言うまでもない。

本学は、大学基準協会に定期的に自己点検・評価に関する年次報告書提出してきたが、2018（平成30）年の年次報告書において、「2.1.1.内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか」という点検・評価項目に対して、「教育の質を保証するための目的や方針を明示し、それらを実現するための実質的な内部質保証の体制を整備しているものの、内部質保証のための全学的な手続の明示という視点では作業が立ち遅れている」（8頁）として、内部質保証への対応の遅れを指摘した。しかしその一方で、「2.1.3.方針及び手続に基づき、内部質保証は有効に機能しているか」という点検・評価項目に関しては、「内部質保証の制度・システムは実質的に有効に機能している」（10頁）というシンプルな記述があるのみで、具体的な制度とシステムに関する説明は省かれていた。

これを受けて、2022（令和4）年自己点検・評価報告書の第2章の「2.3.問題点」に記述したように、高等教育行政の動向に対して適切に対応しようとする当時の大学執行部の姿勢が不十分であったという点を踏まえ、2021（令和3）年4月より、教学マネジメントのさらなる改善に着手した。そのひとつが、全学的な内部質保証制度を構築するための「内部質保証タスクフォース」の設置であり、その結果、2022（令和4）年2月24日には学長裁定として「内部質保証に関する基本方針」が定められ、同時に「大阪体育大学内部質保証推進規程」と「内部質保証推進委員会規程」、そして「内部質保証実施要領」が定められた。さらに、「三つのポリシーを策定するための基本方針」のもと「学習成果の評価に関する方針（アセスメント・プラン）」「大阪体育大学成績評価ガイドライン」「大阪体育大学大学院評価ガイドライン」「大学が求める教員像及び教員組織の編成に関する方針」「学生支援に関する方針」「大学スポーツの振興に関する方針」「教育研究等環境の整備に関する方針」「社会連携及び社会貢献に関する方針」「国際化に関する方針」「研究に関する方針」「大学運営に関する方針」「目指すべき職員像および大学職員育成ビジョン」が同時に定められた。それに続き、内部質保証システムの構築に付随した現行規程等の改正が行われ、「大阪体育大学自己点検・評価委員会規程」（体育学部、スポーツ科学部、教育学部、大学院を含む）「外部評価委員会規程」「広報委員会規程」「教育充実のための取組方針」に内部質保証に関連する

新しい文章や文言が加筆修正された。加えて、学科ごとのカリキュラム・ツリーとカリキュラム・マップの作成にも着手し、2021（令和3）年度末に完成し、現在に至っている。

内部質保証システムの整備の完了は2021（令和3）年度末、本格的に稼働したのは2022（令和4）年度からであったことから、前回の2022（令和4）年の大学基準協会の評価においても内部質保証に関しては、「定期的な点検・評価の結果に基づく、改善・向上に向けた取り組みは行われておらず、内部質保証が機能しているとはいえない」という厳しい指摘を受けた。前述の構築した内部質保証制度の本格稼働から、今回が初めてその有効性や成果を検証する作業となった。

第2章の最後にも記したように、学校法人浪商学園の100周年を機に、系列校が足並みを揃えてビジョンを作成したが、大阪体育大学も「大体大ビジョン2031」を策定し、現在はそれをベースとして策定された第6次中期計画（2022～2031）が進行中であり、この中期計画の達成状況に関しては、これを毎年点検・評価するシステムが稼働中である。本学の内部質保証システムは、（1）「内部質保証に関する基本方針」は建学の精神、学是、教育研究上の目的及び各種方針等の実現に向けて策定されていること、（2）PDCAサイクルが円滑に推進されるよう、具体的な手順を実施要領として纏めていること、（3）内部質保証に係る方針や手続は教授会及び研究科委員会を通じて全教職員に共有されていることから、内部質保証のための全学的な方針及び手続を適正に明示でき、内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を適正に整備しているといえる。また、この方針及び手続は、教職員への周知・共有を図るとともに、ホームページで公表している。

効果的な教育方法の開発とその教育方法による学習成果を可視化する課題については、内部質保証推進委員会や自己点検・評価委員会といった全学的な視点で検討している。現状では内部質保証推進委員会が中心となり、IR委員会等と連携しながら、学習成果を検証するためにアセスメントプランに基づきFACT BOOKを2022（令和4）年度から作成し、また自己点検・評価の客観性や妥当性を高めるための取り組みとしては、学生や卒業生のアンケートを実施している。これらの検証に基づいた自己点検・評価、改善計画、取り組み状況報告のPDCAサイクルが、ひとつのシートで展開するシステムとなっている。

このように本学の課題であった内部質保証制度の確立は一応の完了したことになるが、2022（令和4）年度からの取り組みを検証するには2023（令和5）年度の点検・評価にかかわっているため、この検証は今年度（2024（令和6）年度）になる。この作業を経てPDCAサイクルの機能の検証をすることになる。一方で、全教職員が内部質保証に対する責任感と業務遂行の意識の醸成は大きな課題であるが、他大学の状況を視察する取り組み（2023（令和5）年度）やFD・SD研修会を通じて徐々にその意識変革が広まってきている。今後、中心的にこのシステムを担う教職員の配置や大学としての人材育成は大きな課題といえるが、今後、毎年この制度の運用によるPDCAサイクルがしっかりと回せているのかを検証していきたい。

また、前回の2022（令和4）年の大学基準協会の評価においては、財務については、大学部門では事業活動収支差額はプラスを維持しているものの、併設校において継続的に支出超過の状況となっていることに加え、併設校の校舎移転事業の実施等により、「要積立額に対する金融資産の充足率」が低い水準となっているという指摘を受けた。指摘事項の改善に向けて、浪商学園全体の財政基盤を確立するための具体的な数値目標や方策を策定し、2024

(令和6)年度は、大学を含めた学園全体で緊縮財政のための努力が図られ、改善の兆しが見えてきた。今後も、獲得資金の安定的な増加とさらなる投資余力を確保するとともに、経常収支差額については、大阪体育大学および大阪青凌中学校・高等学校の増収、その他設置校の赤字幅縮小・黒字化を進め、学園全体として安定した黒字を維持することを目指していくことは言うまでもない。特に、大学に関しては、2025(令和7)年度以降から目標とする入学者数を上方修正し、それを当面維持していくことを前提としたシミュレーションを実施して、学園全体の財務の健全化に向けた動きを強化している。現状では財務状況は予断を許さない状況ではあるものの、喫緊の志願者数の増加傾向を踏まえて、それを維持していくための学生募集活動に注力し、そして教学面での充実をはかり、学生の学習成果をあげる努力を継続していくことが必要である。